

令和 5 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 5 年 1 2 月 1 4 日
- ・ 開 会 令和 5 年 1 2 月 1 4 日
- ・ 閉 会 令和 5 年 1 2 月 1 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原	繁		12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表	監査委員	農業委員会	会長
総合支所	長	福祉課	長
会計	管理者	福祉課	参事
総務課	長	産業課	長
総務課	参事	移住・定住支援室	長
総務課	参事	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
住民課	長	住民福祉課	長
住民課	参事	総務課	主査
生涯学習課	長	生涯学習課	参事
監査委員事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
農業委員会事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和5年第4回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和5年12月14日（木） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田 栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	佐薙清美
会計管理者	阿部雅浩	産業課長 移住・定住支援室長	秋葉暢康
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	佐川雅仁	建設課長	高 昭寿
総務課参事	稲川浩司	建設課参事	山本純生
総務課参事	中村綱希	住民福祉課長	山本 晃
住民課長	星加政志	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課参事	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	井上 透	生涯学習課参事	村山 修
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平田義和	書記	見延 洸太
------	------	----	-------

以上のとおり報告する。

令和5年12月14日

大空町議会議長 原本哲己

諸 般 の 報 告

《令和5年11月27日～令和5年12月14日》

- | | |
|--------|---|
| 11月27日 | 第13回総務厚生・第12回産業建設文教合同常任委員会 |
| 29日 | 全国議長大会（東京都） |
| 30日 | 網走川土地改良区設立100周年記念式典（網走市） |
| 12月 1日 | ふれあい若返り演芸会 |
| 2日 | 認定こども園ひがしもこと発表会 |
| 8日 | 第6回議会運営委員会 |
| 9日 | 認定こども園めまんべつ発表会 |
| 10日 | ALPS処理水関連の水産業支援等に係る説明会（北見市） |
| 11日 | 第14回総務厚生・第13回産業建設文教合同常任委員会
第2回タブレット端末等導入検討小委員会 |
| 14日 | 令和5年第4回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣言

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和5年第4回大空町議会定例会を開会します

◎会議の宣言

◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において、6番、岩原繁議員及び7番、後藤忍議員を指名します。

◎日程第2、議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

◇議会運営委員会委員長 皆様改めておはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するに当たり、去る12月8日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が7人、町長から提出されております案件が15件であります。その内訳は指定管理者の指定及び条例制定等の議案が12件、令和5年度補正予算3件であります。また、議会提出議案の提出も予定されております。

したがいまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日12月14日に開会をして、12月15日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先程の議会運営委員会審査報告のとおり、本日から12月15日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

町広報担当者並びに報道関係者から写真撮影申し込みがあり、これを許可いたしましたのでご了承願います。議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますのでご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
松川町長。

◇町 長 おはようございます。令和5年第4回大空町議会定例会に当たりまして、行政報告を行います。

9月15日、老人福祉大会を挙行いたしました。コロナが第5類に移行したことから、75歳以上の方1,439名にご案内し473名の参加をいただきました。敬老褒賞者対象者は77歳の方が98名、88歳の方が61名、99歳の方が14名だったところであります。

9月25日から27日にかけて、航空会社へ訪問のため大阪府、愛知県、東京都に出張いたしました。25日は、大阪府伊丹市に本拠を置く株式会社J-AIRを訪問し、夏季期間運行いただいている伊丹線のお礼と次年度の就航について要望いたしました。翌日、愛知県名古屋市に本拠を有する株式会社フジドリームエアラインズを訪問し、流氷観光期におけるチャーター便の就航について要望し、翌日27日は、東京都において全日本空輸株式会社並びに日本航空株式会社を訪問し、航空情勢等について情報交換を行いました。

9月28日は、遠軽町で開催されたオホーツク町村会行財政委員会に出席いたしました。令和6年度採用予定の高校卒業者の試験における合格ライン

を決定したところであります。

10月2日、大空町表彰審査委員会を開催いたしました。各団体などから推薦いただきました15個人、2団体について諮問し審議いただきました。

10月5日、国道334号道路整備促進地域連携会議総会が美幌町で開催され出席いたしました。国道334号の整備に係る要望内容を確認し、北海道開発局及び網走開発建設部への要望日程を決定したところであります。

同日、北海道市町村立農業高等学校振興対策協議会研究会が大空町で開催され、私は大空高校の誕生までの経過と現状と題した講演をさせていただいたところであります。

10月11日は、網走市でオホーツク地域づくり連携会議が開催され出席いたしました。網走開発建設部からは地域づくり推進ビジョンの進捗状況、オホーツク総合振興局からはオホーツク地域連携地域政策展開方針の推進について説明の後、今回は脱炭素社会に向けた地域づくりについて意見交換を行いました。

10月19日は、長野県長野市で全国道路利用者会議第73回全国大会が開催され出席いたしました。防災減災国土強靱化のための5カ年加速化対策に必要な予算を十分確保すること、5カ年過疎化対策終了後も引き続き十分な予算を確保していくことなどを確認したところであります。

10月20日、国道334号道路整備促進地域連携会議網走開発建設部意見交換会が網走市で開催され出席いたしました。本町においては重点要望事項であり、千草登坂車線の整備と開陽の平面線形の改良について要望したところであります。

10月23日は、網走警察署の早期建て替え要望のため札幌市へ出張いたしました。要望には網走市市長と網走市地区安全運転管理者協会会長、網走市選出の道議会議員との4名で、北海道警察本部総務部参事及び北海道総務部長に対し要望書を提出し、昭和41年建設で老朽化の激しい現警察署の早期建て替えを要望いたしました。

同日、網走市で開催された斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会市長町長会議に出席いたしました。当初、この協議会の枠組みに参加していなかった清里町をオブザーバー参加とし、工事期間の延長に伴う使用開始予定年月の変更、施設整備スケジュールの確認、一部事務組合設立に向けた準備体制について協議をしたところです。

10月24日は、北見地区国有林野等所在市町村長有志協議会が北見市で開催され、出席いたしました。北海道森林管理局からの情報提供及び市町村からの意見要望として、国有林に逃げ込むエゾシカについて狩猟の許可を柔軟に対応して欲しいとの意見が出されたところであります。

10月25日は、国道334号道路整備促進地域連携会議北海道開発局意見交換会が札幌市で開催され、出席し、本町の重点事項について要望いたしました。

終了後、まちづくりメイヤーズフォーラムに出席いたしました。このフォーラムは、昨今の急激な社会情勢や自然環境の変化などを踏まえ、人、資源、エネルギー、経済の交流循環により脱炭素化の取り組みが促進され、地域活性化

するまちづくりについて道内の先進事例を参考にディスカッションするもので、今回はスポーツでつながる魅力ある地域を目指して、をテーマに株式会社ファイターズスポーツエンターテイメントの前沢取締役事業統括本部長の基調講演が行われたところであります。

10月26日は、札幌市において北海道町村会政策懇談会が開催され出席いたしました。午前の講演は、ドン・キホーテを運営している株式会社PPIH執行役員であります渡辺和博氏より、道内農産物の輸出拡大等についてのご講演をいただきました。午後からは分科会が開催されたところであります。政策懇談会のお昼の休憩時間を利用してオホーツク町村会臨時総会が開催されました。雄武町長の交代により空席となっておりました幹事に佐呂間町長を任命し、また、令和7年度採用職員試験の日程等について協議したところであります。

10月29日は、横浜市に出張し、誘致企業でありますボッシュ株式会社が4年ぶりに開催する職員家族交流会ボッシュファミリーデーに出席いたしました。関係者との意見交換並びに大空町の特産品の販売、PRを行ってきたところであります。

10月31日、北海道合併市町連携会議総会に出席いたしました。地方交付税の現状や国の経済対策について意見交換いたしました。

11月2日は、札幌市においてオホーツク圏活性化期成会北海道要望に参加いたしました。私は建設経済班に所属し高規格幹線道路の整備、地方空港の利用促進、さらには高等学校におけるエアコンの整備について要望したところです。

2ページをお願いします。11月3日は、大空町表彰式を挙行いたしました。消防貢献賞2名、社会福祉貢献賞7名、善行賞2名1団体、奨励賞4名1団体に対し表彰いたしました。

11月5日は、北見市においてオホーツク圏活性化期成会管内選出北海道議会議員要望に出席いたしました。

11月6日は、網走厚生病院運営委員会が網走市で開催され出席いたしました。コロナ禍による受診控えが継続し、外来患者数の減少、医師数、看護師数が定員を下回っているなど、従事者の確保に苦慮している状況等について説明を受けたところであります。

11月7日から8日にかけて東京都に出張し、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会秋季要望を行いました。7日は財務省、国土交通省北海道局、道路局に対し道路財源の確保、高規格道路女満別空港から網走間の第3回目の小委員会の開催について要望いたしました。翌日は道内選出国會議員に対し要望書の手交及び説明を行ったところであります。

同日、午後から安全安心の道づくりを求める全国大会が開催され出席いたしました。高規格道路の整備促進、予算の確保などについて決議文を採択いたしました。

11月10日は、大空町固定資産評価審査委員会を開催いたしました。令和5年度の固定資産台帳等の縦覧、閲覧結果等について報告させていただいたところであります。

11月15日は、東京に出張し全国町村長大会に出席いたしました。岸田首相が来賓として出席し挨拶され、その他、額賀衆議院議長、長浜参議院副議長、鈴木総務大臣、河野デジタル田園都市国家構想担当大臣、茂木自民党幹事長等による挨拶が行われ、また、法政大学名誉教授である岡崎昌之氏より町村へのメッセージを頂戴いたしました。

11月16日から18日にかけて、4年1度行われるオホーツク町村会町村長研修に参加いたしました。16日は、愛知県豊明市を訪問し地域福祉についての視察を行い、翌日17日は、午前には岐阜県高山市、午後からは飛騨市を訪問し、いずれも関係人口喪失、移住定住施策の取り組みについて視察したところであります。

11月20日は、姉妹都市の東京都稲城市を訪問し、議長をはじめ産業建設文教常任委員会委員の皆様とともに、高橋稲城市長はじめ市三役並びに北浜稲城市議会議長他、議員各位と意見交換をさせていただいたところであります。

11月21日は、大阪府に本拠を置く航空会社ピーチアビエーション株式会社を網走市長及び釧路市長と共に訪問し関西線並びに成田線について通年での運行を要請したところであります。運行機材の確保、パイロットなどの従事者不足など厳しい状況下ではあるが、令和6年の関西線の夏季運行について努力して行く旨回答をいただいたところであります。

11月29日は、札幌に出張し北海道教育委員会倉本教育長に対し、大空高等学校の教員について令和6年度、令和7年度の2年間、加配措置をいただくよう要請活動を行いました。

同日開催された市町村長政策研究会に出席いたしました。地域共生社会の実現に向けた取り組み、福祉がまちづくりを進める、をテーマとして厚生労働省社会援護局福祉課生活困窮者自立支援室米田室長をお招きし、話題提供を基に意見交換を実施いたしました。

12月1日は、特別職報酬等審議会を開催いたしました。特別職の給与、議会議員、非常勤特別職の報酬等について諮問を行いました。近隣市町村動向を見極める必要があるとされ継続協議となったところあります。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。令和5年第4回定例会において通告に従い一般質問に移らせていただきます。私の次にご登壇される議員の方と質問が重なるところがありましたら、ご容赦いただきたいと思います。

今回の一つ目の質問は熊の出没対策についてです。

全国及び道内各地において熊による人身事故や農作物の被害が多発をして

おり、新聞やニュース、週刊誌、ネット上などでも連日のように大きく取り上げられております。私たちの住む北海道のヒグマ対策については、昭和37年に十勝岳が噴火をし、降灰の影響等によりヒグマによる人身、家畜、農作物に対する甚大な被害が生じたため、昭和41年から春グマ駆除を開始したところ人身、家畜等の被害が減少するとともに捕獲数の減少も見られ人口の増加による耕地宅地化により生息域が分断、縮小されるなど生息環境が悪化したことにより一時個体数の減少が懸念されたことから、平成元年に春熊駆除は廃止となりましたが、春熊駆除廃止以降北海道では保護に重心を置いた政策を実施してきたことにより個体数は増加をし、人への警戒心が希薄なヒグマが都市部やその周辺地域など道内各地で頻繁に人の生活域へ出没することが問題になっております。大空町においてもヒグマの目撃情報が寄せられており今後も増加することが予想されます。そのようなことから地域住民の安全を守り、不安を払拭するためにもどのような対策を行っているのか、次の事項についてお伺いをいたします。

1点目、ヒグマによる被害状況、目撃数、出没件数、捕獲頭数について。

2点目、全国的に狩猟者の減少と高齢化が問題になっておりますが、私たち町の現状はどのようなになっているのか、2点町長よりお伺いします。

続いて大項目の二つ目の質問に移らせていただきます。二つ目の質問は介護保険サービスの現状についてです。

最近の新聞の記事で介護難民時代と大変ショッキングな内容が掲載されておりましたが、このような記事が掲載される理由としては、全国的に介護保険サービスを提供する介護事業所の倒産や廃業が大きな問題となっております。東京商工リサーチによると令和4年度の介護事業所の全国の倒産件数は統計開始以来最も多い143件でございました。介護保険サービスを提供する事業所は、新型コロナウイルス感染を恐れた利用控えや感染症対策へのコスト増、光熱水費や燃料費、物価などの高騰、人件費の上昇、人材不足等により、介護報酬の中でやりくりをする事業所にとってこうしたコストアップ分を価格に転嫁することは難しい状況にあります。経営難に陥っている事業所が今日も増加しております。そのようなことから、町内の介護保険サービスを提供する事業所の現状はどのようなになっているのか次の事項についてお伺いいたします。

1点目、町内における介護保険サービスの対象となる現在の要支援、要介護者数の今後の推移について。

2点目、町内で受けることができる介護保険サービスとサービスを提供する事業所の経営状況について。

3点目、全国的に介護人材の確保が問題になっているが、町の現状はどのようなになっているのか。3点、町長よりお伺いしたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員の一般質問にご答弁させていただきます。

大空町における熊の出没対策についてであります、大空町にヒグマ出没の通報がありますと町職員が現場でヒグマ等の痕跡があるかを確認し、熊の出没情報を熊メールの登録者に送信、ソラナビアプリ及び町ホームページに掲載、J A組合員や学校関係者へファクス紙によって速やかに町民に対しお伝えしているところであります。また、目撃現場または付近にクマがいる場合は猟友会にヒグマの駆除を要請し、被害発生防止に努めています。

1点目の被害状況、目撃数、出没件数、捕獲頭数について、令和3年以降の数値についてお答えいたします。

農作物被害につきましては、エゾシカとヒグマの被害の区別がつきませんので、合算した数字等になることをご容赦いただきたいと思います。

令和3年度の被害面積は40.86ヘクタール、被害金額は3,895万7,000円。令和4年度は、被害面積167.93ヘクタール。被害金額は4,224万8,000円と増加傾向を示しています。

ヒグマの目撃件数は、令和3年度で12件。令和4年度17件。令和5年度11月までで13件です。出没件数は、令和3年度で33件。令和4年度51件。令和5年度11月末まで30件です。令和4年度の数字が高い理由として、令和3年度に道内でのヒグマによる人身被害が9件14名発生し、ヒグマへの注意と傾向が高まったのではないかとそのように考えております。

捕獲頭数は令和3年度1頭。令和4年度4頭。令和5年度11月末までで2頭となっております。

次に、大空町のヒグマを含む有害鳥獣駆除に従事する狩猟者についてであります。

令和3年度の狩猟者は35名で平均年齢は55.3歳。令和4年度は32名で54.7歳。令和5年度は33名で55.7歳と人数はやや減少、平均年齢は横ばいで推移しております。このうちヒグマ対応に従事している狩猟者の実人数及び平均年齢は、令和3年度6名で65.6歳。令和4年度10名で58.3歳。令和5年度12名で54.6歳と実人数は増加、平均年齢は低下の傾向を示しているところです。高齢化による熟練した狩猟者の引退はありますが、近年は鳥獣被害対策のために狩猟免許を取得する20代から40代の方が毎年1名から2名ほど新規に有害鳥獣駆除従事者として加入され、ヒグマの駆除活動へも積極的に参加をいただいているような状況となっております。

続きまして、質問項目2点目であります介護保険サービスの現状についてご答弁をさせていただきます。

まず、現状の要支援、要介護者数と今後の推移につきましては、後ほど担当参事より説明をさせます。

次に、町内で受けることが出来る介護保険サービスと事業所の経営状況についてご説明申し上げます。

町内での介護保険サービスの提供状況であります、施設サービスとして両福祉会が実施する特別養護老人ホームが両地区で各60床ずつの120床、認知症対応型グループホームについては、以前は東藻琴地区にもグループホームが9床、女満別地区には18床の計27床がありましたが、人材不足等の

ため、東藻琴地区は閉鎖、女満別地区は半分休床となっており、現在は女満別地区9床のみの稼働となっています。

在宅でのサービス提供状況ですが、両福祉会が実施する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護事業があるほか、女満別中央病院で実施する通所リハビリがあります。通所リハビリにつきましては対象エリアが女満別地区のみとなっているところでもあります。訪問看護や福祉用具貸与、購入、老人保健施設サービスは町内に事業所が無いこともあり、近隣市町の事業所を利用しています。近隣市町によって大空町対象としているサービスについて利用しておりますが、距離的なこともあり希望どおりにサービスを利用できていない状況もあります。

要支援認定者のサービス調整、いわゆるケアマネジャーの役割を担うのは町が直営しております地域包括支援センターであります。要介護認定者のサービス調整をする居宅介護支援事業所は、町内に稼働している事業所3件となっております。一部は美幌町にあります事業所を利用していますが、要介護認定者の増加によりケアマネ不足の状態となることがあり、町でマイケアプラン作成等の支援を行い、サービス利用につなげているというような状況となっております。令和3年度、4年度はコロナ禍の影響もあって、サービス給付費実績は減少となりましたが、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類となった今後は、後期高齢者人口の増加等に伴い、サービス利用希望者の増加が見込まれるものと、そのように推察しております。

各事業所の経営状況につきましては、令和元年12月から令和5年5月までの新型コロナ禍の中、感染対策を講じたことによるサービス提供の減少、感染対策に掛かる必要経費、物価高騰等の影響で経営的には厳しい状況である。その様にお伺いしております。もちろん、町といたしましても、新型コロナウイルス感染対策に係る費用や物価高騰等に対する費用に対し地方創生臨時交付金を活用して一部支援をしてきたところではありますが、十分なものとはなっていないようであります。サービス事業者の状況などについては今後も注視しながら、要介護者等が必要なサービスを受けられるよう仕組みづくりや支援の方法等検討を行ってまいりたい、その様に考えております。

最後に、人材確保についてであります。

生産年齢人口の減少に伴い、介護従事者が当町のみならず、国全体の大きな課題となっているところでもあります。最近の報道等でも介護人材不足のために介護サービスの縮小や休止など大変厳しい状況に置かれております。先ほども説明したとおり町内グループホームの廃止や休止、通所介護においては、利用時間の短縮を図って従事者の負担を軽減するなどによるサービス維持に努めている状況であります。町といたしましても、従前は医療介護従事者就業支援補助金で就業者に対して、引越し費用や継続就業に対する補助を実施してまいりましたが、令和4年6月に従事者の確保や定着を図るために、事業所に対して対象経費の一部を補助する医療介護従事者等確保事業として制度を見直し支援をしております。成果といたしましては、これまでに外国人を含め5人の就業支援に結びついており、今後も3人の就業が見込まれているところでもあります。今後につきましては、現在の補助制度の利用状況や効果を判定

しつつ、どのような法則が有効であるか町内の福祉サービス事業所とも連携しながら、検討をしてみたいと考えているところであります。

以上、上地議員からの一回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 はい、佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 私からは項目1の現在の要支援、要介護者数と今後の推移について説明を申し上げます。

当町における要支援、要介護者認定者数は、今年度10月末現在458名で、令和4年3月末の455名と比べて3名増となっております。認定区分ごとの内訳は、要支援1が124名、要支援2が58名、要介護1が99名、要介護2が48名、要介護3が52名、要介護4が48名、要介護5が26名となっております。当町の特徴といたしましては、全国や全道と比べまして認定率が低く推移しており、要支援1、要支援2の軽度の認定者が多く、全体の4割程度を占めている状況となっております。今後の高齢者人口や要支援、要介護認定者数の推計ですが、厚生労働省の見える化システムによれば65歳以上の人口は2025年2,540人がピークに、75歳以上の後期高齢者人口は2030年1,586人でピークになります。要支援、要介護認定者数のピークは85歳以上人口がピークとなる時期と重なりまして、2,040年に530人となる推計となっています。

以上で、現在の要支援、要介護認定者数と今後の推移について説明を終わります。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。町長よりご説明をいただきましたが、1点、2点まとめてご説明いただきましたが、実際に熊の目撃数とか出没数などもお聞かせいただきました。駆除数などについてもお聞かせをいただきました。やはり少し私たちの町、令和4年度が4頭と大変多かったのですが、令和5年度時点で2頭という事であったのですが、今後また多少前後あるかもしれないのですが、やはり説明でもあった様に北海道全体通して人身事故が出てきているのと、農作物被害については鹿とまとめているということで、令和4年度が4,000万円以上と少し増えてはいるのですが、明確な数値がないというのは鳥獣被害防止の関係でも、令和3年度の実績を見ているのでわかっているのですが、その中でやはり人身の関係です。今はなくても近隣やそれこそ阿寒町とかで釣りの方が襲われた例とか、あと滝上ではハンターが襲われたり、北海道で1962年から10月末の時点の件数を出しているのですが、全体で154件そのうち25件がオホーツク管内ということで1番多いのです。私たちの町を持ってもいつ起きるかわからないのですが、実際にニュースや動画とかでも上げられる駆除に対していろいろな苦情というか、誹謗中傷中には心ない言葉が問題となっております。実際に酪農業とかで1番有名なものとしてはOSO18です。それは乳牛66頭襲った正に有名な

熊なのですが、その問題個体でさえ駆除した場合にクレームが来てしまう。また、都市圏に出た場合でも、札幌とかに出た例なのではすけれど、実際に市街地に出てどうしてもやむなく駆除する事例もあるのですが、そうすると自治体の方に多数の問い合わせが来たり、中には地元の猟友会まで調べて、猟友会自身にそのような心ないことを連絡する方もいると言われております。私たちの町においては幸いそのような事例は出ていないのですが、今後やはり市街地周辺とかに出た場合にニュース、動画で上げられた場合、同じようなことが起きるのではないかと、やはり職員の方をしっかりと守るために、極端な話カスタマーハラスメントの対策をしっかりとしていかないと、それこそ地元猟友会の方に、せっかく熊を危険な熊を駆除したとしても、苦情自体がそちらに行くとしたら熊などで、あくまでも義務ではないので、命をかけてやっている中で、そのような声がかかるということは、意思が折れるというか、そのようなことをしたくないという方も出てくるのではないかと大変心配しております。実際説明の中で熊の駆除の関係で、熊の関係で結構人数の方も増えて12名と令和5年度の数値も教えてもらいましたが、ずっとそういう方たちの心が折れない様にしっかりと対策をしていただきたいと思いますし、また、もう1点、駆除につながるのですけれど、捕獲促進事業、北海道のほうで1,500万円今年度計上しているのです。やはり春の熊の駆除、春季捕獲促進事業、実際令和4年度20市町村が行っているのですが、実際行ったのは5市町村ということでございました。市街地周辺の問題の出る可能性のある熊を駆除するという事でございましたが、春季捕獲促進事業、これ、実施する自治体に対して出動するハンターに2分の1程助成すると、又は育成どうしても講習とか研修とかそのようなものに経費も充てられるというものでございます。私たち町として春季捕獲促進事業をやる考えがあるのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの再質問にお答えしたいと思います。

ヒグマ駆除に対する苦情対応、これ新聞やニュース等でも駆除した事に対して町外の方、あるいは道外の方から動物愛護の観点から苦情を受けたというようなことが出ております。

当町ではヒグマの駆除については、現時点では目撃情報というものは町民の皆様にも、あるいはホームページで誰でも見られるように公表しているところであります。実は過去に捕獲状況について公表していた時期がございます。その際には駆除したことに対して苦情があり、その対応で業務に支障をきたしたことがあったというようにお伺いしております。道内でのヒグマ駆除そういったものに苦情が多く寄せられているという状況もありますので、本町については駆除についての情報というのは、これからも出す考え方は持っておりません。ただ、議員おっしゃったように市街地に熊が出てそれをニュースだとかテレビカメラで映される、今は携帯電話でもそういった動画情報だとか出ますので、そういったものが外にオープンとなったときに、やはりそうい

った場合に町あるいは猟友会に対しで非難というものがひょっとしたら出て来るのかもしれませんが。それを防ぐという手だてというのはなかなか難しいのではないかなと思いますけれども、そういったところで職員だけではなく、猟友会の皆さんも善意で駆除いただいているということもありますので、そういったところで挫けない様に町もしっかり猟友会と一緒にしながらそういったところ熊の駆除等を支えてまいりたいとそうように考えております。

そうしてもう一つご質問をいただきました、熊の頭数の抑制ために春季に、春におけるヒグマの駆除でございます。実は令和5年度も北海道から大空町やる予定はないかということで、全道に調査があったかと思うのですが、実は大空町春熊の駆除をするということで、手上げをして、実際春の巣穴に入っている熊を駆除するということの作業まで行ったのですが、実はその巣穴にはもう居なくて冬眠からぬけて山に出ていたり、痕跡を見つけても結局は駆除出来なかったということもあって、実績としては令和5年度は無いということになっておりますが、令和6年度北海道に引き続き、熊の本年度は特に被害が多かったと思います。春熊の駆除について議員おっしゃったように補助等出して市町村に呼びかけというようなことを考えているようでございますので、大空町としてもこの春熊駆除について手上げをして行っていきたいと考えております。それは当然頭数の減少もさることながら、この春熊駆除というのは雪が残っていることで足跡がわかって、巣穴に入っていて、比較的熊を駆除しやすいということで行っていることもありますし、また若いハンターにこの比較的駆除しやすいこの時期に、教育を込めて駆除するというようなこともありますので、そういったところを活用させていただきながら、本町も行ってまいりたいと考えております。

ただ、実は道の要綱等がまだ固まっていないものですから、実際どういったものが対象になって、どこまで補助いただけるのか、そういったことをしっかり把握して、予算、議会等の予算等に間に合えばそこで計上させていただきますし、間に合わないようであれば既存の予算の中で対応させていただくなどを行ってまいりたいと、そのように考えているところであります。

以上2回目のご質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 苦情対応これからどの様な事が起こるか分らないですし、しっかりこのことについても取り組んでいただきたいと思います。春季捕獲事業の考えを聞かせていただきました。道の方がまだ定まってないところもあって予算の方なかなか難しいということもお聞きしましたし、また残雪期でないといけないので、2月ぐらいとかそのぐらいになるのかな、既存の予算で対応するという事だったのですがけれども足りないという様なことがないようにこの点も地元の猟友会としっかり連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

続いてこれに関して皆さんもご存じかもしれませんが、知床半島の方のヒグマ管理計画というものを参考にさせていただいたのですが、これ環境省が

定めたものですが関係する北海道そして標津、斜里、そして羅臼なのですけど、その中でゾーニングと言って区域を分ける、鳥獣被害でよく言われた区域を分ける、簡単に言うと市街地域とか集落、郡部とかそういうものをしっかりとゾーニングすることによって被害防止に役立てているという例もあるのです。実際にヒグマの危険度って0から3まで在るのですが、3と言えぱ人に被害を与える可能性が高い問題個体といわれるのですけれども、そのように計画の中色々詳細が出ているのですが、私の町も知床財団と協力して生息調査とか色々行っていますので、そのような手法も一ついいのではないかと、なので区域を分けるかということと実際市街地、問題個体とか確定する材料となりますし、また市街地に出た場合はなかなか発砲できない、なぜかということ鳥獣保護管理法の関係で、なかなか原則は発砲出来ない、2例だけ撃てる者はあるのですけれども、警察官が命に差し迫った状況の場合は職務執行法第4条で発砲出来るのですよ。あともう1点が警報上の緊急避難ということでハンター自身が襲われた場合発砲することが出来るのですが、なかなか発砲に至るのは大変なことだろうなど。実際に砂川で裁判事例になったケースもありますし、猟友会の方はあくまでも命を懸けて、まあボランティアに近い存在というものもありますので、それらについてやはりしっかり判断基準、これについては国会の討論の中にもあったのですが、公安委員長の方で明確な発砲基準を検討してまいりたいということだったのですが、やはりどういう場合に対応するか、発砲とかそれこそ警察とかも関係するので、まあそちらとしても連携してしっかり考えていかなければいけないのではないのかと。実際に明日、明後日出る可能性も無いとも言えないので。

もう1点は、ゾーニング以外としてもう1点が出動報酬。確か一回お聞きしたのですが1人9,000円だったと思います。熊1頭駆除した場合1万円というお話も聞いたのですが、これ、自治体によってさまざまに実際駆除で5万円出している所もあれば、出動でうちより低かったり高かったりするところもあると。そういうこともあって正当な対価というものをしっかり見直す時期に入っているのではないかと。このことについてあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員のご質問にお答えしたいと思います。

春季熊の捕獲については猟友会とも連携をしながら進めてまいりたいと考えているところであります。また、その生息区域のゾーニングというところでございますけれども、大空町の区域の中でどうゾーニングしていくかというところはまだ町として具体的なものは持っておりませんので、そういったところは、知床財団、うちは熊の生息調査をお願いしているというご縁もありますので、そういったところで知床財団のご協力をいただきながら検討していく必要があるのかなと思っております。

また、市街地に出没したときの発砲基準と言いましようか、これにつきましてはなかなか町としての基準というのは持つことはできませんので、そうい

った部分についてはこれからも警察であったり、そういったところときちんと連携しながら警察、猟友会、町3者で共同して町民の生命等熊から守るという事を考えていかなければならないかなとそうのように考えております。

そうして、出動報酬でございます。これにつきましては議員おっしゃる通り各市町村で出動手当や捕獲手当、またさらには鉄砲の弾であるとか、資機材費そういったものの支援というのは、バラバラ個々それぞれの自治体で持っているのではないかなと思っています。これを一概に全て統一するようなことは難しいと思っておりますけれども、そういったところもきちっと猟友会と協議しながら、適正な報酬等について見直しを行ってまいりたいとその様に考えております。

私、昨年職員に連れて行っていただいて、箱罾に入った熊の止め刺し、銃で仕留める現場を見させていただきました。そんなに大きな個体ではなかったのですけれども、箱罾の中で凄く暴れていて、罾には入っているのですけれども、本当に恐ろしいなというふうに感じたところであります。その箱罾に入っている熊を仕留めるという事でも大変なことでありますし、ましてや箱罾に入っていない外にいる熊を駆除するというのは本当に大変な危険を伴うのではないかなと、そのように思っております。そう言ったことも踏まえながら、猟友会ときちんと適正な報酬というものがどういうものなのかというところをしっかりと協議して参りたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 続いて町長からも箱罾に入った熊の駆除実際に見させていただいたということをお聞かせいただきました。止め刺し銃ですけど、跳弾気を付けて行うということで、大変これも簡単なものじゃないものであって、大変怖い思いをしたとまさにそのとおりだなと思いますが、続いて、改めてお聞かせをいただきたいと思うのですが、先ほどハンターの平均年齢とかお聞かせをいただいて、比較的私たちの方の人材、若い人も2人入ったとか、若くなって平均的に55.7歳と、令和5年ですけどその様に若いのだなとそのことについて安心はしましたけれど、やはり人数的にはどうしても高齢の方が少しずつ辞めていっているのかなという印象を受けたのですが、実際さきに触れた様に資機材、自治体によっては助成して、助成にも大きい違いがあると、うちの場合狩猟免許取得については助成しているのは知っているのですが、実際にやはり銃を購入するとなると大体新しい物で20から30万円、中には40万円、猟友会の方に聞いたのですけれども100万円する銃があるのだよとかお聞したこともあるものですが、そこまではないのですけれども、やはりお金が掛かる、そしてロッカー、保管するロッカー等も購入しなければいけない。そして、先ほど触れたようにやっぱり物価高騰の影響で弾の値段も上がっているんで、やはり消耗品などをしっかりと支援できるところは支援していかなければいけないところに入っているのかなと思っております。でないと実際に今後ハンターになる人がなかなか、ハンターになるのも難しくなってくる

のかなと。幸いですけれど、良いか悪いか鳥獣被害でいろいろニュースとか出たおかげかもしれませんが、実際に狩猟免許取得しようとする方が北海道全体で増えているということもありました。夏と冬２回試験なのですけれど、定員１，２１２人に対して２２２人以上上回ったと。これ感染対策で定員設けていたのはあるのですが、追加で２月、３月に試験対応するということでありましたから、そのように一時注目集まっている間は良いのですけれど、やはりどうしてもハンターがなかなか足りなくなる時代にも入ってくるのかなと。実際猟友会も４０年の間に４分の１ぐらい５，６３１人３月末で、その様に減ったという経緯もありますので、しっかりと今後若い人、どうしても経済的に難しい部分もあると思うので、もう少し支援の形というものも検討していく必要もあるのではないかと思います、このことについてのどの様にお考えか改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からのご質問でございます。

銃の購入であったり、弾の購入であったりさらには銃を所持すると鍵のかかるロッカー保管庫を購入してそこに入れなければならないといった、本当に経費というのが掛かるのではないかなとそのようにも思っております。そういったところの費用に対する支援でございますけども、うちはたまたま、なんとか猟友会の銃の所有者の方の数というのがある程度横ばいで行っておりますけどもこれから人口も減っていく中で、恐らく高齢化もそうですし、狩猟免許をお持ちの方というのも減少していくのではないかなと思っております。そういった銃の購入等の支援がそういったところの下支えになるのであれば、そこについては今後検討していかなければならないかなと思っておりますけれども、これにつきましても猟友会の皆様と一緒に町、熊だけに限らず有害鳥獣である鹿であったり、キツネであったりそういったものをやはり適正に管理していくということの中でしっかり対応していきたいと考えておりますので、そういったところで今後もこの点について、またご指導等いただければなとそのように思います。

◇議 長 ９番、上地史隆議員

◇上地議員 はい、９番。１点目については地元猟友会ともしっかり密に連携をしながら取り組んでいただきたいと思います。１点目についてはこれで終わりたいと思います。

続いて２点目の大項目２点目のほうに移らせていただきたいと思います。

実際に現在の要支援者数とか、要介護の方の数とかもお聞かせいただきましたし、高齢者の方もどうしても高齢化率で増加すると、実際にサービスを受ける人が増える可能性がある。そのようなこともお聞かせをいただきましたが、その中でやはりサービス種別とかも聞かせていただいたのですけれども、なかなかサービスのほう受けられない現状も少しずつ出てきているのかなと

心配を受ける内容でございました。特養で両地区60床ずつ120床、そしてグループホームだけ残念ながらワンユニット9名ということですが、その中でやはり在宅の基盤をなす訪問介護とか、訪問介護事業所が北海道内結構減って5年間で43市町村77カ所減ったということもあります。実際に取引のある事業所も美幌だったのですが残念ながら人手がなかなか確保できないということでやめられてしまった経緯もあるのですが、実際あの基盤のなす訪問介護事業所なのですけども、訪問介護って簡単に言えば三つなので分ければ、調理、洗濯、家事など行う生活援助と、2点目が身体介護、入浴とか排泄の介助をして、あと3点目になるのですが、通院の乗降介助というのが通院の時のその中で多職種連携会議、通院の関係で問題になった。通院の付き添いが東藻琴の場合町内はいいのですが、網走のほうだと難しいから、網走の事業所ともこれから調整しなきゃいけないねという課題も出ていたので、多職種連携会議で出ていたのです。あと、生活援助の部分はいいのですが、身体介護がなかなか回数取れないという現場の問題も起きているので、やはり近隣の市町村で利用することもできるのですが、そうすると移動の時間って介護報酬に含まれていないので、だからやはりなかなか苦しい経営の中で引き受けていただくということもあります。実際キロとかは契約のとき1キロ何十円と契約書を結んでいると思うので、それについては多少入るものもあると思うのですが、それだけ苦しい状況になると実際に来年も出来るかどうか分からないと本当に思いつめた感じで言われたこともあります。取引のある事業所から。通所リハビリは東藻琴が受け入れないので、デイケア、通所リハビリデイケアなのですけど、東藻琴の地区の方も通常リハビリのことで、もう少しリハビリができれば要介護重度化とか防げたりする例もあるのではないかと課題もありました。実際デイケア受診も新たに新規の方受け入れようとしたら予約をしなきゃいけない状況とかもあったのです。デイサービスについても両地区が、一生懸命大変な中それこそコロナの影響とか、体調悪いと休んだらその分報酬入りませんから、大変苦しい経営をされているということもお聞きしています。人材もギリギリなのですけども、何とかサービスを維持していただいているというのが現状であって、実際にデイサービスも酷い時には新規の方3カ月ぐらい待つ時期もあったのです本当の話で。そのように経営人も大変苦しい中で、やはり町として一部支援、地方創生の臨時とか使って支援してきたのがあったのですが、事業所なので急にやめるってこともあったら困るのです本当の話、新聞でもある様に急に事業所で止めて介護難民という言葉は使いたくないのですけど、そのような事例がいつ起きるかわからないという不安もいただいている。やはり言われている様に、これからも緊密に連携して、支援できるものを今後支援してほしいと思いますし、国としては介護報酬来年度改定なのですけども、引き上げとは言っているのですけども、財政的に引き上げなるかという心配もありますし、介護保険もぐるっと変わる可能性もあるので、そのようなこともしっかりサポートしていただきたいと思います。このことについて、何かもう一度お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの介護サービスに関する再質問をいただきました。

介護サービス事業については特養、さらにはデイサービスだとか色々あって、過去は特養とか、デイサービスの部分は利益が上がるけれども訪問介護といった部分はなかなか厳しいというような話を受けておりましたが、今は恐らく特別養護老人ホームの経営もデイサービスの経営も全て経営については大変厳しい状況にあるのではないかなと、そのように考えております。

本年度国は介護報酬の引き上げを予定しているということですが、なかなか新聞で見る限りその介護報酬の引き上げというのが従事者の給与そういったところの部分は引き上げるけれども、実際にこの物価高騰そういった部分の引き上げというのがどれだけ見ていただけるのかということところが本当に見えていない状況になっております。そういった中で、それが引き上げられてもまだまだ経営というのは厳しくて、さらには人員不足も相まって本当に大変なのではないかなと考えております。そういったところは経営をどう持続させていくかということは、これは町民の皆さんがそういったサービスを受けると言ったときに町内で受けられないと、今まで受けられたのに受けられないということにならないように、そこはしっかり大空町にある両福祉会とも連携をしながら、先程議員おっしゃられた介護難民ではないのですけども、そういったことにならない様に取り組んでまいりたいと思います。

また、地方創生臨時交付金を活用させていただいて、さまざまな支援をさせていただきましたけれども、今後そこが認めないとなった時に、見込めないから支援が出来ないということではなくて、やはり見込めなくても、やはり医療と福祉というのは、私は町内になくってはならないものだと思っておりますので、そういったところでどう支えて行けるか、支援していけるかというところをしっかりと考えてまいりたい、そのように考えております。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 町長より、来年度介護報酬がどうなるかまだわかっていないという中で、不安を抱く事業所の方も多数いるだろうと。是非、医療福祉というものは、なくてはならないものなのでしっかりこれからも事業所と連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

続いて、これで最後になると思いますが、人材の確保についてお伺いしたいと思います。実際に医療介護等従事者の支援事業、事業所に対して一部行っているということで、海外の方とか含めて5名、うち3名ということもお聞かせいただいたのですが、なかなか外国人の方も、今、働く場所を選んでしまうような時代に入っていて、待遇の良いところにどうしても行ってしまう。実際に都市圏と比べれば道内の平均が17万円から19万円位だったかな。そして都市圏は20数万円以上出すところの施設もある。ですけれど施設側としてもなかなか給料をそこに合わせる事が難しいということで、諦めている施設も出ているとお聞きしております。また、実際受け入れても、宗教上の違い

とかそういうことで、せっかく勉強して定着してもらえればと思ったのが、他に行くとか、そういうことも課題になっております。私たちのところで受け入れているのですが、やはりしっかりと待遇面なども見てあげないと、すぐに他に行ってしまったら、せっかく育成したのが無駄になるというか、選ぶ権利もあるので仕方ないのですけれども、やはりそういう人たちをサポートもしっかりしていただきたいなと思っております。実際に全国的にも、北海道の受け入れ5.7%と低いということもお聞きしていますし、あと実際外国人の方を受け入れた場合、講習費用とか管理団体に月5万円とか、講習費用20万円1人とか、セミナーの協会とかも言っていましたが、そのように大変なものもありますので、やはりコミュニティ持っているので、1回悪いと評判が付いてしまうと次受け入れられるのがなかなか難しくなってしまうという恐いところもあるのです。そういうところもありますので、あと実際受け入れた場合、指導する方も負担になっているということを実際に近隣の自治体の事業所の方で受け入れているところがあるのですが、そちらでお聞きしたのです。やはりどうしても日本の方と違って差別とかではなくて、文化も違う、習慣も違うから、なかなか従来の業務をしながら教えるのは大変なことだと言われております。そのようなことから、やはり行政として支援できるところ、しっかりとサポートしてあげないと他の産業にもつながる問題なので、この点については今後考えていく必要もあるのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか改めてお聞かせをください。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からのご質問にお答えいたしたいと思えます。

人材の確保というのは一回目のご答弁でも申しました様に、これは大空町だけの課題ではなくて日本全国の課題でありまして、それも介護だけじゃなくて、さまざまなサービスの中で人材を確保することが本当に困難になってきているのではないかなと思います。これからは多分人口減少そして少子高齢化の中で、ますます国内の人口というのは当然奪い合いになりますから、どうしても人の力を使う様なサービスを提供するところはやはり外国人材というところに頼って行かなければならないのかなと、そのように思っております。

そういった中で、当町における福祉法人もそうですけども、企業においても外国人材の方に働いていただいて何とか企業経営そして福祉の事業運営を支えていただいているというところがございます。町内でも何国かの国々の方々が来ていて、コミュニティが取れているところもあるのですけれども、なかなかうまく取れていないということもありますし、また、日本語というか日本の文化に馴染めないといった、そういったこともあるのではないかなと思っております。先日、朝のニュースで帯広から講師を派遣して、いろんな外国人、雇用されている外国人に日本の文化であったり、あとは日本語のちょっと難しい様なところを講師の方が教えたりして、終わった後に交流するという様な取り組みが行われていました。当然講師を呼んだりするのは無償でやっ

ていただけるものではないかなと思っておりますので、今後、介護の部分だけじゃなくて、大空町にお越しにいただいている外国人材の方に一堂にそういう場にお集まりいただいて、その方々のコミュニティだとかそういったものを深めて、大空町に愛着を持っていただけるような、そんなことをこれから検討してまいりたいと考えております。

本当に段々と恐らく外国人材の方を受け入れる数というも増えていくのではないかなと思いますけれども、大空町で働いてよかったなと思っていただけるような事を町としても行政としてもしっかりと企業あるいは福祉施設そういった所とも連携しながら進めてまいりますので、ご指導等いただければと思います。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9 番。町長から説明をいただいて、そうですね福祉だけじゃなくてほかの企業とかもやはり人材不足のところもありますし、一堂に集めて、先ほど講師を招いたり、コミュニティを深めたりと、また愛着を深めていただくと町に対してそのような取り組みがこれから必要になってくるのではないかなと思いますので、是非、先進事例などもあると思いますので、しっかりと今後とも取り組んでいただきたいと思います。

以上で一般質問を終了いたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 これから益々需要性が増して行くであろう外国人材をしっかりと町としても支えながら、町内の福祉サービスさらには企業経営が持続していくように努力して参りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。
ここで 10 分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前 11 時 11 分)

(再開 午前 11 時 20 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
日程第 5、一般質問を続けます。
次に 7 番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 はい、7 番。令和 5 年第 4 回定例会、通告に従い一般質問を行います。
質問項目は、大空町の農業農村整備事業についてであります。

大空町では、農業農村整備を促進するため、各地域からの要望を踏まえ、かつ、関係機関、団体等と連携しながら農業生産力の維持強化のための広域的な農業生産体制の整備を行い、足腰の強い農業の振興を図っているところです。

なお、農業農村整備とは、水と土を相手に自然との共生を図りながら営まれている農業を支援のため、営農条件を改善するため水田、畑の整備、農産物などを運搬するための農業用道路の整備、農村の環境整備等を行っている事業の総称されており、また、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて、農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給、多面的機能の発揮の実現を図るための施策であり、食料自給率の目標達成の前提となる食料供給力の強化には、農地、農業用水の確保、担い手の確保、育成、農業技術水準の向上が不可欠であり、そのためには農業生産基盤の整備が重要であると農林水産省より示されているところであります。大空町が今後も持続的に農業が発展していくためには、農産物の生産の安定と品質の向上を図り、農地を計画的に整備することや農業用施設の老朽化に伴う整備や維持補修を行っていくことが必要であると考えます。次の２点について町長より伺いたいと思います。

小項目１点目、国営、道営、団体営の各事業の実施状況について伺います。

小項目２点目、農業農村整備事業についてどのような認識及び考え方で進めていくのか、

以上２点につきまして町長よりお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員から頂戴しました一般質問、大空町の農業農村整備事業についてご答弁をさせていただきます。

まず、１項目国営、道営、団体営の各事業の実施状況につきましては、後ほど担当参事より答弁させます。

次に、農業農村整備事業についての認識及び考え方がありますが、国営事業、道営事業、団体事業により採択要件や活用のしやすさ、そういったものが異なっております。

国営事業の採択基準は大変厳しく、かんがい排水事業で受益面積が１，０００ヘクタール以上であること、また、広域の整備になりますので近隣市、町との連携協議も必要となっておりまいます。新規地区の要請をしてから採択まで標準的地区で地域方向性整備検討調査に３年間、地区調査に３年間、したがって、採択まで６年間を要するという長い期間が掛かるものでございます。国営事業による整備は、規模の大きな総合整備事業及び用排水路整備事業、国営造成施設の更新などの場合に活用しているところであります。令和５年度着手の国営かんがい排水事業網走川豊住地区は平成２８年度８月に三つの台風の上陸を受け、住吉地区、豊里地区に概ね１００ヘクタールの被害が生じたところであります。また、現在の豊住排水機場は計画地の降雨量に比べ、近年１０カ年の降雨量は１．６倍程に増加しています。このように施行年次から考えますと、長寿命化計画に基づき、施設の延命をすべき施設ではあるところでありますが、近年の気象状況変更など、急遽整備しなければならない事例も出

てきているところでもあります。

一方道営事業は地区事業費の上限が概ね20億円で、地区事業費が10億円以上の場合2カ年の計画期間、10億円未満の場合は1年間の計画期間が必要となるものです。以前より採択基準が緩和されましたことから、道営事業につきましては取り組みやすいものとなっているところでもあります。そのことから農業者が要望する事業を十分取り込めるよう小さく地区割をして事業実施をしているところでもあります。しかし、この道営事業の中で、大空町の施設整備になります道路整備につきましては、今後は新設されることで交通量が多くなるなど、明確な整備理由がない場合を除き道路整備は、なかなか実施は出来ないのではないかとそのように考えているところでもあります。

また、排水路の整備につきましては、近年の大雨等で現況の暗渠では処理できない箇所、勾配が急で排水路が洗堀される箇所などそういったところを重点的に整備してまいりたい、そのように考えてございます。

団体営事業ですが、団体営事業のメリットは採択までの期間が近く簡易な計画で申請し、許可が下りれば事業実施が可能となります。令和5年度要望し、許可が下りましたら、令和6年度から事業実施が可能となるものであります。また、採択基準も低く、受益者2名以上、事業費が200万円以上と取り組みやすいことがメリットでもあります。しかしながら、国営、道営事業と比べ地元負担額が高いというデメリットがあります。地元負担額は道営事業の概ね3倍程度になります。また、簡易ではありますが計画作成、工事の発注、施工監理、完成まで事業主体が行うことから、職員の事務負担というものが大きいものであります。しかし、国営事業、道営事業で整備した施設の更新ができるということから、団体営事業の取り組みが多くなってきております。

大空町の対応方針として、国営や道営事業といった上位事業で対応できない場合、また、緊急性を要する場合、維持管理の整備などは団体営事業で整備してまいりたいと考えているところでもあります。

以上一回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 国営、道営、団体営事業の実施状況でございます。

国営事業は、まず網走川土地改良区の管理施設であります西幹線配水路の整備をしております国営かんがい排水事業、網走川中央地区。次に、近年の降雨量の増加で排水処理が困難となっております豊住排水機場を整備しております国営かんがい排水事業網走川豊住地区の2地区でございます。

道営事業は、女満別地域で大東地区、大成地区、中央地区、巴沢地区の一部を実施しております。水利施設等保全高度化事業女満別南部地区、開陽地区、日進地区、朝日地区、巴沢地区の一部を実施しております水利施設等保全高度化事業東部高台地区。本郷地区を実施しております農業競争力強化農地整備事業本郷2地区。豊住地区を整備しております農業競争力強化農地整備事業豊住1地区。豊里地区を整備しております農業競争力強化農地整備事業豊住2地区の5地区でございます。道営事業の実施地区は、大空町女満別地域で5

地区、東藻琴地域では現在実施している地区はございません。

次に、市町村農協土地改良区等が実施事業主体として整備します団体事業でございます。古梅ダムの老朽化施設の更新等を行っております、農業長寿命化防災減災事業古梅第3地区、道営事業で整備しました畑地かんがい施設の整備更新をしております、農業長寿命化防災減災事業、女満別第一幹線地区、女満別第2幹線地区、報徳第2幹線地区、田中幹線地区、本郷排水機場の電力機ポンプの分解整備を実施しています農業長寿命化防災減災事業美女地区、大成第4地区の排水路の整備を実施しております農地耕作条件改善事業大成地区です。

また、国営事業で整備されました古梅ダム畑地かんがい導水管を管理しています基幹水利施設管理事業古梅地区、本郷排水機場と基幹排水路を管理しています基幹水利施設管理事業美女地区、豊住排水機場と用排水量を管理しています水利施設管理強化事業網走川地区への10地区となります。

以上、説明については終了させていただきます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。1点目の国営、道営、団体営の各事業聞きましたけれども、大変事業量が多数で担当者の方は大変だと思うのですが、本当にご足労願っておるところでございます。

再質問させていただきたいのですが、今、大空町では管内の他町村と大空町の事業の実施状況はどれぐらい、今、大空町のは聞いたのですが、他町村はどのぐらい取り組んでいるのかお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

他の管内の取り組み状況ということでございます。令和5年度なのでございますけれども、オホーツク管内東部耕地出張所管轄の網走市、美幌町、小清水町、清里町、斜里町、大空町が管轄区域なのですが、こちらにおける道営農村総合整備事業の実施事業でお知らせをしたいと思います。

網走市が5地区で事業実施をしております、美幌町が3地区、小清水町が2地区、清里町が1地区、斜里町が1地区となっております。大空町については合併した町ということもあるのかもしれないのですが、管内の状況から見ても結構事業の方は多く行っているのかなとそのように思っております。

オホーツク管内全体の団体営事業の実施状況ですが、農業水路等長寿命化防災減災事業は26地区で実施され、農地耕作条件改善事業については全体で7地区事業されているというような状況となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。今、管内の他町村との事業の実施状況について聞かしていただきましたけれども、大空町では多数、網走湖最終的に水は低いところに流れるわけですから、網走湖に面しているっていうこともあることもさることながら、やはりここ近年温暖化の影響で直近では干ばつ傾向でありますけれども、先ほど担当参事よりお話しありましたとおり、大雨が降った際には影響を受けやすいということでございます。しかしながら、経営の安定化を図るためには作物栽培途中の一過性の大雨、長雨などの影響を最小限にとどめて、作物の収穫量確実に得ること、ということが1番大事になってきますので、今後とも継続的に事業を行っていただければと思います。

ここで、再度再質問させていただきたいと思うのですが、先ほど現在の各事業の実施状況プラス今後の整備事業の予定についてありましたらお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

道営事業等の農業農村整備事業につきましては、議員も最初におっしゃられたとおり、北海道この大空町は食料供給の拠点として重要な役割を果たしておりますし、これからの猛暑そういった中にあってもやはりこの北海道オホーツク地域、しっかり農業、農産物を国民に届けるというような責任を私は負っているものと考えております。そうした中で、毎年きちんと収益、高品質な収益を上げるためには、やはり適度な間隔の中で客土や暗渠さまざまな農業農村整備事業というものを展開しなければならないと思っておりますので、今後も引き続きそういったものを整備しながら、本町における農業を持続させていきたい、そのように考えております。

続きましてご質問のいただきました今後の整備事業の予定でございます。

国営事業については先程担当参事が説明しましたように、現在進行中あるいは今年度から取り組みに係った国営かんがい排水事業の豊住地区事業等事業を着実に実施してまいりたいと、そのように考えております。

道営事業の計画でございますけれども、女満別地域は畑地かんがい施設の更新を行う水利施設等保全高度化事業女満別南部2地区を令和6年度着手で計画を進めております。湖南地区、昭和地区を整備する湖南昭和2地区を令和8年着手で、今、申請しているところであります。豊里地区の整備につきましては、令和9年度着手で申請をする予定でおるところであります。

一方東藻琴地域でございますけれども、東藻琴地域は過去行っていたというところはあるのですが、近年の農村整備事業を導入していない。ということから、今後計画地として西倉地区、大進地区、明生地区を整備する東藻琴北地区これを令和7年度事業着手で計画を進めております。また、千草地区、上東旭台地区、新富地区を整備する東藻琴中地区を令和8年度に事業着手で申請をしております。そして、末広地区、福富地区、山園地区を整備する東藻琴南地区を令和9年度着手で申請をする予定をしているところでございます。

オホーツク総合振興局の農整備整課東部耕地化出張所管轄の事業、斜網地

域といひましようかそういった所の事業の中で、施工業者の実施可能な事業費というものが、大体年間40億円程度と説明を受けているところであります。大空町の道営事業の実施というのは、先ほどご説明したようにほかと比べても、かなりの数が多くて事業の申請間隔を少し開けていただけないかというよう様なお話も北海道から受けておりますので、今後事業の計画申請が若干遅れる場合があるかもしれませんが、計画的にこれからも実施してまいりたい、そのように考えているところであります。

一方の団体営事業につきましては、農業水路等長寿命化防災減災事業を活用して防除用水施設の新設と言うものを計画しているところであります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。国営、道営、団体営、それぞれ新しい新規予定地区行っていただけということで、特に東藻琴地区、今まで一つだったものですから、なかなか農業者の方から女満別地区の様にしたいけれども、なかなか一つの面でとらえると行えなかったところを、事務局担当職員が担当課の方たちが、三つに区分けして道営事業等に取り組みやすいようにしている、やっていただけ、申請していただけたということ、是非よろしくお願いしたいと思ひます。

また、豊住地区の排水機場、過去に本郷排水機場を増強したわけですがけれども、私もその地区の農業者として短時間に約200ミリの雨が降った時も排水があふれることなく対処できたという事で、やはり豊住地区も豊住排水機場今後行われていく国営豊住排水機場においても、先ほど申し上げました一過性の大雨による影響を最小限に食いとめるためにも、前向きに進めていただければと思ひます。

ただ、これで2点目の農業農村整備事業についてどの様な認識及び考え方というのは、先ほど町長からお話伺ったところなのですが、本当に農業者として、大空町で基幹産業が農業であるとはいへこれだけ多数の事業を私たちが安定的な経営を行うためにしていただいていることは大変感謝申し上げますのですがけれども、そこで事務関係の話に移りたいと思ひます。

整備事業計画を行うにおきまして、事務量のボリュームの上昇、そして煩雑化が考えられますが、今年度の4月に各地区の期成会会長、副会長及び湖南、昭和地区営農集団長並びにJAめまんべつ担当者を参集して行われた道営事業面工事における今後の事務処理協議について、どのような協議結果、方向性になったのか改めて再質問として伺いたいと思ひます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員からの質問にお答えをさせていただきます。

豊住排水機場につきましては、令和4年度に国に対して要望して事業着手が認められて、令和5年度から進められているということで、やはりよく地域

の方からお話をいただくのですけれども、本郷は大雨が降っても水に浸かっていない。だけど住吉、豊里はもう畑に水が冠水してしまって、というようなお話で何とかしてくれというお話をいただいて、国に要請をしてお認めいただきましたので、しっかり豊住の排水機場の排水能力をアップすることで、農業被害が少なくなるようなことで、継続して努めて、多分長い工期になると思いますけれども、しっかり対応して参りたいとそうように考えております。

女満別地域におけます道営事業の面工事の事務処理の経過ということで、ご質問いただきました。女満別地域の面工事の事務処理というのは、現在、大空町が中心となって行っているところであります。しかし、実は面工事というのはだいたい管内のところを見ても、町が行っているのは実は大空町と清里町だけで他は農協が事業実施主体として行っているところであります。いろんな協議の経過はあるのですけれども、その中で町が主体となって行っているのですけれども、当然、地元の農協にもご負担いただくということで進めていたところなのですけれども、ちょっと負担割合だとか、面工事を進めていく中で本来どうあるべきか、というところをしっかりと協議させていただいた中で、期成会だとか、さまざまな役の皆さんと協議をさせていただいたところでもあります。町の方で期成会だとかそういったところに出向いてご説明させていただいたのですけれども、このままもし農協が事業主体になったときに、負担をいただくことになるけれども、期成会として対応できるかということで確認いたしましたら、負担をしてでもやはり面工事というものを計画的に進めてほしいと、そういったご意見をいただいたところでもあります。そんなことで実は農協と協議して、今までは町と農協と半分半分、職員の人件費等に係る負担をしようということでございましたけれども、それを令和5年度、農協の負担を70とし、逆にその30%分については農協にも事務処理をやっていただく、令和6年度はそれを半分半分にしましょうと、そして、3年目の令和7年度には農協の負担を3割、7割分の事務処理は農協が自らやるという形で、そして4年目には、農協が基本的には農家さんの調整やそういったところ全てやるという形で協議をしたところでございます。農協が令和8年度から実質事務の窓口となるということになりますけれども、そこは町としても、線、排水路そういったところは町で行わなければならないという部分もございますので、しっかりと農協と連携をとって進めてまいりたいと考えてございます。

◇議長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。先ほど新規整備地区のところで言いそびれたことがありますので、まずはお伝えしたいと思います。

東藻琴地区を1地区から3地区に増やすということもさることながら、今後、女満別湖南第2地区水利施設等保全高度化事業も推進される予定です。やはりよく袴なんて言いますけれども、今、女満別川では緊急浚渫推進事業により女満別川の浚渫が行われております。大変これは河川内に堆積した土砂の撤去や繁殖した樹木等の伐採などにより河川の疎通能力を回復させ、豪雨等

のリスクの低減化を図るということで、所管事務調査とかで見ましたけれども、大変奇麗になって大雨が降った際にも速やかに流下するということが確認できたところであります。

ただ、上の川が流れやすくなるということは、湖南地区の女満別川の網走湖の所、そこにやはり水が流れやすくなるということです。排水機と言いますか湖南地区の排水の処理も今までよりは増強出来る様な考え方も含めて検討していただければと思います。

それで、今、町長より農協との事務処理協議についてお伺いしました。私も農家として担当の方とよくお話をさせていただくのですが、事務を担っている職員の方たちは、分担金徴収業務、期成会事務局運営、事務の法申請手続、受益者への意見要望取りまとめ、調査業務等処理するなど本当に多岐にわたっていて、今までよくやってこられたなど正直な感想であります。やはり、ほかの近隣のJAのようにある程度負担すべきところはJAさんと連携していただき、継続的にやっていくためには必要なことなので連携していただければと思います。

そのことについて一つ質問があります。今、話したように今後においても農協と事務処理の分担を行いつつ事業を継続的にやっていただけるということですが、スムーズに事業を行っていくためには専門的な知識を持つ職員の配置が必要だと思います。今後のことを考えますと地域の方たちから心配されるのは、担当職員の方も定年近づいておまして、心配のお声をいただくところなのですが、今後の職員の農協と相分の事務処理の割合は先程聞きましたけれど、今後の職員の体制であるとか及び専門的な職員の確保についてのお考えが町長にございましたら伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 後藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、女満別川の事業につきましては、緊急浚渫事業で5カ年間の事業という中で現在進めさせていただいております。当然河川の浚渫によって、当然水の配水もよくなるのですが、上流からの水がある程度一気に下のほうに流れていくということもありますので、そういったところはこの5カ年の中で女満別川の下の方の排水そういったところも継続して検討してまいりたい、そのように考えております。

また、面工事の部分で農協さんにこれから移るというところですが、先ほども申しましたようにしっかり連携しながら町の基幹産業の農業を守っていくのは、やはり町とJA一緒になってやって行くのが本来の形であると思いますので、そこはしっかりこれからは連携をしながら行ってまいりたいと思っております。

そしてご質問いただいた、今後ともスムーズな事務処理体制を築くには専門的な知識を持った職員の配置が必要ではないかということでございます。現在ご承知のように技術職1名配置していて事務処理、事務職員3名で町としては基盤整備事業を行っているところなのですが、現状のまま議員

おっしゃるように推移した場合に、人事異動が何もない場合には令和7年度以降、今の担当部署に技術職がいらないというような形になります。それについては今後人事異動、あるいは技術職員を採用するということも検討していかなければならないのですけれども、実はなかなか技術職員というのは募集しても応募されてこないという実態がございます。これは大空町だけではなくて近隣どこの町も言っていることなのですけれども、技術職であったり、保健職であったり、福祉職であってもそうなのですけれども、土木や建築そういった技術職員が本当に集まらないというような中でございます。そういった中でも今年4月、1名土木職員が採用できましたので、そこは新規大学で土木等学んだ方もそうでありまして、途中で企業やめられて中途採用という形でも、いろんなことを考えながらなんとか技術職員の採用を行って、しっかり町の中での体制も整えていかなければならないなと考えているところであります。

ただ、一方でやはりなかなか技術職員が確保できないということになった場合には、そういったところをどっかに委託できるような、そんなこともちょっと並行して考えていかなければならないのかなと思っておりますので、今後ともそういった部分でお力添えを賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。なかなかどの業種、業態においても人材確保というのは大変だなということに本当にご苦労なさっているなど、そこにも恐らく大空町としても、募集の広告といいますかそういうのもしているとは思いますが、なかなか確保出来ないということで、ただ、ただと申しましょうか、今、とてもこの農業農村基盤整備を行うことによって、それだけ管内でも女満別地区、東藻琴地区含めて収量そして品質も管内でトップクラスであるというのは、特にここ近年の女満別低台地区の収量調査などを聞いても、JAめまんべつでも麦は収量トップであるとか、品質もトップであるとか、やはり基盤整備を行ったことの効果が出ているのはなかなかこう数字では出てこないところなのですけれども、そのように聞いております。

今、温暖化などで畑地かんがい施設を利用したリールマシンの貸し出しとかによって結果、野菜特に馬鈴薯であるとかタマネギなども増収増益となっていて一概にそれがすぐには言いませんけれども、農業者の所得増につながって、町の税収アップにもなっているということにつながっていると思います。

先ほど町長から基幹産業は農業だというお話を聞きまして安心しましたけれども、町としても負担はあるのかも分からないですけれども、その分継続的に農業が展開していけるということなので、ぜひお願いしたいと思います。

最後になりますが、ご存じのとおり農家戸数の減少や高齢化が進んでおりまして、JAめまんべつで申し上げますと正組合員戸数は平成26年度303戸でしたけれども、令和5年度では259戸となっております。町の基幹産業である農業が衰退をしていくということは、ほかの商工業への影響がおよび、町の活力が失われていくことが当然ながら考えられます。今後も各地域か

らの要望を踏まえ、関係機関ＪＡ等と連携しながら、農業生産力の維持強化ため農地の整備や農業施設の老朽化に伴う整備や維持補修を行って、農業農村整備事業による大空町の足腰の強い農業の振興を図っていただきたいと思います。

以上、私の一般質問を終わりたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 近年の昨年は干ばつ、今年は猛暑とそれと湿気の多さという中にあっても、やはり大空町の農業生産物がそれなりに採れるということは、やはり基盤整備これをしっかりしているという成果なのかなということは十分に認識しておりますので、今後ともその基盤整備についてはしっかり農協と連携し、また、農家さんと協議をしながら進めて参りたいとそうように思っております。

農家戸数が議員おっしゃられるように減少しています。減少しているということは、１戸あたりの経営耕地面積というのは拡大しているということになるかと思いますが、ただ農家戸数が今後減少して行くと、今以上に耕作面積が増加して増えていって、そこで経営が出来るかという、そこにはどこかに限度というものがあるのではないかなと思いますので、やはりある程度の農家戸数というのはしっかり維持して行かなければならないと考えております。そうした中で、やはり農業経営というものが魅力あるのだと、国民の食糧を作っているのだという、そういった自信というか自負というか、そういうことが持てるように今後も町もそうですし、農協とも一緒になってそういったところを一緒になって取り進めて、何度も申しますけれども大空町の農業がこれからも持続のある持続可能な農業となって行くように努力してまいりたいと思いますので、これからもご指導よろしくお願い申し上げます。

◇後藤議員 質問を終わります。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時とします。

(休憩 午前１２時０１分)

(再開 午後 １時００分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第５、一般質問を続けます。

次に、１番、大泉知功議員の一般質問を許します。

◇大泉議員 はい、１番。令和５年１２月定例会一般質問通告書により一般質問させていただきます。

女満別、東藻琴地区市街地共同墓地の管理及び合同納骨塚について、最近、

個人のお墓のあり方に関するテレビ、新聞などの報道を見ますと各家庭のお墓はこれまでの様な親から子、子から孫へと先祖代々の墓を継承していくようなことではなく、自分の代で墓をしまうというような墓のあり方が一新するような現状となっています。本町でも高齢化や核家族化の進展や都会等へ住むご子息の元へ転居等の影響により、地元に残る親族関係者が減り、遠方に住まわれる方がお墓の管理をされている状況が多くなってきていると、話を耳にします。さらには、お盆などの時期に帰省来町されてお墓参りをされるのですが、自身の高齢化により帰省そのものが年々出来なくなっているようです。このような状況等が続くとお墓の管理自体が困難となり、荒れてしまう可能性が高くなるのではないかと考えます。

また、合同納骨塚の利用希望者も今以上多くなってくるのではないかと思います。

以上のことから、次の点について伺います。

(1) 現在の両地区市街地共同墓地の現状について。

(2) 無縁墓地の存在について。

(3) 合同納骨塚の現状について。

以上、一回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大泉議員からの一般質問にお答えいたします。

初めに、町内の市街地における共同墓地の現状につきましては、後ほど担当参事より説明させます。

次に、無縁墓地の状況についてでありますけれども、女満別共同墓地の最上部の方に高妙寺檀信徒の墓所が設置されています。これは昭和56年に秋田県の高妙寺檀信徒が自身のお墓を建立するに当たり、無縁墓地としても利用できるよう要望があり町が墓所提供し、建立されたものであります。高妙寺檀信徒により建立されたこともあり、お墓の所有及び管理は高妙寺となっているところであります。

東藻琴共同墓地には墓地整備事業の一環として、平成8年11月に供養の碑が建立されておりますが、現在までに納骨されていない状況にあります。

最後の大空町共同納骨塚の現状についてご説明いたします。女満別共同墓地敷地内に1,000体の納骨を想定して建設し、平成31年令和元年から供用開始をしております。これまで焼骨埋葬が4件、町内墓地からの改装納骨が13件の他、町外からの改装納骨が16件あり、合計33件、納骨数は現在105体となっております。

また、生前予約については、町内にご縁のある方で65歳以上の方が条件となっているところでもありますけれども、現在13件受け付けているところでもあります。

以上、一回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 砂金住民課参事。

◇住民課参事 両地区の市街共同墓地の現状について説明させていただきます。

初めに、女満別共同墓地は昭和地区、女満別小学校グラウンドの南側に隣接した場所に位置しております。区画は全部で1,294区画あり、そのうち1,069区画が使用中で、これまで197区画が返還済。未使用の区画が28区画となっております。未使用の区画には区画が狭い、傾斜地であるなど建設不可能な区画も含んでおります。

続いて、東藻琴共同墓地は、西倉地区の小高い丘に位置しており、全部で939区画あり、そのうち716区画が使用中で、これまでに46区画が返還済、未使用の区画が177区画となっております。建設不可能な区画を含んでおります。

使用許可の申請についてですが、過去5年間で両地区合わせて4件あります。

女満別共同墓地が1件、東藻琴共同墓地で3件となっております。墓地の返還については、女満別共同墓地で、過去5年間で47件、このうちお墓じまいが目的の返還が46件、うち大空町合同納骨塚に改装納骨された件数は10件、その他につきましては、お寺の納骨堂や他の市町村の墓地等への改装となっております。

東藻琴共同墓地では、過去5年間で24件が返還となっております。墓じまい目的の返還が23件、その内大空町合同納骨塚に改装納骨された件数3件、その他につきましては、お寺の納骨堂や他の市町村の墓地等への改装となっております。

この様にお墓じまいが増加傾向にある状況となっております。墓地の返還に伴う改装納骨について、大空町合同納骨塚に納骨された件数は併せて13件、64体が現在納骨されております。

以上で、両地区市街共同墓地の説明を終わります。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1番。ただいま答弁いただいたように、墓じまいを目的とした区画の返還が結構多くなってきた、合同納骨塚に入っている件数も105件とかなり多くなっている気がします。その他にも予約で13件あるということなのですが、もしこのお墓を維持管理するのに大変な方がいらっしゃるとしたら、町としては、例えばどんなことが出来るのかをお尋ねしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ただいまの大泉議員からご質問ありましたお墓の管理、個人のお墓という事であれば、あくまでもお墓の管理というものは個人が行っていただくもので、行政としてはそこに行政が入って清掃したり、管理をしたりするものではないと考えております。ただ、やはり元々はこの大空町に住んでいたけれども、遠方に今は暮らしている。そういった方々もいらっしゃるものと、

それはそのことについては承知しているところでございまして、遠方から墓石周辺の草刈であったり、環境整備であったりについて実際にお問い合わせもあるところであります。そういった問い合わせがあった場合には、就労センターや民間清掃事業者を紹介するなど情報提供をしているところであります。具体的な作業内容については、町が承知しておりませんでして、あくまでもそのお墓の管理をされるご家族の方と就労センターそういった清掃業者との間で取り決めているのではないかと、そのように認識しております。

また、最近ではお墓からお寺の納骨堂、さらには本町の合同納骨塚への改装が増えている状況にあります。町の合同納骨塚への改装希望者には、相談に応じて電話、郵送等で手続きを行わせていただいております。

以上、大泉議員からの再質問のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1 番。遠方からお墓参りも出来なくなった人たちにも、電話で対応していただき、紹介していただける就労センターとかそういうところで、お墓周りの清掃などご案内していただけるということで、遠方に居ても少しは安心なのではないかなと思います。

続きまして、合同納骨塚に関してなのですけれども、合同納骨塚に埋葬された故人の氏名について有料で氏名を提示できるような墓誌というのは、北見市でも設置された例とか聞きますけれども、我が町ではいかがでしょうか。というのは導入を検討出来ないかという事をお聞きしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ただいま大泉議員の方から、合同納骨塚の埋設されている方の氏名墓誌の件についてご質問いただいたとそのように思っております。

現在、町の合同納骨塚に納骨された個人の方のお名前を記す墓誌というのは、現在は設置しておりません。ただ、私も昨年町長になって、さまざまな所でやはり亡くなった方が、合同納骨塚に埋葬されている方がこういう方なのだよという、そういった墓誌を設置してほしいという要望を多数受けているところでございます。そういう事から、近隣自治体の設置状況というものを調査いたしました結果、多くの合同納骨塚に墓誌というものが設置されているというような状況を確認してございます。本町としても令和6年度に墓誌を設置することで、現在検討しているところでありまして、使用料や運用方法、墓誌を入れる時の名盤台、そういったものもあわせて検討中でございますので、おそらく令和6年度の予算の中で、議員の皆様にご審議いただくことになるのではないかとそのように考えておりますので、その際にはご指導ご鞭撻をいただければとそのように思っているところでございます。

◇議 長 1 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1番。墓誌の方、令和6年度で考えているよという事で、とても前向きな回答でありありがとうございました。答弁ありがとうございました。

実はお墓の道の方に行くときに、結構真直ぐな道はいいのですけれども、左に入っていく道とか舗装になっているところがあると思うのですけれども、あそこ結構砂利と舗装がこういうふうになっていて、ここら辺走ると車の底がこすってしまうかなと思ってしまう様な点もあったりとかして、何かこううまい策が練ればいいなと思うのですけれども、あそこで車のすれ違いが結構難しいのかなという気もするので、あそこまでは車で入ってはいけないのかなと思うのですけれども。舗装してあってというところがあったのですけれども、町長いかがお考えか、何かうまい策はありますでしょうか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大泉議員から、おそらく女満別地区のお墓のことをご質問されたのかなと思っております。

私、実家女満別なのですけれども、お墓が無くて納骨堂なものですから、なかなか墓地に行く機会がないところであります。今、おっしゃられた様に道路の環境、不陸であったり、デコボコあるいはちょっと舗装が切れたり、色々あるかと思います。お墓にお参りにこられる方は当然車でこられる方もおりますし、また高齢の方で歩いてこられたり、自転車で来られたりする方もいるのではないかなと思います。そういった現在のお墓の状況、これ東藻琴も含めてになろうかと思っておりますけれども、しっかり担当課の方で確認をさせていただいて、当町の建設課などとも連携しながら、舗装の修繕だとか、そういった対応を検討してまいりたいとその様に思います。

◇大泉議員 質問終わります。

◇議 長 これにて、大泉知功議員の一般質問を終了します。

◇議 長 日程第5、一般質問を続けます。

次に、3番、福田淳一議員の一般質問を許します。

◇福田議員 令和5年第4回定例会、通告に従い一般質問をいたします。

大項目2点程ありますが、内容的には関連することですので、重複する内容があるかもしれませんがご容赦願いたいと思います。

大項目一つ目として、大空町の障がい者福祉の現状と今後の取り組み方針について。

障がいのある方への福祉行政は、平成18年の障害者自立支援法施行以来、それまでの保護政策から地域で自立して障がい者本人が望む暮らしが送れるように方向転換し、市町村はその実施主体として障がい者の自立支援策に取り組んできているところです。近年、療育手帳を持つ知的障害者の増加が顕著な本町において、その取り組み状況などについて、以下の2点について伺いま

す。

(1)としまして、大空町の障がい者が町内で自立した生活を送るための福祉サービスについては、制度としては様々なサービスがありますが、現状では利用できるサービス事業所が町内ではほとんどなく、町外のサービス事業所を利用せざるを得ない状況です。公共交通機関が乏しい本町に住む障がい者とそのご家族には大変な負担が生じている状況だと思います。町内にサービス事業を設置し、障がい者の自立を支援する必要があると思いますが、町長の現状認識と対応方針について伺います。

(2)としまして、障がいのある方々が親亡き後もこの町で暮らしていくためには、支援を受けながら働き、住む場所が必要です。唯一あるグループホームちあふるが満員である現状においては、義務教育を終えた障がいのある子どもたちは、住む場所と働く場所を求めて、この町を出ていかなければならない状況です。障がいのある方々がこの町に生まれ、生涯を通してこの町に住み続けるためには、これらのサービス事業所が不足していると考えますが、今後の事業所の整備予定について町長に伺います。

大項目の二つ目としまして、特別支援学級生徒・児童増加の対応について。

平成27年には小・中学校合わせて21名だった特別支援学級在籍者数が令和5年には50人を超え、増加が著しい状況です。特別支援学級在籍児童・生徒の支援のあり方、対応方針などについて以下の3点について伺います。

(1)としまして、障がいがある未就学児については、早期の療育により語彙力、想像力の発達を支援することによって、健常児との差を縮めるための訓練を行う必要があります。その子の将来に大きく影響を与えるものであると思います。本町には児童発達支援事業所がないため網走、美幌の療育センターに通わざるを得ない状況ですが、近年、通所者の増加により希望どおりの通所は難しく、また、仕事を休んでの送迎、特に冬期などの送迎についても保護者にとっては大変な負担となっています。早期の療育を必要とする児童が必要な訓練を受けるため、また、保護者の負担軽減のためにも町内に発達支援を行う事業所が必要と考えますが、町長の現状認識と今後の整備方針について伺います。

(2)といたしまして、就学後の障がいのある児童・生徒においても、健常児とは別の学びによって発達の差をできるだけ縮める必要があります。共働き世帯が増加している近年において、放課後の居場所づくりの必要性和併せて、その学びの場所づくりが必要と考えます。放課後児童クラブなど健常児と一緒に過ごす場においては、発達差によりトラブルが起こりがちな実態もあります。特別支援学級在籍者数の増加も踏まえ、放課後デイサービス事業の整備が必要と思いますが、町長の対応方針について伺います。

(3)として、特別支援学級在籍者数の増加に伴い、その子の将来の人生の過ごし方を見据えた支援が必要であると同時に、親亡き後の子どもの将来を憂慮する保護者の悩みにも支援が必要であると思います。障がいがある児童の保護者はどのような将来の過ごし方があり、どのような方法で実現できるのか、そのためにはどのような支援サービスがあるのか、わからない方がほとんどなのが現状です。そうして、そういった保護者がまず頼りにするのは学校

の先生であると思います。こういった現状を踏まえ、学校として親亡き後のその子の将来に向けた準備について、どこまで助言できているのか、現状及び教育長の必要性に対する考え方、今後の対応方針について伺います。

以上について質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 福田議員の一般質問にご答弁させていただきます。

まず、大空町における障がい者福祉の現状と今後の取り組みについてでございます。

はじめに1点目の障がいのある方が、町内で自立した生活を送るための福祉サービスの利用に関することについてであります。大空町にお住まいの障がいがある方が、障がい者福祉サービスを受ける際には、大空町障がい者福祉センターちあふるを利用される方を除いて、多くの方は北見市、網走市、美幌町などの町外のサービス事業所を利用されております。

大空町障がい者福祉センターちあふるを平成24年に開設するまでは、町内では障がい者福祉サービスに特化し、安定的なサービスを提供できる事業所はありませんでした。現在ちあふるでは居住部門のグループホームが9部屋、短期入所が2部屋、日中活動部門の生活介護と就労継続支援B型では合計19人まで受け入れることが可能となっております。

また、ちあふるの指定管理者として運営に携わる社会福祉法人東藻琴福祉会に相談支援業務を委託し、ちあふるの利用に限らず町内における障がい者福祉サービスに関して相談を受け利用調整を行っております。その利用調整においては、特に通所のサービスを利用される方には、町外の事業所を紹介することが多いため、ご本人やご家族が事業所を選択する際に、異動面でのご負担を承知いただいた中でサービス事業所を選択いただかなければならない、そのような状況にあることも認識しているところであります。

現状で町外の事業所を利用される方は、親元から離れたグループホームに入居される不安があったり、就労継続支援サービス事業所に通所する際公共交通機関を使う事ができない場合もあるほか、毎日長距離の移動になることなど、さまざまなご負担もありますので、町内にご本人の状況に適した事業所があれば、この上ない環境を提供できるであろうということも承知しているところであります。

障がい者福祉事業の実施主体がどの様になっているのが、周辺のさまざまな事業所を見てみますと、規模の大きな障害者支援施設などが事業を拡充させてグループホームや就労支援のサービスを展開する社会福祉法人や幅広く福祉以外の業種も手掛ける様なNPO法人など、ほとんどが民間の事業者が実施し、自助努力の中で運営しているという現状があります。そのようなことから今後の対応方針を考えるに当たっては、不足するサービスを町が実施するばかりではなく、民間事業者のお力をお貸しいただけなければならないと考えている所であります。

次に、障がいのある方々の住む場所と働く場所となる福祉サービスの町内

での整備予定についてであります。

障がいのあるお子さんの義務教育終了後の進路については、紋別などにある高等養護学校である場合、保護者の方には何かあるごとに往復するなど大変なご苦労があり、卒業後の就職先として就労支援事業所に通われる場合は町外を選択されることも多い状況にあります。

現状ちあふるで提供している障がい者福祉サービスに加えて、福田議員のご質問にありますように、町内のグループホームと就労支援事業所が整備されれば利用枠が拡大され、障がいのあるお子様の保護者にとっては安心感につながっていくものだと思います。しかし、その際には自助努力で経営できる民間事業者を誘致するなど、民間活力の活用を視野に入れなければならないと考えております。現在のところその様な予定、あるいは整備計画を町として持ってはおりませんが、行政が事業の実施主体である例が少ない中で、大空町では障がい者福祉センターを開設し、指定管理により居住、就労などのサービス事業を運営していますので、これを民間事業者と連携しながら町内の障がい者福祉サービスの充実に向けていかなければならないものと考えております。

続きまして、大項目の二つ目であります特別支援学級在籍児童生徒の増加への対応についてご答弁をさせていただきます。

まず、町内における児童発達支援事業所の現状認識と今後の整備方針についてであります。

児童発達支援事業所の利用状況につきましては、網走市に12名、美幌町に1名の方が通所しており、町内には事業所はありません。通所に際して個別の必要性に沿って判断される計画回数が週に1回であっても、実情としては利用できるのは2週間に1回程度にとどまっております。周辺自治体でも利用が必要な児童が増加しており、既存の事業所において必要な利用回数が確保できていない状況にあります。

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、町の総合計画において実施計画に位置づけ、第2期障害児福祉計画においても検討課題としてとらえており、必要な利用回数が確保できていない方も生じていることから、将来の児童発達支援事業所について設置場所の確定や事業所の有地など、引き続き整備に向けた準備を進めてまいります。

最後に、放課後等デイサービス事業の整備についてであります。放課後デイサービスは児童福祉法に基づき小学校、中学校、高校に就学している障がいのある児童生徒に授業終了後、または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を共有することとされておりますが、町内には事業所がないため、利用が必要な児童生徒は町外の事業所を利用されております。現在、網走市の事業所に小学生4名、中学生1名、高校生2名、美幌町の事業者小学生1名、高校生1名が利用されております。

特別支援学級在籍の児童生徒数は増加している状況であります。放課後等デイサービスを利用している児童生徒数は、町外への移動手段の問題があるため、利用につながっていない方もいらっしゃいます。児童発達支援と放課後等デイサービスをセットで整備することで、職員の配置要件や施設の整備

要件において、効率的に運営できるものと考えています。これまでの検討において、設置場所は他の児童と一緒に現在の児童クラブの場で運営し、職員を手厚く配置することも検討してきたところでありましたが、大空町地域自立支援協議会からは、適切な配慮に基づいた支援の場として、放課後等デイサービスにおいて成長を促すことが重要であること、また、町の遊休施設を活用することで、早くこの事業が開始できるのではないかとというご意見もちょうだいしているところでもあります。事業者については、さきの質問項目でも答弁いたしましたように、民間事業者が自助努力で運営できることが理想でありますので、まずは事業者による自助努力の経営が求められますが、一方で、事業者の状況に応じて町の遊休施設を改修してお貸しするなど必要な支援方法を検討してまいりたい、その様に考えております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 ただいま福田議員からご質問ありました特別支援学級生徒児童増加への対応について、教育委員会が関係する部分につきましてご答弁申し上げます。

現在、特別支援学級在籍者数につきましては、お話がありましたとおり増加傾向にあります。今年度の状況を申し上げますと女満別小学校20名、東藻琴小学校9名の両地区小学校で29名。女満別中学校17名、東藻琴中学校6名の両地区中学校で23名。合計52名の児童生徒が特別支援学級に在籍している状況にあります。

教育委員会ではこども園から小学校へ入学する際に、就学時検診を実施しております。その中で就学児発達検査や言葉の検査を行い、再検査が必要となったお子さんがいるご家庭とは、保護者面談を実施し、小学校入学についてどのように進めるか話し合いを行っているところです。特別支援学級への就学が望ましいとなった場合は、特別支援を担当するこども園や各学校の教諭、福祉課保健師、教育相談員などで構成する特別支援連携協議会で協議を行い、最終的には各こども園園長、各学校長、学校医、保健師、児童相談所の職員から構成する教育支援委員会会議に諮って就学を決定しております。

各学校におきましては、特別支援学級に在籍している児童生徒一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に、個別の指導計画のみならず、個別の教育支援計画も作成しております。個別の指導計画は小学校、中学校、学校間のみで活用しておりますが、個別の教育支援計画は、小学校から中学校、高等学校、就労先と自立するまでその子の特性などを引き継ぐものとしており、卒業後も自立した生活を送ることができるよう、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含めた活用ができる支援計画となっております。

卒業後の人生をどう生きるか、どう過ごすか、過ごすことができるかを見据え、児童生徒一人一人の可能性を最も延ばすことができる教育関係の方向性

を常に探りながら、保護者に親身に寄り添い支援していくことが重要であると考えております。卒業後につきましては、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携しながら支援していく必要があります、そのためにも個別の教育支援計画は学校だけで保管するのではなく、各段階で引き継ぎを行っているところです。

親なき後のその子の将来の助言につきましては、その必要性を十分に認識しておりますが、保護者の悩みへの対応は学校の先生だけでは難しいものと考えております。本町では教育相談員を配置し、そのような相談などを受けた場合は福祉の窓口へ繋ぐなど、関係機関と連携しながら児童生徒の自立に向けた取り組みを進めているところです。今後も教育と福祉が一体となって児童生徒の将来にわたる自立支援に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、私から1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 はい、3番。ただいまご答弁いただきました。やはり皆さん考えていることは一緒でありますし、我が町が福祉の充実にちょっと遅れているというところは認識いただいているのかなというところはとても感じました。

また、やはり、この障がい者にとりましては、自分で好きな場所に住み、健康で文化的な生活を送る権利を持って生まれてきています。そして、その権利を保障する義務、責務があると思います。基礎的自治体としてその役割を担う大空町は人権保障という観点からも優先順位を上げて、この問題に取り組んでいただきたいなと思っております。

平成18年から20年近く経っておりますが、何も変わられていない現状の中、結局は民間事業所に頑張っていただければならないという行政の考え方は、少し考え方を変えていただきたいなと思っておりますが、その点につきまして町長に再度質問したいと思っております。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 福田議員からの再質問にお答えしたいと思います。

大空町の障がい者福祉サービスが劣っていると、遅れているというご答弁でございましたけれども、私はその様には思っておりません。ちあふるを整備するなど、大空町としてもできる限りの障がい者福祉サービスというものを提供、これは東藻琴福祉会のご協力にもよるのですけれども、提供してきたのではないかなと思っております。ただ、そういった中でも、二つ目の項目にも該当するのかもしれませんが、放課後デイサービスがまだ出来ていなかったりであるとか、障がい者のグループホームがまだ出来ていなかったりというところ、これについてはやはり、議員おっしゃるように今後重点的に考えていかなければならないことであろうかなと思っております。

ただ、先の定例会で他の議員からの一般質問もあった様に、私も当時平成3

0年ですか、福祉課の職員であったときに美唄市にある施設を見させていだきました。そこは法人が子どもから大人までの障がい者の事業展開しておりまして、その事業の一環の中で、グループホームをみずから運営して、そしてそこにグループホームに入所されている方たちにお弁当だとか、さまざまな事業展開して就労もしていただいているというのを見て、やはりこういった形が本来障がい者における福祉サービスのあり方であるかなと考えておるところでありまして、それを行政みずからができるかという、なかなか、やはり、議員に怒られてしまうかもしれませんが、難しいなと思っております。ですので、当然、行政はそういった法人に全てをお願いするということではありませんけれども、町としても勿論努力いたしますが、そういったこと担っていただいている事業者の方であったり、あるいは、今、運営いただいております東藻琴福祉会と協議をして、その中で事業を拡充させていただける方策はとれないかなとか、そういったものを深くこれから協議して参りたいとその様に考えております。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 はい、3番。実際には、大空町の中での福祉事業所というものはちあふるのみということである現状があります。やっぱり、結局網走、美幌に事業所は網走、美幌がやっている支援事業所に、この大空町の障がい者の子たちもそこに行かせざるを得ない。そのためにはこの大きな人数になっているにもかかわらず、やはり、なかなか踏み込んでいただけない。今の方策を何とか早く進めることを考えていただくことが大切かなと思います。先ほども言っていますが、違うところでも言っていますが27年には21名だった特別支援の子が今52名と先ほど言われています。それもやはり、大空町としての取り進めの中で、もう少し早く進めたら、この子たちの中でも、普通教育の場へ送り出された子がいたのではないかなと私は考えるところであります。

なかなかこの福祉の問題というのは大変なことかと思いますが、遅れば遅れるだけその後、障がいの子たちができ、また、その子たちが大空町を去っていくような場所になっていくと思います。今後におきましても、やはりサービスを受けたい希望があっても受けられない状況が続くということは、今後においても、この町においても、とても危惧するところであると思います。早急に取り組んでいただきたい。

また、遊休施設などでまずは一步踏み出して、小さなことでもよろしいので進めていただける方法を考えていただきたいなと思います。道内の中にはこども園の中に、特別支援サービスをつくって行われている自治体もあるという事ですので、そういうところも見習って、私たちこども園2カ所ありますので、ぜひともそのようなことを進めていかれるということはいかななものかと思いますが、町長にもう一度お聞きしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町長 福田議員からのご質問にお答えしたいと思います。

大項目の二つ目にもちょっとかかわってくるのかもしれませんが、放課後デイを整備していくという文言も確かですね、平成29、30年ぐらいの障がい者福祉計画、障がい児福祉計画の中に既にもう盛り込まれていたと、そのように記憶しておりますけれども、そういった中でも、それから7年も8年も経っても一向に出来ていないというところで、当然なかなか出来ていないところは申し訳ないと思っているところでもありますけれども、なかなか出来ないという難しさも、人員の配置であったり、そういったものもあるということをご了承いただきたいと思います。

また、認定こども園の中で、そういった障がい児のサービスを行っているというお話もいただきました。大空町認定こども園は、形は民設民営の認定こども園でございます。公で、行政側で運営している認定こども園ではございませんので、そこで何かをやるということになると、運営されている社会福祉協議会とも協議しなければならないところでもありますけれども、いずれとしてもご質問いただいた件、早急に検討していかなければならない、そのように思っております。

よく地域包括ケアシステムという言葉が出ます。高齢者がいつまでも自分の住んでいるところで、暮らし続けることができるということでございますけれども、それは高齢者だけに限らず、障がいを持ったお子様についても、地域包括ケアシステムという中に含めてしっかり地域の中で育みそして、いつまでも暮らし続けるということがやはり大事なのではないかなと考えておりますので、なかなか遅々として進まない部分はありますけれども、そこは検討緩めることなく今後も協議して参りたいそのように考えております。

◇議長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 町長から、ただいま進めて行けることを考えていただけるという考えで伺ったと思います。

また、教育長におかれましては、質問した内容の中で、やはり小学校から中学校の間は親としてはそこに頼りきれぬそのような町を目指し、また、その前の幼少又は高校、一般になった場合の中にも、小学校、中学校時代の特別支援が継続されていると認識させていただきました。1番その中で心配するのは、やはり親御さんや家族の人たちが1番心配すると思います。

先ほどの町長のお話にもありますけれども、やはり、障がい者、障がいを持った子というのはとても敏感でもありますし、場所が変われば気持ちも落ちつかない、そういう子たちが沢山おります。何とかうちの町が小さく生まれた中から最後は、この町で一生遂げられるぐらいのそういう基盤整備ももちろんとして、働く所ももちろんですけども、今後においてやらなければいけないことはたくさんあると思われまふ。そんなことで、教育委員会だけではなくて、教育委員会また福祉課など、一緒に考えていかななくてはならない問題だと思っていますので、ぜひとも今後においても学校教育、特別支援の教育の充実をお願いしたいと思います。その件につきまして、教育長から今後に向けて何か

ありましたらお願いします。

◇議 長 松川町長

◇町 長 教育長の答弁の前に、福田議員の思い十分承知しているつもりでございます。やはり障がいをお持ちのお子さんの保護者の方、さらにはそのご兄弟の方も含めて、やはり自分の兄弟あるいは障がいを持ったお子さんが安心して暮らせる、そういった地域というのは、その保護者やご兄弟の安心感につながるものと思っておりますので、そういったところをしっかりと実現できるように、教育委員会も含めて、各関係機関とも含めながら検討していきたいその様に思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 ただいまの福田議員のご質問にお答えします。

特別支援教育は、発達障がい含めて特別な支援を必要とする子どもが、在籍するすべての学校において実施するものであります。通常学級に在籍する障がいのある児童生徒に対して、合理的配慮を含め、必要な支援をしていく必要があると思っております。生涯にわたってこの支援していくということは、教育現場だけでは出来ることに限りがあると考えており、福祉など関係機関との連携は必須との認識でございます。

教育委員会としましても、今後も児童生徒の自立に向けた取り組みを進めるため、関係機関とより強固な結びつきを構築してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上ご答弁といたします。

◇議 長 3番、福田淳一議員。

◇福田議員 ただいま町長、教育長からご答弁いただきました。

私共も今後に向けて、ぜひとも実現して行っていきたい。そのためには、やはり町長は職員時代、福祉課長、副町長も福祉課長などやられて来られまして、私よりもずっとずっとこういうことに関しましては深く考えていると受け取っているところであります。ですがやはり、これは町長となった執行者として、進めていくという意味を持って進めて行っていだかないとなかなか進まないことかなと思っております。やはり職員ではなく、町の執行者として、ぜひともこれからも力を発揮していただくことを願いまして一般質問を終わらせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 町の施策を預かる者として、一生懸命この福祉問題については取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ご指導、ご鞭撻をよろしく

お願いします。

◇議 長 これにて福田淳一議員の一般質問を終了します。

◇議 長 日程第5、一般質問を続けます。

次に、5番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。

◇鈴木委員 令和5年第4回定例会、通告に従い一般質問させていただきます。
質問事項は2点ございます。

質問事項第1点目につきましては、住民自治を支える施策の充実についてです。まちづくりにおいて地域住民の自助・共助、行政の公助の調整は、地方自治体が持続可能なコミュニティを築く上で重要な要素でございます。住民の共助活動、住民の自治活動を支える施策のさらなる充実が必要との観点から、次の事項についてお伺いします。

まず、自治会活動充実支援策について伺います。コロナ禍の中で自粛せざるを得なかった自治会での、町民相互のコミュニケーションを深める活動が役場の地域担当職員の協力も得て徐々に再開されています。国レベルでも、ポストコロナの社会を見据え、総務省の地域力創造グループにおいて地域活性化につながる地方公共団体の活動を人材面と資金面で支援する地域力創造の施策がスタートしており、その制度のメニューの中の集落支援員制度を活用している自治体が増えています。住民自治を支える施策の充実としての地域創造、地域活性化プログラム等の制度活用方針に関し、町長の見解を伺います。

2点目は、地域の自主防災組織活動の支援についてです。自主防災組織は自治会等を単位として、自主的に当該地域の防災対策を確立するための活動を行っています。組織づくりを今後も推進する上で、自治会等の役員と連絡調整を密にしていく必要があると感じています。活動を支援する上で資金面同様に自治会担当課職員等との内部連絡や防災活動を地域に出向いて助言指導する防災関係のボランティア等の組織づくり等の共助を支える体制づくりも検討していく必要があると思います。地域の安心安全を支える住民自治組織充実と活動支援に関し、町長の見解をお伺いします。

質問項目、大項目2点目といたしまして、大空町地域振興施設道の駅ノンキーランドひがしもことの機能充実策についてでございます。大空町地域振興施設は緊急避難所に指定されています。緊急避難所の整備は災害時における地域住民の安全と安心を確立する上で最も基本的かつ重要な要素であると言われております。利用者や住民の期待に即した施設充実策が必要との観点から、次の事項についてお伺いします。

第1点目は、指定避難所としての災害時対応機能充実についてです。大空町地域振興施設は、道の駅ノンキーランドひがしもこととして平成29年に整備されて以来、地域の交流拠点としての役割を果たしています。大空町防災計画においては指定避難所、駐車場は指定緊急避難場所としても位置づけられております。吹雪災害等における一時避難所、風や雪害等による停電、地震災害に伴う断水等へ対応する防災支援場所として活用することが想定されてい

ます。道の駅のあり方に関する国土交通省の検討会において、道の駅というのは1993年、平成5年に制度が創設されて以来、平成5年から第1段階として、通過する道路利用者のサービス提供の場。平成25年以降第2段階の地域の創意工夫により道の駅自体が観光や地域づくりの拠点となる場。令和2年以降の第3段階として、地方創生と観光や防災を加速する拠点施設として、各道の駅の自由な発想と地元の熱意のもとで、より一層機能、施設機能を充実することを目指すという様な提言もなされています。道の駅メルヘンの丘めまんべつは、平成25年3月の吹雪災害の一時避難場、除雪救援車両の拠点基地として防災機能が活用された事例として、国土交通省のホームページ等でも紹介され、地域社会に貢献する施設として高く評価されています。国道334号線と道道102号線の交差点に位置するノンキーランドひがしもことにおいて、近年、通過車両等の増加傾向もあります。そういうことを踏まえ防災機能のさらなる充実が必要と思われます。町長の見解を伺います。

2点目は、新たな魅力を持つ地域づくりに貢献する施設機能の充実についてです。道の駅の機能充実策として、電源の確保は優先事項と考えられます。太陽光発電等を活用した自家発電能力の付加は施設運営の効率化と魅力化につながると思います。地域の安心、安全を支える施設としての防災機能やゼロカーボン社会づくりに貢献する機能付加充実について、町長の見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの一般質問にお答えをいたします。

まずは項目の一つ目、住民自治について地域担当職員は、住民と行政の協働によるまちづくりを推進するために平成20年2月に導入しています。地域活動の活性化及び行政運営の円滑化を図るため、各自治会担当職員を2名から4名配置し、自治会からの参加要請により総会や各種行事、環境美化活動、葬儀の協力などに参加し、自治会の皆様と直接交流を図っております。

令和5年度の4月から11月末までの活動実績でありますけれども、町内には48自治会あり、女満別地区に32、東藻琴地区16自治会となっております。この内、地域担当職員の参加要請は女満別地区で12自治体17件、一つの自治会から1.2回の参加要請がある所であります。東藻琴地区でも参加要請は2自治会3件であります。延べ人数は女満別地区で37名、東藻琴地区で2名となっております。この12月は、女満別地区の大半の自治会が総会の時期でもありますので、今後参加要請は増えていくのではないかと見込んでいます。昨年度12月の自治会総会の参加要請は7自治会となっていたところであります。

鈴木議員のご質問にございました集落支援員制度についてであります、地域力の創造、地方の再生を目的として、平成20年度にスタートした総務省の制度でございまして、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関しノウハウを有した人材を自治体が委嘱し、集落への目配りとして巡回や状況把握する

役割を担う支援員と聞いております。

また、地域おこし協力隊と同様に、国の財源措置、これは特別交付税でございますけれども財源措置がなされており、活用や採用に当たってはさまざまなケースが考えられるところではあります。制度本来の目的であります地域の点検はもちろん、高齢者の見守りや地域の活性化にもつながる可能性を秘めている制度ではあるものと、そのように考えています。道内におきましても先進的に就学支援員制度を活用している自治体もあることから、さまざまな事例を参考にしながら検討して参りたいとその様に考えております。

次に、地域の自主防災組織活動の支援についてであります。自治会活動の根幹であります自助、共助のうち、防災を意識した活動を担う自主防災組織は地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、自主的に結成する防災組織のことで、自分たちが住む自治会で活動することが原則であります。災害対策基本法では、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織、その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するとしております。大空町においては平成28年3月、大空町自主防災組織活動補助金交付要綱を制定し、自主防災組織の立ち上げに関する支援や自主防災組織としての活動、防災資機材の整備、防災知識の普及等の活動に対する支援を行っております。現在大空町内には四つの自主防災組織が組織されております。全ての自治会で自主的にさまざまな活動を行っていただいている中で、新たに防災の取り組みを推進するのはなかなか容易なことではなく、自主防災組織を立ち上げまでに時間を要することや自主防災組織を立ち上げてどのような活動ができるのか、そういった課題もあるところであります。

また、高齢化や人口減少による地域コミュニティ衰退が深刻になり、自治会活動や自主防災組織活動の推進、組織維持が困難な状況を迎えていくのではないかと、そのような危惧もしているところであります。自主防災組織活動は組織をつくることが目的ではなく、皆さんの日常の生活の中で防災意識を溶け込ませ、日々の暮らしと共にある防災を目指しております。防災担当は自主防災組織や防災意識等の普及啓発のための出前講座や個別相談等を進めておりますので、そのことを改めて自治会の皆様にお伝えして参りたい、そのように考えています。

続きまして、大空町地域振興施設の機能充実策、まず、指定避難所としての災害時対応機能の充実についてであります。道の駅ノンキーランドひがしもことは平成29年4月に道の駅として登録され、同年9月から供用を開始しており、施設の機能としては24時間無料で利用できる駐車場、トイレ、休憩機能や道路状況、地域観光情報等の情報発信機能により道路利用者への安全で快適な交通環境を提供しています。

また、地域と共ににぎわいの輪を創出する地域の振興施設を兼ね備えている施設でもあります。施設の立地は国道334号、東藻琴市街道道102号線の交差点に面しているため、道東観光ルートによる車輛や貨物の輸送車両の利用も多く、長距離ドライブでのドライバーが安心して立ち寄り、利用できる快適な休憩空間としてご利用いただいている施設でもあります。

一方で、災害発生時には防災活動の拠点として、大空町地域防災計画に指定

避難場、指定緊急避難場所に指定している施設でもあります。施設における災害発生時の役割としては、特に冬季の暴風雪時の国道等の通行止めに伴う立ち往生車両の受け入れにより、交通避難者の不安解消に役割を果たしております。大型車両や普通車の緊急避難の駐車場、また、施設内の多目スペースや宿泊施設も避難所として開放し、道の駅全体を避難所として活用することとしております。また、避難所用防災用備品、災害対策用資機材の備蓄につきましては、過去の防災災害の経験に基づいた備蓄の種類、数量となっており、施設には毛布類、非常用発電機を備え、電源が確保されており、被害者への情報収集のためのラジオ、スマホの充電や施設の食材を確保する冷蔵庫の使用、室温調整に必要な冷暖房器具などの使用が可能です。施設には防災備品、資機材等保管する十分なスペースがないことから、状況に応じて総合支所庁舎からの布団類、灯油ストーブ、ポータブルコンロ、発電機、投光器、段ボールベッド等を持って行くことで、避難者への対応としている所でございます。

また、町は北海道コカ・コーラボトリング株式会社、北海道開発局の三者が連携した情報提供、災害対応に関する協定を結び、大規模災害の発生時には通信ネットワーク技術を活用した遠隔操作によって自動販売機に登載された電光掲示板に災害情報を流すお知らせ道ネットの運用や自動販売機本体に残っている飲料を無償で提供いただくなど、地域防災対策にご貢献いただいております。

また、災害発生時からの停電により家庭の暖房が使えずに被害を受けるケースとして、冬長時間暖房が無く体が冷え切ってしまう低体温症にかかる健康被害が想定されます。低体温症の回避には体を冷やさないことが第一と考えます。近年家庭では自主防災からポータブル発電機を購入するケースが見受けられますが、エンジン発電機の場合は、排気に注意する必要があります。指定避難所の道の駅では、非常用発電機が整備されていることから、避難者には避難所で暖を取っていただき、災害発生時に起こる健康被害を回避できるのではないかと考えております。

今から10年前の平成25年3月には、オホーツク地域における猛吹雪により、国道39号が通行止めにより立ち往生車両が多発発生した際、避難所として道の駅メルヘンの丘めまんべつを開放し、立ち往生車両避難者を受け入れ食料の配布を実施いたしました。駐車場は除雪車等の拠点基地や、道路上の立ち往生車両の待機場として活用しましたが、これはまさしく網走開発建設部と大空町の協定に基づき、防災資機材を活用した実績であります。

道の駅ノンキーランドひがしもことは、災害発生時に自宅に戻ることができなかった住民等が一時的に避難をする指定避難所として必要に応じ開設する東藻琴地区の一つの指定施設となっているところではありますが、メルヘンの丘めまんべつとは異なり、敷地スペースが狭いことから、可能な限りの防災機能の充実に努めているところであります。

最後に、新たな魅力を持つ地域づくりに貢献する施設機能の充実について、国は災害対策基本法に基づき、国及び地方公共団体は防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとすることを防災基本計画に盛り込み、また、町、ひと、仕事、創生基本方針2020で

は、道の駅は、広域的な復旧復興活動の拠点としての防災機能強化することにより地方創生を推進することが閣議決定されました。今後ますます防災拠点として道の駅の役割は重要視され、防災施設の機能強化を図る必要性が求められるものと認識しているところであります。特に施設で使用する電気は、施設内の機械を稼働させるための原動力となるため電源確保というのが必要不可欠となります。災害発生時の停電復旧には数日かかる場合や、突然電力供給が電力会社からとだえるといったことも想定されます。施設に自家発電システムで蓄電ができることが、言い換えれば停電が起きている最中でも普段と同じ生活が出来る、また電力会社から購入する電力量を減らすことで節電効果にも期待を持つことができます。

また、昨今の環境への配慮として自家発電システムを導入する、例えば太陽光発電など再生可能エネルギーを活用しながら、二酸化炭素を排出しない方法を選ぶことで、温暖化対策やSDGsなどに配慮した生活を送ることができ、さらには今後の電気自動車の普及が加速することで、蓄電した電力を電気自動車に供給するサービスということも考えられます。停電時の電力確保は非常用発電機による最低限の電力使用が確保されておりますが、電気料については昨今の高騰により、道の駅のみならず、町内公共施設全体の電気料金が膨らみ町財政を圧迫しており、料金高騰の長期化というものも懸念されております。公設民営施設としての施設管理のランニングコストが圧縮されることから、施設運営にもプラス要因になることが考えられますが、再生可能エネルギーを活用した蓄電システムにはまだまだ莫大な整備費用が必要となるところであります。道の駅施設が地域の安心安全を支える役割として、今後は再生可能エネルギーを活用した防災機能を充実させるための調査や研究に努めながら、関係省庁から出されるさまざまな整備に係る交付金であるとか補助金、そういった情報収集にも努め、防災機能を持つ魅力ある施設づくりを検討してまいりたいと存じますので、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 鈴木秀之議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。
再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 2時16分)

(再開 午後 2時26分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
日程第5、鈴木秀之議員の一般質問を続けます。5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 はい、5番。それでは、質問をさせていただきます。

第1点目の住民自治を支える施策の充実ということで、町長のほうから、現行の地域担当者制度のさらなる充実と、それから職員の方々の協力を得ながら、活動を進めたいという答弁いただきました。それと、集落支援員制度につ

きましてご検討いただくということでございました。この自治会活動は住民自治の基本でございますので、その点につきましては、よろしくお願いしたいと思います。

なお、集落支援員制度につきまして検討いただくということでございますが、道内で導入している自治体、専任で24市町63人、兼任で10市町45人とかですね、複数で15人も配置していたり、それから兼任でも18人を配置しており、どう配置しているのか、これは検討したほうがいいかなと思っていますところでございます。この制度につきまして、特別交付税での財政措置とか、その中身を見ますと、会計年度職員の期末退職手当も対応する様な内容になっているということでございますので、限られた財源で有効に町政運営をするという中では、一つの有効な手段になるのではないかなと思いますので検討のほうよろしくお願いしたいと思います。この点は検討いただくということでございますので、次の町内にある自主防災組織の支援についてという、二つ目の方に質問をさせていただきたいと思っております。

町内に4カ所、自主防災組織が組織されております。その中で、今後も増やしていくように努力をしていただけるということでございますが、自治会への働きかけ等につきまして、一気に自主防災組織までいかないまでも、各自治会等に防災用品の配備の希望とか、防災に関する研修会等の希望とか、そういうことにつきまして段階を踏んでいただければ、自主防災組織の方にもこう向いてくるのではないかなと思っていますところでございますので、ここら辺についてのご見解をいただければと思っております。それと、やはりその住民ボランティアのリーダー養成という面で、民間の認定資格でございますが、防災士という制度がございます。この防災士の登録制度というのがございまして、これは民間ですので、講習等で受けて資格認定試験を受けて、登録ということになるわけでございますが、調べましたところ資格取得の経費は、ことしの6月1日現在ですが、63,800円ほどかかる。防災士の登録の関係でございますが登録には日本赤十字社が行っております救急救命講習の講習が必修となっている。基礎講習が1,500円の救急養成講習が1,800円でこれはもう5年間の有効ということになってございます。ですから、かなり経費は掛かるという状況でございます。この日本防災士機構には、防災士の方が救急救命を救急員の認定証を持って登録となって登録された方は、日本防災士機構に登録されておりまして、自治体消防機関から要請がある場合は、その所管居住の防災士の方の氏名を地方自治体の方に提供していただけるという、そういう形になっているようでございます。その住民の避難生活の支援リーダーとかサポーターそういう面でも、防災士関係ともこういう資格を持った方々とも連携というのが必要になってくるのではないかなということで、将来的にこういうソフト面での充実ということについて、必要ではないかなと考えてございますので、本件につきましてご見解を伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からご質問いただきました。

自治会活動というのは、やはり住民自治の基本であると考えておりますので、これからもそういったところ、町の地域担当職員制度も活用しながら、展開してまいりたいとそのように考えております。

また、集落支援員制度、これについても検討すると答弁させていただきました。この集落支援員制度答弁の中でも申しました様に、平成20年度からスタートして、もう15年経過している制度でございます。特別交付税の対象になるなど、財源的にはすごくメリットがあるなと思っておりますけども、恐らくこれを活用するためには、この支援員の方、地域の方にならうかと思っておりますけれども、週に何十時間それに従事しなければならないだとか、さまざまな条件があって、特別交付税の対象になるものだとそのように思っております。そういった部分を調査しながら、本当にそういった長い時間の一週間に何十時間という事を自治会等が担えるのかどうか、そういったこともやはり自治会連合会とも協議しながら進めていかなければならないと思っておりますので、私も自治支援員制度余り承知していなかったものですから、しっかり担当のほうにも勉強していただいて検討させていただきたい、そのように思っております。

そして、防災の関係で再質問をいただいたところであります。なかなか、防災士を取得するのに議員おっしゃられたように多額な、資格を取得するための経費もそうですし、その資格取得に行く交通費であるとか、宿泊費用、そういったものもかかってくるのかなと思っております。たしかさきの議会でも他の議員からも、これの支援制度についてはどうなのだというご質問をいただいたところでありますけども、オホーツク管内でも紋別市のみが支援をしていて、他は支援をしていないという状況となっております。ただ、議員おっしゃるとおり、当然大空町内も数名の方が防災士の資格を持っております。避難生活というものが長期化したときに、通常短期であれば役場職員が避難所に行って対応できるのですが、長期になったときにいつまでも役場職員だけで対応できるかということ、きっとそれは厳しいことにならうかと思っております。そういった中で、議員おっしゃったボランティア組織、あるいは防災士の方と一緒に避難所運営であるとか、そういったとも必要になってくるかと思っております。そういう意味では、今後も防災士の資格取得をいただけるようにさまざまなことを通じて、町民の皆様にお知らせをしていきたいとその様に考えております。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 今、防災士の関係でございましたが、民間の認定資格でございますので、なかなか助成制度というのは難しいのかなと、私も考えているところでございます。育成制度でございますが、東京都の豊島区とか、兵庫県淡路大震災があった所の近くの太子町でございます。ここは助成制度を持っていると。そして防災士協会に登録だけではなくて助成をしたのだから、その町の方の防災担当は直接連絡がとれるというスタイルにしているというところもございます。そこら辺は要検討のところだと思います。ただ、もう一つ、北海道

でも、北海道地域防災マスター認定研修会というのが開かれています。これについては、研修受講料は無料で、対象が防災士の方とか関心を持っている方とかいう形になっているわけですが、自治会で救急救命の関係に関心を持っていた方がいらっしゃれば一緒に研修をしていただくということが必要な。それから、町内でも、防災士熱意を持って、災害関係に従事しよう、手伝おうという方が、私がお聞きしたところ7名の方がいらっしゃると聞いております。そういう方々の意識高い、より地域に貢献してもらうためには、研修会とか、そういうので意識を高めていただく、技術を高めていただければなと思っております。そういう関係では、救急員の認定資格でございますが、それも5年ごとに更新しなければならぬという日赤の規定になっておりますので、やはりそういう面では、そういう防災ボランティアの関係の方々の研修の場というのもやはり設けていく必要があるのではないかなと思いますので、担当課のほうで防災の事業計画をする中で盛り込んでいただくとか、検討していただければと認識しているところでございます。その件につきまして、ご答弁いただいて次の質問に行きたいと思っております。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 さきほどちょっとご質問いただいた件、私、とばしていたかと思えます。自治会への働きかけということもいただいております。当然、町の担当部署が自治会に働きかけて研修会だとかそういう事も出来ないかという相談をさせていただきながら研修会を開く、研修会に参加いただいた自治会町民の方が防災士であるとか、北海道防災マスターに興味を持っていただいて、そういった資格、研修を受講していただくということにつながっていけばよろしいのかなとその様にも思っています。さらには、やはり資格を、先の議員の質問にもあった様に資格を持ってそれで終わるのではなくて、その資格、防災士であるとか、防災マスターの資格を持った方と一緒に町での防災訓練そういった物にも参画していきながら、日々防災士の資格を取った方の防災マスターの資格を取った方の能力の向上そういったことにもつながるようなものに出来ていけばいいかなと思っておりますので、これから今後行っていく防災訓練については、そういった方々のご協力もいただきながら進めてまいりたいとその様に考えております。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 続きまして大項目の2点目でございます。

東藻琴地区の地域振興施設の機能充実についてでございます。この関係につきまして、丁寧なご答弁をいただいている所でございますが、町の防災計画の中の避難所ということで、その中の機能といたしましては無停電化、要するに停電になっても電源の確保をするということと防災トイレの関係、水の確保の関係で防災タンク、それから耐震化、防災備品を備えておく防災倉庫、それから通信設備の関係の整備ということが必要だと、これは基礎的なところ

でございます。その関係で特に私は、電気と水の確保が重要ではないのかなと考えているところでございます。その中で、24時間トイレの電源確保、当面発電機の対応でございます。あと、夜間停電時の利用のことを考えますとトイレ照明の確保等が必要になってくると思っております。そういう近々の課題に対して備えをしておくということが利用者、住民の安全、安心につながると思っています。そういうことで備品の関係につきまして、スペースが限られているということでございます。道の駅の施設の構造上なかなか難しいと考えられるわけですが、災害時に総合支所の旧議事堂が備品倉庫、備品庫になっているということでそこから運びを出すということの関係につきまして、なかなかこう緊急時というのはちょっと時間も手間取るのではないかと、必要最小限のものはやはり道の駅に、メルヘンの丘にあるほどの大きな備品でなくても必要最小限の備品、発電機等が備えられる、置いておける備品等の備品庫が必要ではないかなと考えているところでございます。そういう必要最小限の対応について、ご検討いただければなと思っております。

道の駅の公設民営ということで、この指定管理者の方でも、先ほど町長のほうからのご答弁にありましたが、この指定管理者の方でも施設内の清涼飲料水の自動販売機の設置者との協定を結んでいて2,000本あそこに清涼飲料水が入っているようですが、災害時には無償で提供できるということ、指定管理者としても対応していただいているということでございますので、現場との調整をしておいて防災用格納庫等の整備、これは必要ではないかなと考えているところでございます。

電気と水の確保という点についてもう1点申し訳ございません。断水の際の対応ということで、水の確保ということでございますが、断水の際には水洗トイレになっておりますので水の確保というのは重要ではないかなということで、道の駅、位置的に住民の身近な場所ということでの災害時の給水場の設置場所、それから、水洗トイレ等の水への供給の手段の一つとしても、近くに給水場があれば、道の駅としても十分その機能果たせるということが出来ると思っておりますので、やはり災害時の給水場所等につきましても、地域振興施設に開設するというのを、災害があった場合はそこに開設しますよということも、事前に住民にPRしておく必要もあるのではないかなと考えている所でございますので、その救急対応の備品の関係から、給水施設の関係につきまして、ご検討の余地があるかどうかお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長

◇町 長 鈴木議員からのご質問でございます。

まず電気と水、そして断水時の関係と備品庫ということでご質問いただいたのかなと思っています。

まず、最初に水の確保ということでご答弁させていただきたいと思います。

ああいうホテルを併設しているような建物については、やはり水の確保というものが通常されるべきものであって、私、建築の資格を持っている何者でもないの、通常は宿泊施設というのは最上階のところに給水タンクを設け

ていて、そこに水をためるような仕組みになっていて、停電になったときには自然流下で水が行くというような仕組みになっているのではないかと考えておりますけれども、東藻琴の道の駅はそうではなくてあくまでも水道水でなっているということでございます。これはやはり、電気がとまった、何になっても水はやはり命の水でもありますので、また、今のトイレというのは水洗ですから水がなくてはトイレも使えないということになりますので、本来であれば建物の中の上に給水タンクを設けることが出来ればいいのかもしいかなのですけれども、構造上それが可能かどうかはわかりませんので、そこについては調べさせていただければと思います。

また、災害時の給水、今回、大変ご迷惑をおかけした9月20日の東藻琴市街地の大規模断水でございましたけれども、その時の給水場につきましては、東藻琴の事業所のところに設置をさせていただいたところでありまして、道の駅にも多少広い駐車場がありますのでそこに給水車を置いて給水していただくことも可能とは思いますが、1番懸念するところは、あそこは国道334号の通過車両もあり、道道川湯線の通過車両もある。その交差点のあるところに給水場を設けて、一般の町民がどんどんどんどんそこに行って国道、道道で車が渋滞してしまう、夏であればあれですけど、冬の期間そういった中で、逆に二次被害が発生してしまうのではないかとというような危惧を持っているところでありまして。当然そこに給水場がありタンクの車が置いてあれば、そこで汲んだ水を水洗のトイレなどで流して使うということも可能であると思っておりますけれども、そういった点検討させていただければと思います。

そして、発電機であるかというところでございますけれども、そういったものも当然必要であり、多少のものは置いてあるのですけれども、ただ、最初のご答弁でも申し上げましたように、女満別の道の駅あそこは結構敷地が広くて、建物の裏にJRの貨車を2棟当時平成26年に購入をさせていただいて、そこを開発から貸与いただいている発電機だとか、投光器だとか、そういった物さらには防災の毛布だとかさまざまなものを入れているのですけれども、東藻琴のあそこの道の駅の駐車スペースの中でそういった倉庫を置くことが出来るかどうかというのは、十分内部でもそうですし、指定管理していただいているところともきちんと協議をしなければならないなど、そのように思っているところでありまして。したがって早急にそこで整備できるという明言はできないのですけれども、今後、そういったことの倉庫を置くことが出来れば、これは女満別の道の駅みたいに開発にそこも避難所になるので、ぜひ投光器だとか発電機を貸与してくださいということが言えるかなと思っておりますので、そういったことも含めて道の駅での防災機能の充実について検討してまいりたいとその様に考えております。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。給水場の設置につきまして、1カ所でやると集中してしまう可能性があるなと思っております。今回断水時に事業所の方で給水場開設していただいて、実際に水が出なくなりますよと広報して

いただいて、住民の方々に周知をしていただいて給水が開始されました。実際になかなか周知が完全にできているかどうか私自身地区内回らせていただきました。お1人で暮らしている高齢者の方のお宅などは、聴力も大分弱くなっている。今の住宅事情からすると密閉されていて、耳もだんだん聞こえづらくなるものですから、テレビの音量を最大限に上げている。そうすると、なかなか広報しても聞こえないというようなこともあるということで、自治会の役員として水が必要なら汲みに行くのを手伝ってあげますからというようなことでやると、そうするとやはりだれかがあそこに汲みに行くということでございますので、集中するということの割合がカ所を2カ所ぐらい、例えば東藻琴地区、女満別地区あって1カ所に給水場ではなくて、複数、機材があるかどうか、その問題なのですけれども、身近なところに給水場を設置するという点で道の駅の振興施設に置くということも十分配慮いただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

今、町長の答弁の中で防災関係につきましては現場との意見を聞いて調整をしていただくということで、その施設管理をしている現場の意向というのを十分聞いていただいて対応していただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

脱炭素に向けてということで、機能充実ということで新たな魅力を持つ地域づくりに貢献する施設機能ということで、太陽光発電と再生可能エネルギーをうまく活用して、その施設の全体の無停電化につなげるというのが将来的に充実していただくそういうことを検討していただければなということで、今回質問させていただいたわけでございます。当然、EVの電気自動車の普及に伴って、電気自動車急速充電の設備とかそういうのもあったり、あそこの中では必要ではないかなと思っておりますので、そういう設備をする上でも蓄電池を備えた太陽光発電等の自然エネルギーを活用した電力施設の整備というのは、これから重要な課題になってくるのではないかなと思っておりますので、検討をよろしく願いしたいと思っております。

以上です。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 はい、道の駅の施設、防災備品等の充実につきましては、指定管理いただいているところとしっかり協議をさせていただいて進めていきたい、そのように思っております。

今、ご質問いただいた道の駅にソーラーパネルだとか蓄電池を整備して、災害時無停電となる様なものを整備してはどうかというご意見をいただきました。これは後の議員の一般質問にもちょっと重複してしまうところではあるのですが、今、町は令和6年度に向けてこの地球温暖化に向けた計画をつくりたいな、そのように考えております。その計画をつくることで、国のデジタル交付金を活用して、再生可能エネルギーを利用したさまざまな施策の展開というのが可能になってこようかとその様に思っております。

前にも、これから猛暑が状態化してきて夏にはエアコン、冬は冬で寒くて暖

房という事で、非常に電気という物の使用が増えていくのだと思っております。そうした中で町は計画を作って、やはり、公共施設、特に避難所となるような公共施設にはソーラーパネルを設置して、そこを蓄電することで無停電化し、かつ、そういった何もない時には電気料金の負担軽減にもつながるような、そういった取り組みをこれから考えてまいりたいとその様に考えている所でございますので、まずは計画を立てて、大空町がどれぐらい二酸化炭素、温室効果ガスを排出していて様々な物でどれだけ吸収して、実際どれぐらい減らしていかなければならないのだとか、そういったものをしっかり調査した上で、新たな施策としてその再生可能エネルギーを活用したものを取り込んでいきたいと考えておりますので、議員の方からも様々な資料等基に、また、ご意見等いただければありがたいと思っておりますので、今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。今回質問させていただいた地域における安心、安全を支える自助、共助、公助、それぞれの調整、こういう調整活動というのは、これからのまちづくりには絶対必要だと、町民がそういう情報を共有して、町が打ち出す対策について関心と理解を一層深めることが必要でないかなということで質問させていただきました。

来年度の予算に向けて、編成作業は進められていると承知しております。職員各位が我が町の現状再確認をして、知恵と工夫を出して、持続可能な地域社会作りに向けた政策立案に尽力されることを期待いたしまして質問を結びたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員から今回住民自治の関係、そして、防災機能の関係のご質問いただきました。ありがとうございます。

これからのまちづくりを進めるに当たっては、もう行政だけにできるというものではなくて地域住民の方々の力をお貸いいただければ、このまちづくりということは出来ないと考えておりますので、これからも住民自治を大切にしながら、自助、公助、共助、その三つの中でまちづくり展開していきたとそのように考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◇議 長 これで鈴木秀之議員の一般質問を終了します。

◇議 長 日程第 5、一般質問を続けます。

次に、2 番、川村淳議員の一般質問を許します。

◇川村議員 はい、2 番。令和 5 年第 4 回定例会、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは、観光と環境の両立について2点質問させていただきます。

まず一つ目、観光客の受入れに対する課題についてでございます。コロナ感染症が5類となりまして、本格的に国内外からの観光が動き出し、大空町もオホーツクの玄関口として多くの観光客が流入している状況でございます。世間ではコロナ禍より続くキャンプブームもまだまだ去っておらず、キャンプ場や、道の駅では多くの観光客を目にする日々が続いております。本年度も多くの観光客に訪れていただき、大空町のキャンプ場や、女満別、東藻琴の道の駅を拠点として観光を楽しんでいただけることについては、非常にうれしく思っておりますが、その反面拠点となっている女満別湖畔のキャンプ場、また道の駅として女満別、東藻琴それぞれの道の駅、こちらでは短期も長期も含めて滞在している旅行者のごみの受け入れに対する分別処理に現場は大変苦労されているという声を聞いております。この状況を町としてどの様にとらえているのか、町長の見解を伺います。

続いて二つ目として、持続可能な観光客の受け入れとごみ処理の対策について伺いたします。

観光客のごみにつきましては、基本的に家庭ごみというのではなく、事業用のごみとして扱われております。その受入れは数年前まではスーパーやコンビニなどでもごみ箱を設置しており、そこで回収をされていたかと思えます。ただ、ここ近年のコロナ禍がまん延し始めたころから、そういった各お店からはごみ箱が撤去されまして、今もそのままごみ箱を設置していないスーパーやコンビニが大半でございます。

また、過去さかのぼりますと、北海道開発局が主導で観光客から出るごみの調査というものを行われております。これは、旅行者はゴミ箱のある場所を求めて移動するという結果が出ており、これに伴い2006年6月から2007年の7月まで、これは道東を中心にですけれども、エコステーションという取り組みを実施しております。当初、大空町では当時の女満別の道の駅でも、観光客用のごみ袋を販売し受け入れをする体制を整えて試験的に実施しております経過もあります。で、当時はただごみ袋を買うという事に抵抗がまだあったのか、開発局の結果を見ますと余りうまくいかなかったというようなことで、その時には試験的に終わっているのですが、実際いまの時代というのは、ごみの処理にお金が掛かっていることは当たり前のことでして、観光客に理解をいただけるものではないかなと思います。

また、グーグルで大空町・旅行・ごみと検索しますと、旅行者のブログが結構でてきてまして、女満別の道の駅、もしくは東藻琴の道の駅ではごみが捨てることができるという情報がたくさん出てきます。旅行者というのはやっぱり、特にキャンピングカーで移動する観光客につきましては、こういった情報をもとに点々と移動しているというのは現状としてあると思います。

今年は、女満別湖畔キャンプ場でもごみの回収をしてないという状況もありまして、その大半が女満別の道の駅で処理されているのではないかというお話も聞いております。この辺につきましても何か対策を講じているのか、また、現在も女満別の道の駅では小さいごみ袋、小さいサイズのごみ袋を販売して受け入れをしているように対策をとっているのですけれども、単にこうい

った受け入れをするのが道の駅だけではなくて、もっとも持続可能な観光客の受け入れを考えたときに、町全体として取り組むべき事業だと僕は考えております。このことについても、町長の見解をお伺いしたいと思います。
以上です。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 川村議員の一般質問にご答弁いたします。

観光と環境の両立についてというテーマでご質問をいただきました。

まず、観光客の受け入れに対する課題についてであります。新型コロナウイルス感染症、感染症法上位置づけが5類になったことも相まって、ここオホーツクにたくさんの観光客が訪れてきていております。

また、本町においてもコロナ禍によるアウトドアの人気上昇に伴い多くのキャンパーが訪れ、本シーズン2023年シーズン7月から8月末までの実績は、キャンプ利用人数2,589名、総宿泊数3,298泊となっており、シーズン外を加えらるともっと多くの利用者が来られていたものと推察しております。

議員ご指摘のキャンプ場利用を初めとする旅行者のごみ受け入れについてであります。2021年シーズンから湖畔キャンプ場では新型コロナウイルス感染症の蔓延予防対策として、キャンパーから出るごみの回収を中止したところであります。ごみが捨てられなくて不便になったというお声をいただいたことでもあります。そういう時代ですという趣旨の発言をしていただき、例年通りキャンプを楽しんでくださっているキャンパーの方も多数いらっしゃったところであります。しかしながら一方で湖畔キャンプ場がごみの受け入れを中止したことによって、道の駅等にキャンパーのごみが持ち込まれた事実というのは確認しているところであります。指定管理者であるめまんべつ産業開発公社とも協議をし、次年度に向けての対策を検討しているところです。

最後に、持続可能な観光客の受け入れごみと対策について、観光客の旅行者が持ち込むごみ問題は決して単独市町村で対応できる問題ではなくなっていると感じております。議員がおっしゃるとおり、キャンプ場などの公共スペースはもとより、コロナ禍においてコンビニエンスストアからもごみ箱が消えてごみを捨てることができなくなってきました。また、元々ごみ箱を設置している道の駅自体少なく、本町の道の駅はごみ箱設置している数少ない道の駅としてSNS等で話題になっています。ごみが捨てられる道の駅というような投稿が多く、通過する旅行者が持ち寄り大量のごみを捨てて行くという状況であり、施設利用者のごみというより、近隣市町や長期宿泊などから排出された生活ごみが持ち込まれております。感染症法のフェーズが下がったからごみの回収を再開するという対策で解決できる課題であるのか、川村議員のご質問の趣旨であり、持続可能性というものをしっかり考えて行くためにはもう少し議論を深めていかなければならないものと考えております。少し時間は掛かるかもしれませんが、今後増加する観光客、来訪者が快適に大空

町に滞在していただくために、近隣市町や関係機関などと十分に連携をしながら、抜本的な対策について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても、さまざまな角度からご助言賜りますようお願い申し上げます。

また、議員の質問の中の最後に、大空町として町としてごみの受け入れをしてはどうかというご発言をいただきましたけれども、大空町は決してごみを捨てる場所ではないと、私は考えておりますし、受け入れた場合にそれをきちんと大空町の分別にあわせて、その事業者が分別をしなければならないという事を考えると一概に町内のさまざまな事業所にご協力をいただいて、ごみを受け入れることはできない、そのように考えているところであります。

以上、一回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2 番、川村淳議員。

◇川村議員 はい、2 番。町長ありがとうございます。

まず1点目の質問の部分につきまして、キャンプ場のごみの処理を再開して行く方向で検討していただけるということで、来シーズンもうすぐ春以降キャンプシーズン始まります。この辺はまず対策をしっかりとさせていただいて、なるべく近隣の住民からも、やはりごみが落ちているという状況が見てとられ、僕も朝毎日シジミの関係であそこの前必ず通って処理をしに行くのですが、ポツラ、ポツラごみが落ちていることがございます。やはりそういった部分見かけると、やはりキャンプ場としてもっときれいにして行かなくてはと思う部分もありますので、その辺の努力をちょっとしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて二つ目の方の、持続可能な観光客を受け入れとごみの処理の対策の部分なのですが、一つ例を挙げますと私の生まれ育った羅臼町では、知床の世界自然遺産登録を契機に地元の観光に関する商店だったり、宿泊施設等でも観光客専用のごみ袋を販売して、ごみ袋の取り扱いをすると同時にごみの回収を行うという事業を展開しております。町長先ほどなかなか難しいのではないかというお話があったのですが、僕としては、やはりそのオホーツクの玄関口として、ここの大空町の立ち位置を考えますと、そういった体制も考えていく必要があるのではないかと考えております。また、そこに関しましては、勿論観光協会だったり商工会だったりとの連携というものも必要になってくるのかなと思いますけれども、町長のお考えをもう一度伺いたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まずはキャンプ場のごみでございます。やはり集めなかったことで、本来マナーをきちんと守るキャンパーの方はごみをそこに投げないというのが基本だと思います。そういったマナーを守れないキャンパーの方はやはり、ごみを捨てて行ったりしているのかなと思っております。キャンパーの

ごみの受入れについてはコロナ禍もおさまったので、来年度は管理をいただいているところと協議しながら、ごみ袋を販売することで、販売しそこにゴミを入れていただいて、ある程度時間を区切った中で回収をしたいと考えておりますけれども、これについてはやはり、今後、キャンパーが利用して、またそのごみを集めてそのまま燃えるごみだとか、燃えないごみ、そういったもので捨てられればいいのですけれども、恐らく大空町の基準に合致したごみの入れ方になっていなくて、それを回収して管理いただいているところが、結果いろいろ分別作業等の手間をかけているのではないかなと思っています。そういったことを考えて、そういった手間の手数料だとかというのも、今後、キャンプ場の利用の見直しの中で考えていく必要があるのかなと考えております。やはり私も子供が小さい時にキャンプをして、ごみの落ちていないそういったキャンプ場で快適にキャンプをしたいというのは、だれしもの願いでありますので、やはりごみが散乱しているところのキャンプ場を利用したいとは思いませんから、きちんと管理をした中でキャンプ場の運営というものに努めてまいりたいと考えております。

また、持続可能なごみということで、羅臼町の取り組みのお話をいただきました。確かに羅臼、知床世界自然遺産という中で、その取り組みの一環として地域を挙げてごみを、観光客の出すごみを回収しましょうということを行っておられるのかなとそのように思っております。議員おっしゃられるように、たしかにオホーツクの玄関口女満別、大空町ではございますけれども、ただごみを、やはり事業者の方に協力していただいて回収し、それを事業者の方がきちんとうちに合う様に分別をするというのはなかなか難しいし、商工会の皆様のご理解というのもいただかなければならない。さらには、やはり先ほどのキャンプ場のごみと同じですけども、それを区別するという手間というものもあるかと思っておりますので、そういったことも含めて、羅臼町のように出来ないかもしれないのですけれども、何か手だてというのを考えていかなければならないのかなと考えております。

ただ、先ほどSNSとかでごみが捨てられるというのは出ているかもしれないのですけれども、ごみを捨てて、この場所で何を観光客の方は貢献、大空町あるいはその商店、事業所に貢献していただけるかという部分が正直言って私はわかりません。ですので、それを集めることもやはり効果というものが私は必要ではないかなと考えておりますので、そういったものも含めてごみ処理の、町民のごみ処理ではなくて、観光客や来訪される方のごみの出し方、あり方について改めて検討したいと思えますし、先程も申しました様に大空町だけが回収するとなると、本当に隣の町に滞在していた方のごみも大空町に入ってきてしまうし、そういったごみが集まってしまうと、それこそわが町の埋め立て場が早く埋るだとか、さまざまなことにも影響すると思えます。そういったところはやはり近隣の市町村と連携しながら、皆で同じ方向性に向かって取り組んでいく必要があるかなと思えますので、私としてはこういったことを、さまざまな管内の首長などの集まりの中で提言させていただければなとその様に思っております。

◇議 長 2 番、川村淳議員。

◇川村議員 町長ありがとうございます。今、町長からお話がありました様に、なかなか現状としては受入れが難しい、ごみの受け入れというのはなかなか難しいのかもしれませんが。こういったときにごみ焼却場建設する事務組合立ち上げ等々始まると思うのですけれども、そういう中でもこういったものの話題を提案して行って、何か全体としてごみの受け入れをしていく、しなければきっとそこらへんに捨てていく可能性も十分考えられると思うのですよ。この近隣やっぱりしていないところが多いので、何らかの対策っていうものは考えなければいけないのかなと、僕は個人的に強く思っていますので、ただ、ごみを回収するというだけではなくて、それをちゃんと収益化できるような、システムを作る、ちゃんとすることによってこの町の財源としても担っていくような形で考えられないのかなと思っています。

また、近い将来、女満別空港から高規格道路というのが網走方面に伸びていくとかと思います。こういった場合に、外周を通る案となった場合、町の中に流入するっていうのもなかなか少なくなる可能性も出てきますので、そういった部分将来的な対応として、町に来てもらって、寄ってもらうきっかけになるものかなとも考えております。まだどうなるか分からないのですけれども、将来的にいろいろな観点でシュミレーションしながら、今後も対応というものを検討していただくことをお願いして、僕の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。本当にごみの問題というのは非常に難しく、私時間が有ったら近隣いろんなところドライブに行くのですけれども、驚いたのは帯広の方ですね、コンビニに行くとき普通ごみは回収してなくて、でもペットボトルだとか空き缶、そういったものは回収してくれているなと思って、ペットボトル空き缶を持って中に入って、それすらも回収してくれていないということも出てきております。ごみの考え方というのはどんどん変わってきていて、やはり、自分で出したごみは自分で持ち帰って自分で綺麗に分別をして、その自分の住んでいる所に出すというのが本来であるのかなというふうに思っておりますけれども、そうは言いながら長期滞在者はどうしてもどこかでごみというものを捨てなければならないという中で、繰り返しになりますけれども、近隣の市町と連携して、どこかだけが受け入れるとそこに集中するので、そこをみんなで分散しようという考え方も必要があるかなと考えております。

また、高規格幹線道路の延伸の関係で町に寄ってもらうためにゴミを回収という考え方あるのかもしれないのですけれども、私はそういった考え方は持っていません。申しわけございません。そういった部分で町に引き込むのは、さまざまな魅力を展開して、町に寄っていただく必要があろうかなと思います。

ますし、また事業化というとなんか、ちょっと私はイメージがつかないのですが、でも、ただ、もし集めていただければ、それが事業者の方の少しの利益にでもなるのであれば、そういった取り組みも検討する余地はあるのではないかなと思いますのでそういったことも含めて、本当にすごく難しい問題をご質問いただいたなと思っておりまして、本当にいろんな観点から確認をさせていただきます。検討させていただきますし、ごみの広域化の中間処理施設の整備に当たっても、一緒に取り組んでいる市町に対しても、先ほどではないですけど、こういった問題ご提案させていただければなとそのように思います。どうもありがとうございました。

◇川村議員 終わります。

◇議長 これにて、川村淳議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 3時21分)

(再開 午後 3時31分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇議長 日程第5、一般質問を続けます。
次に、6番、岩原繁議員の一般質問を許します。

◇岩原議員 はい、6番。令和5年度第4回定例会に通告いたしております私
今回2項目についてご質問させていただきます。

まず、大1項目目の大卒の、大空町女満別研修会館建設計画についてでございます。これにつきましては昨年の公共施設総合管理計画も個別実施計画についての中で質問させていただきました。そのほか、昨年の12月に行われておりますふれあいトーク等についても、多くの方からこの研修会館の建設計画については質問が出されております。昨年の冬から今年に入って、研修会館を新しく建て替えるべく教育委員会が役場庁舎内及び外部の方々と、組織をされて協議会を設立しながら建て替えの検討をされているとお聞きしております。その中の協議会における協議の進捗状況や建設予定年度など、大まかにお話しされていることについてお話を伺いたいと思います。

2点目です。この昨年の質問中で教育長の方からは、研修会館の役割について文化活動の拠点施設または市街地のコミュニティー施設としての役割を担っており、町民にとって重要な施設ということもご答弁いただいております。その中で、今年1年見させていただいた中で、施設内でありまうけれども、利用につきましてはコロナも5類に移行したという事で若干利用者も増えているように思いますが、また新たに老朽化により一部使用ができていない箇所もあり、町民が使えない状況下になっている所もあります。この新しく新築さ

れる間、いわゆるその社会教育施設等が類似施設等あれば一部移設、移動も考えて住民の活動を支えるべきという考えだと思います。その中で、先程も言いました類似の社会教育施設等もありますけれども、旧女満別高校の校舎等施設も活動の中の開放をしてもいいのではないかと思いますけれども、その場合の利活用についてお伺いいたします。その際、研修会館も通常使っている研修会館から仮に校舎棟の部分が使えるとなったときに、利活用の際の移動手段として利用者への交通手段の手当てが必要かだと思います。今現在運行されております福祉バス、あるいは地域間バス、あるいは株式会社たいせつに委託しているバス、これは昨年のふれあいトークの中にも出ておりましたけれども、そういった部分のバス運行について規則的に可能かどうかについてお伺いをいたします。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、大枠二つめ、脱炭素社会への取り組みについてお伺いします。

非常にこの項目だけを見られますと、地球的な規模ですとか、我々市民にはあまり関係のない話だという事になっておりますけれども、非常にそういう事ではなくて、今後、今回私の質問する趣旨としましては、大空町において町民に向けどういった施策の中で、この展開をしていくかということも含めてございます。

まず(1)の、今回3月に第4期の大空町地球温暖化対策実行計画を策定しておりますけれども、この大空町における目標達成数値の見直しについてお伺いします。これにつきましては2013年度の部分を基準にし、2030年までの部分、いわゆる温室効果ガスの排出量についての削減目標ということで、報告がなされております。非常に近年本町において先ほど同僚議員の後藤議員からも、農作業、農業における気象変動の指摘、あるいはそんなこと出されておりますけれども本当に干ばつ、長雨、熱波による農作物への被害、それから、先ほども出ておりましたけれども、雨水の網走湖への流入についている増水、網走湖の水産資源への影響があるのではないかといわれるほどの気候状態となって来ております。札幌気象観測所のデータからいきますと、20世紀末から21世紀にかけての紋別、網走、北見方面の気象変動の予想見込みがおりますけれども、非常にプラス4℃が5.2℃まで上がるというのは極めて重要な数値が出ております。そういった部分ではそういった数値について伺います。まずはそれに続きまして先程の同僚議員からの太陽光パネルについての説明も話があったとおり、町長からも一部答弁ありますけれども、このいま1番最初にお伺いする第4期の大空町地球温暖化対策実行計画としましては、これは、事業主体が地方自治体ということの事務事業編ということになっております。事務事業編から続いて、温室ガスの排出量の削減と吸収作業の保全強化に対する措置に関する計画が、今後、都道府県及び市町村策定が義務づけられているということで、これはその通りなのですが、一方その次に区域施策編ということで、地方公共団体が地球温暖化対策に即して、計画策定するようというようなことで、義務もこれから課されるということでありました。これ私は、1町村だけではなく、先ほど町長も行政報告の中でも4町で配分を持たれた様に地域連携がやはり必要になってくるとこの区域施策については、策定はそうになってくるのではないかと思いますので、今後そういう取り組み

についてお伺いをしたいと思います。それに向けた部分で具体的に、じゃあ今うちの要請の中で出ているのは起業、新しい新規事業者起業に向けてのそういった環境保全対策の支援事業はありますけれども、3番目の町民に向けても再生可能エネルギーとしての太陽光パネルや木質バイオマスの利用補助の創設についてお伺いしたいと思います。以前の太陽光パネルの補助については承知しておりますけれども、今現在ないと思っております。無くなったと思うのですが、今後、さらに今、まさに地球温暖化に向けての地域連携が必要な施策も鑑みて、こういった部分の創設も必要でないかと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

また、木質バイオマスにつきましては、非常にこれは森林の再生にも貢献するということの部分もあります。いわゆる木質バイオマスだけがずっと永劫的に続くかという事ではない認識は私持っていますけれども、今後の部分について、非常に有効な2030年、2050年までカーボンニュートラルの次に向けて必要なものと私は認識しておりますので申し上げます。

以上、一回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 岩原議員の一般質問に対してご答弁申し上げます。

まず1点目の協議会における協議の進捗状況や建設予定年度についてでございますが、一般的に公共施設を整備する際は、基本構想によって施設の役割や方向性をまとめ設計を行った上で、建設工事に着手する手順となっておりますが、今年度は基本構想を策定するため7月から協議を進めているところでございます。この基本構想の策定に当たり教育委員会では、役場職員によるプロジェクトチームを構成し、大空町の現状と課題を踏まえながら新しい施設のあるべき姿を議論し、先進地視察も行いながら基本構想の素案を検討してきたところです。一方で、町民で組織した基本構想策定委員会では、プロジェクトチームで考えた素案や施設設備の戦略について町民の立場で内容を審議し、さまざまな視点から議論を深めてきたところです。今後はこうした二つの組織で議論した基本構想の素案と戦略のアイディアについて、町民の皆様にも広く意見を出してもらうため、ふれあいトークや町民説明会で周知を図り、アンケートも行いながら意見の集約をしていきたいと考えております。なお、新しい施設の供用開始年度につきましては、設計や建設工事の過程を踏んだ上で、令和9年度以降になる予定と考えております。

続きまして、2点目の女満別研修会館立替に際し建設工事期間中の代替施設についてですが、新しい施設を現在の研修会館場所に整備する場合においてはご指摘のとおり、工事期間中は施設が利用できなくなるため代替施設の調整を行う必要があると考えております。現時点においては、女満別研修会館の利用状況を調査し、定期的な利用団体の把握が認めた上で湖畔の社会教育施設やまちの公共施設、必要に応じて学校開放事業の中で、代替施設の検討を行っていききたいと考えております。

続きまして、一時移転の施設を大空高校女満別校舎とするときの移動手段

についてですが、大空高校女満別校舎も代替施設の一つになると考えておりますが、一方で、研修会館を定期的にご利用されている団体の方は比較的高齢の方が多いため、なるべく市街地の中で調整ができるように配慮を行う必要があると考えているため、現時点でバスを運行することは想定しておりません。ただ、工事期間中は、どうしても全ての利用状況を補償できない面もあると思いますので、その点は町民の皆さんにもご理解を賜りたいと思っております。

以上、私から一回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員から頂きました一般質問、私からは、脱炭素社会への取り組みにつきましてご答弁させていただきます。

第4期大空町地球温暖化対策実行計画は2023年度から2030年度までの7年間の計画期間としてことしの春に策定したものであります。地球温暖化の原因の一つとして、大気中の二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの濃度上昇が挙げられております。

この大空町地球温暖化対策実行計画は法の規定に基づき地方公共団体策定が義務づけられている温室効果ガスの排出抑制等のために措置する計画であります。二酸化炭素排出量削減の目標値は令和3年度に見直された、国の地球温暖化対策計画及び第5期道の事務事業に関する実行計画に沿う様基準年度を2013年度のCO₂、6,806トンを目標年度2030年には3,404トンと50%削減するよう見直しを行ったところであります。

本計画はあくまでも、地方公共団体の削減目標と定めたものでありますが、地球温暖化防止への取り組みは、町民や事業者の協力がなければ目標を達成することはできません。今後大空町全体として何が出来るのか検討していくこととあわせ、国等の動向を注視し、目標達成の数値を適宜見直して参りたいとそうように考えています。

次に、町民に向けた取り組みについてであります。地方公共団体実行計画区域施策編は、地球温暖化対策計画に即してその区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関利用者の利便性向上、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等の循環型社会の形成等について定めるものであります。

また、2022年4月より施行された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律において、地方公共団体実行計画区域施策編に施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努力することとされました。町では2030年の温室効果ガス排出量50%削減、2050年のゼロカ

ーボン、さらにはカーボンマイナスを目標とし、地域全体の二酸化炭素やメタンを初めとする温室効果ガスの発生量や発生原因の把握、そして地域との合意形成を踏まえた再生可能エネルギー導入の目標を設定するため、各種調査検討を行っていく必要があります。

環境省の地域経済環境分析ツールを用いた分析では、本町の再生可能エネルギーのポテンシャルは、地域で使用しているエネルギーの約2.1倍とされています。しかしながら、そのポテンシャルの利用可能な方法の把握がなされていません。自然エネルギー利用において必ず考慮しなければならない変動性にも課題を拾い出し、ポテンシャルの中から、それぞれの需要、町の特性に応じて取捨選択する必要があります。平行して、将来ビジョン、ゼロカーボンに向けてのシナリオ作り、太陽光、風力、バイオマス、温泉熱、小水力等再生可能エネルギーのポテンシャルの把握、その他新たなエネルギー導入に向けての検討を行っていく必要があります。

また、ゼロカーボンに向けた事業実施においては、効率化が求められますので、再生可能エネルギーの活用のために確保できる資源量が不十分なものについても活用方法の検討を行っていく必要があります。

本事業における各種調査を通じて得られた資料を用いて、これまで十分に行われてこなかった地域の合意形成を踏まえた再生可能エネルギーの導入、さらに、町単独では十分な量が確保できない資源の有効活用の可能性について、近隣自治体との共同の取り組みも含めて検討していく必要があります。2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するためには、行政だけではなく、町民事業者の取組が不可欠でありますので、地方公共団体実行計画事務事業編に続き、国の補助金などを活用しながら、令和6年度に地方公共団体実行計画区域施策編をあわせて地域再エネ導入目標の設定を検討して行く中で、町民に向けた取り組み、町民の皆様、企業に協力いただきたい取り組みについて検討してまいりたい、そのように考えております。

最後に、再生可能エネルギーについて太陽光パネル設置等に対する補助についてでございます。本町におけるこれまでの再生可能エネルギーの利用実績は昭和60年に建設された役場庁舎及び周辺の公共施設等における床暖房や給湯への温泉熱の活用など再生可能エネルギーの導入に努めてきました。平成20年から平成27年度の8年間住宅用太陽光発電システム導入費補助金制度を創設し、119件に対し補助を行い、町民への太陽光発電の普及に務めて参りました。また、令和3年度には地方創生臨時交付金を活用し、省エネルギー機器等購入推進事業補助金制度を創設、令和4年度には木質ペレットストーブなどを補助対象に追加し、家庭における省エネ推進及び木質ペレットストーブ普及による地域資源活用、地域経済の活性化にも取り組んできたところであります。

大空町でのゼロカーボン実現に向け、まずは地方公共団体実行計画事務事業編並びに区域施策編を策定していくなかで、太陽光パネルやさまざまなバイオマス発電導入等への支援策について検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 まずは研修会館の建設計画でございます。今、教育長の方からは、町内のプロジェクトにつきましては7回、策定委員会については2回ほど開催をして構想案を今取りまとめているところだと。あるいは今後のふれあいトークですとか懇談会、あるいはアンケートについて、どういった施設がよろしいかということで取り組みをしていきたいということでございます。

私は一つには、この今現況に使われている部分だけではなくて、委員会として、また、あるいは考え方だと思うのですが、主体的にどのような機能を持たせたいのかと言ったことがプレスの中では1番大事なことでないかと思います。昨年も地域コミュニティの中で話をして、核なる施設というものはやはり町中に欲しいということでの趣旨で私も質問させていただきましたけれども、まさに今後この建設する部分が、今どこの近隣町におきましても立派な施設ができておりますけれども、それともまでも言わずに、いろんな部分で機能を持たせる、主体的に主にどのような機能を持たせるのかということが非常に大切ではないかなと思います。

多く一つには私も感じているのですけれども青少年文化会館の補完的な施設というのは必要でないかといった部分で、町の方からの話しも実際聞かせていただいているのですけれども、そういういった部分のお考えがあるのか、ご質問いたします。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 ただいまの岩原議員のご質問にお答えします。

プロジェクトチームに関しては、役場主幹クラスの9名の職員で組織し、先進地視察も行いながらこれまで7回の会議を開いて協議を行ってきました。協議課程については、町の課題を出し合い問題を共有した上で、新しい施設のあるべき姿を議論し、施設の方向性と用途を話し合い、さらに町の公共施設を機能や用途別にまとめる作業を行ったところです。

プロジェクトチームで出した町の課題は、地域コミュニティの希薄化やだれもが同等に生活できる社会の大切さ、移住者や町民の交流や大空高校の生徒と町民の共同活動などですが、それらを共有した中で、新しい施設は、これからの大空町にとってどうあるべきかを議論してきました。

また、先進地視察においては、岩見沢市や長沼町、安平町や南幌町の取り組みを学び、N T Tや北海道電力、A N A総合研究所の話も聞きながら、それぞれの町の戦略や民間のアイデアを取り入れる柔軟な姿勢の必要性も学んできました。こうした経緯を経てプロジェクトチームにおいては、人が自然と集まる交流拠点施設として1施設1機能ではなく、複数の用途をあわせ持つ複合施設として整備し相乗効果を高めるという素案をまとめたところであります。

また、先進地の学びから大空町としても町の戦略が必要だと考えて、女満別

空港から人の流れを創出し、新しい施設への滞留を生み出して町民との新たな交流をつくるというアイディアで考えたところです。町民で組織した基本構想策定委員会でも多角的な視点から将来を見据えた活発な議論が行われ、複合施設の相乗効果を審議し、人が集う交流拠点の重要性について議論しました。そうした議論の中で、何もないところからの議論より素案や戦略アイディアがあった方が町民は議論しやすいのではないかとこの考えに立ったところでございます。

先ほど青少年の交流、研修導入施設という話もありましたが、今現在はこのプロジェクトチームや、町民での基本構想策定委員会が出された意見をもとに、話し合いを進めていきたいと思っております。教育委員会としましてはこうした経緯から新たな施設の素案と戦略のアイディアについて、町民の皆様からも広く意見を出していただくため、先程も申しましたがふれあいトークや町民説明会で周知を図ってアンケートを行いながら意見を集約していきたいと考えております。

以上、ご答弁いたします。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。いろんな角度からいろんな意見もお聞きしながら、取りまとめていくというのも当然のプロセスだと思うのですが、やはり、教育委員会の方で主体的な部分がいろんな建設部分だとか見ていると思うので、有効な部分でいった時に委員会としての一つの考え方、それを持ちながら各策定委員さん方とも話をさせていただきたいと思うのですが、現研修会館ですけど、大会議室、会議室2個、和室、児童室、視聴覚室、調理室、ロビー、2階にはいわゆる郷土資料室、今あると思います。この郷土資料室について何かご意見があるかどうか伺いたいです。

よろしく願いいたします。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 郷土資料室につきましては、今現在研修会館にございますが、今策定委員会の方にも話し合いを進めると、どこ、どの位置が良いか、エリアごとでいろいろ素案を考えているところであります。その意見を踏まえながら、今、教育委員会としてはここという案は、今はございませんが皆様のご意見を聞きながら、資料館は私も大切なものだと思っています。皆様が今までの先輩方の生活が見えるもの、これは学校での社会科のとても重要な資料となっておりますので、今後、その意見を聞きながら検討していきたいと思っておりますので、ないというわけには私もいかないと考えておりますので、今、いろんな意見を聞きながら進めていくというところでご返答としてご答弁としたいと思っております。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 先ほどの答弁の中で供用開始が令和10年度になるのではないかなという考え方だったのですけれども、来年令和6年度に基本計画、立てるということになるのでしょうか。そうすると実施設計、建設年始まるのですけれども、令和8年には建設が始まらないと出来ないという事になれば、その前に取り壊しが出て来ると思うのですが、そういった場合について、今、先ほどの代替施設等々に振分けるということ、それを含めてこれから建設は建設でやっていかれるのですけれども、いろんな話が聞かれると思うのですけれども、今使っている文化団体だとか稼働サークルの部分についても、建て替えの部分についてこれから、親切に説明が必要だと思うのですけれどもその辺のスケジュールについては、私今申し上げたとおりのことで認識してよろしいでしょうか。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 今言われた通り設計、解体、ということもあります。もしその場所、今の研修会館の場所ということになりますと、解体ということもございしますので、それにあわせて進めないといけないと思いますので、教育委員会として、それに向けて設置場所が決まり次第準備を進めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 今、整理的に策定委員会これからも開かれていくと思いますけれども、一応昨年のふれあいトークでもいろいろとそんな部分では出てきている部分もありますので、そこら辺もまた考慮していただきながら内容を検討していただきたい。私の思いは、非常にあの施設を視察してみても、もうこれ本当に5年持つのかなという気がしております、私は意を決して危険という事になれば、一時休館するというぐらいの部分までもっていかないと、せっかく雨漏りの部分をやったにせよ他の会議室等々の状態を見ても本当に5年間持つのかなという気がしておりますので、その辺はもう順次ですね、話が進む次第にできれば1年でも、1年半でも早く供用開始ができる方向でご検討していただければと思います。最後にその辺をお聞きしたいのですけれども。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 今現在、先ほど説明したとおり計画はしておりますが、色々のご意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。先ほど言いました大空高校の女満別校舎というところも今後の活用方法もございしますし、いろんなところで検討し、そして皆さんにご提案しないといけないところもあると思いますので、今後もし指導賜りますようお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 6 番。ありがとうございました。よろしくどうぞお願いを申し上げます。

続きまして、脱炭素社会に向けての部分でございます。あの事務事業編につきましては、今、町長から確かに 13 年度を基準にして 30 年度の通常 46% という数字で来ているのが、大空町の場合には 50% 目標数値だと見ております。この中で本当に削減の部分で、非常に 2013 年度もそうなのですが、やはり公共施設の部分で考えてみても電気の使用は、やはり施設的使用が非常に高くなって来ていると全体の 2013 年の 60%、全体の中の 50% が電気に掛かっているというところでした。それで、2030 年目標にした部分では電気については 64% 減らしていると。それから、ガソリンについては 40%、これは多分これから公用車等 EV に変わってくるという事での、ガソリンの使用部分を減らすのだという目標数値が換算されたと思うのです。ですから、そういった部分では確かに見込みについては、非常に一つ大きな電気という、そのものを改善さえすれば施設も電気料改善すれば出来るなど、それで先ほどの正にそうなのですけれども太陽光パネルも活用した中で、そういった電気を減らしていくと。ましてや、電気料金を減らしていった足りないものはやっていくと、あるいはその中だけではなくて、学校施設の屋上も設置ですとか、それから国がこれから 30 年に向けてあと 7 年間の間に、新設住宅について 6 割以上の部分については、たしか太陽光パネル設置についても助成の措置がされるのかどうだったかちょっと確認が、多分そのような方向で行くというようなことになればそれにあわせて、町単独のそういった個人住宅の太陽光の設置についても助成すれば、さらに加速が進むのではないかと考えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員のご質問にお答えしたいと思いますが、まず、最初に研修会館の部分でございますけれども、不特定多数の方が利用される公共施設を整備するというのは久方ぶりかなと思います。これまで認定こども園であったり、学校であったり、ある程度利用が特定される方が利用する建物は造ってきたのですが、町民皆さんが利用可能となるような施設というのは本当に研修会館の建替えというのが久しぶりであろうと思いますので、そこはしっかり町民の皆さん、そして利用される皆さんの意見を反映させられるものは反映させる中で整備を検討していきたいと思っておりますし、また、場所についても、教育委員会には現有の場所で壊して建てるという方式もありますし、あの敷地全体を研修会館、ゲートボールセンターの土地ととらえて、あの中的位置を変えたりすることで建物を建てる。まだ、既存の古いのは残っている、建て終わって利用になってから壊すというようなことも、いろんな形で考えていかなければならないかなと思っておりますので、いろんな貴重な意

見をいただければなと思っております。

脱炭素の関係でございます。大空町の排出のほとんどが私も議員おっしゃるとおり電気の使用料、ここの部分がうちの排出の半分以上を占めているのではないかなと、そのように考えているところであります。公共施設へのソーラーパネルの設置だとか、再生可能エネルギーの導入につきましては、先ほどの同僚議員のご質問にあったように、やはり検討していかなければならない重要な課題であるにとらえておりますし、そうした中でもまずは計画もそうなのですけれども、こういった施設に最初からつけていくのかという優先順位も考えていかなければならないかなと思っております。やはり町民の皆さんだとかが避難されるような場所というのは、やはり重要度が増すのかなと思っております。その中で学校も指定避難場となっているかと思しますので、そういったことも含めて、学校であれば屋上、なかなかもう今は子どもたちが屋上に上がって遊ぶという事はないと思しますので、そういったところも有効に活用出来ないかとかというのでも検討していければなと考えております。

また、個人住宅のソーラーパネルの設置でございます。先ほど申しましたように8年間程度町として設置に対して助成を行ったところあります。私も個人的にソーラーパネルを設置してみようかなと思って、色々見積もりを取ってみました。15年程前かなと思いますけれども、当初はまだパネルの値段も高く結構な金額掛かるのですが、業者さんのお話だと10年ぐらいで設備投資の分は回収できると、10年間は固定価格で売電価格も高いですから、そういった部分は10年間で回収出来るんじゃないかという話を伺っております。そういった中で回収出来るものにじゃあどこまで町として支援をしなければならぬのかなというところは、これから事務事業編だとか、区域施策編を作っていく中でそこは町の今の現状というものをしっかり押さえる必要があるかとその様に考えておりますので、それを押さえたときに、まだまだ大空町の排出量が多くて、もっともっと削減しなければならない、再生可能エネルギーを使用していかなければならないというような結果が出たら、そのときに改めて取り組みの一つとして、太陽光対応のソーラーパネルの設置に対する支援であるとか、そういったことをちょっと検討していきたいなと考えております。今の段階で早急にそこの支援について考えるというところへは、まだ至っていないということでご理解いただければと思います。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。ゼロカーボンとそれから、カーボンニュートラルいわゆる2050年は完全ゼロと、30年まではいわゆるカーボンニュートラル、脱炭素をして行こうという事ですけれども、その中に当然そういった部分を太陽光パネルでいきますと、今現在、大体ひと月当たり1件主要キロワット数が4キロワットとすれば、発電可能な太陽光パネルで年間消費で4,000キロ、4キロワットの発電であれば年間消費電力4,000キロワットで、そうすれば1年間の部分では賄える一般住宅だと大丈夫だろうという電気、これは通算で出た大枠の試算の中で出ているのですけれども、その

中でやったときに、いわゆる1キロワットに前回どうだったかというとも私もあれなのですけれども1キロワット当たり5万円補助で、4キロワットを設置すると最大限20万円助成すると、それで私のこの脱炭素に向けて省エネの意識っていうことは、過去に太陽光パネルの補助は売電できるからその分返ってくるのだと、確かにそういう意識はあったのですけれども、これからはそういう取り組みではなくて、私たち一人一人がこういうことで社会に向けて努力していかなければならないのだといった所で、どうやって町民に啓蒙していくかっていうところだと思うのです。要するに、前もたしか太陽光パネルの時は電力料金を北電にこれだけ売れるから何年か経ったら元採れるという形のなかである程度進んでいた人もいるし、そう考えている人今もいると思うのですけれども、これからの部分についてはやっぱりそういう一人一人の意識の部分としてそういったエコに関する部分ですとか、どうやって誘導していくかということであると、そういった部分での考え方でも、その助成措置というものが考えられないかなと思いました。

あともう一つ、木質バイオマスなのですけれども、それは個人的にペレットストーブ云々と先程言いましたが、有ったのかなと一瞬ちょっと思ったのですが、私、例えば公共施設でも、大空町役場庁舎内は床暖温泉熱を利用したエネルギーを循環でやっていますけれども、冬場の他の施設の中で、やっぱり灯油をたいたり重油をたいたりしています。化石燃料ゼロに向けてやった時に、建物が残った場合そこら辺のエネルギーどこから供給するのだということは、これからの2030年区域政策編ということも出て来ると思うのですけれども、そうなりますと私、木質バイオの部分で行けば木質暖房つけて、それを変えていくといった部分の一つの提案もあると思うのですけれども、これは、例えば木質バイオというのは木材に由来する再生可能な資源という位置づけであるのですけれども、その木材というのは3から4キロで灯油1リットルに匹敵する発熱量と言われているのですから、そういう部分で木質バイオマスにそれだけの熱の塊があって良いことなのだと、これは要するに森林再生につながるということなのでということで林野庁も実は言っております。その森林の国土保全の水源冠水の機能を持っている森林を、今、非常に間伐が出来ない、後継者がいないから育たなくなっている。木質バイオのための森林資源を有効活用すれば、森林が、森が再生してくるということになれば全体環境もよくなるということで、特に日本は森林国と言われていきますから、その部分で行ったときの国の資産としても多く出ているのですけれども、多分うちの町としてもそういった部分では、カラマツが40年以上たつともう老木となってそういった部分では二酸化炭素の吸収も少なくなるというようなデータも出ているということからすれば、こういった部分も力を注ぐことによって、森林も豊かにする、それが湖を豊かにする循環型の構成がされないかなと思っております。

ちょっと長々とお話したのですが、今、私一点目のだけのことで言えば、これから太陽光パネルはパネル。将来に向かっての公共施設の熱源をどこに持っていこうかとそういった部分のもしお考えがあればどうぞ宜しくお願いします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員の方から、まず2050年カーボンゼロに向けて、町民の意識を浸透させていく中で、太陽光パネルの設置それは売電という事ではなく、自分の所で自家消費するという意味での支援はどうかということでございますけども、町民の地球温暖化に対する意識の啓発というのは何も飴玉ばかりではなくて、やはりさまざまな広報だとかを使って、やはり皆さんでいろんなことソーラーパネルも一つのツールかもしれないけれども、さまざまなことで地球温暖化、削減するのに一人一人が常にという広報活動というようなものは、町としても行っていかなければならないし、国としてもこれから進められていくかなと思っております。そういった中でソーラーパネルの設置の部分引き続き、過去行っていたような形でまた支援すべきだというような話がたくさんの方にいただくようであれば、検討してまいりたい、その様に思っておりますけれども今の段階ではまたそこまでの考えは持ってございません。

それと、木質バイオマス、私の認識ではバイオマスというのは発電だとか、木質を材料にしてメタンガスとか発生させるイメージだったのですけれども、木質をペレットだとかそういうものを暖房としてあるいはボイラーとして使用するというようなこと、確かに議員おっしゃられるとおり化石資源は無限ではなくて、どこかで枯渇するであろうという中で、将来的には木質ペレット等を活用した暖房、あるいはエネルギーの発電というものも考えられていくのかなという認識を持っております。ただ、すいません勉強不足で申しわけないのですけども、当時、道の駅のメルヘンぴっと観光拠点施設整備を行ったときに、あそこにペレットストーブを導入いたしました。まだ、そのときはちょっと縦型のペレットストーブだったのですけれども、一基80万円ぐらい当時はして、なかなかやはり初期の形ですから故障であったり、さまざまなトラブルが少々多いということがありましたけれども、それから年数もたってペレットストーブも故障しないものが出てきているのかなと。木質ボイラーについても故障しない良いものが出てきているのだらうなと思いますけれども、それがどれぐらいの投入コストで入れられるかというのもありますけども、そういったこともこれから、さきの時代の中ではしっかり考えていかなければならないですし、逆に太陽光パネルがさまざまな所に整備されて、それで暖房の熱がとれるのであれば、太陽光パネルを各ところに設置して、電気暖房という形で暖を取るとかそういったところも含めて、なかなか早急にこれを行ってまいらうということにはならないのですけども、町としてできる、大空町だけがやって地球温暖化が防げるわけでは決してございませんけれども、やはり、それぞれの地域がみんなで努力してこの地球温暖化というのに打ち勝っていかなければならないと思っておりますので、そういった中でさまざまなことを検討しながら、大空町としての地球温暖化防止、ゼロカーボン、さらにはマイナスカーボン実現されるべく取組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 色々ありがとうございます。それで一つには今までの部分のお話の中にあって、制度をこれからどう取りこもうとするのか、来年度、地域脱炭素化促進事業というもののの中に合せて持っていかなければならないのかなと思っております。それで私は全体的な部分でこれからの取り組みで2030年がすぐ来ると思うのです。その中の今、町長の答弁の中で本当にそのとおりですし、よく理解するところなのですけども、一つのうちの町、大空町ということで、大きなもう本当に、そらの中にクリーンシティーという本当にそういったイメージを持ってやるのだと言った方が、私はこれからの子供たちのこれからの未来に向かっての取組が素晴らしいなというものもあると思いますので、ぜひそういったものも取り入れていただきながら、来年度、計画を作っていたきたいと思います。

以上で質問終わります。

◇町 長 ありがとうございます。令和6年度先ほど申しましたように、事務事業編や区域施策編を作っていくことで、国のこういった再生可能エネルギーの利用を設備投資に対する交付金というものが活用できてくるのではないかなと思っておりますので、そういったものを可能な限り活用して、岩原議員おっしゃるような、クリーンなイメージというか、環境に優しい大空町というようなところはしっかりPR出来る様に取り進めてまいりたいと思いますので、ご指導よろしくお願いいたします。

◇岩原議員 終わります。

◇議 長 これにて岩原繁議員の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 4 時 2 5 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 3 月 6 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 岩 原 繁

署 名 議 員 後 藤 忍

令和 5 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 5 年 1 2 月 1 4 日
- ・ 開 会 令和 5 年 1 2 月 1 4 日
- ・ 閉 会 令和 5 年 1 2 月 1 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村		淳	8 番	三	條	幸 夫
3 番	福	田	淳	一	9 番	上	地	史 隆
4 番	森	賀	祐	司	10 番	松	岡	克 美
5 番	鈴	木	秀	之	11 番	齋	藤	宏 司
6 番	岩	原		繁	12 番	原	本	哲 己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表	監査委員	農業委員会	会長
総合支所	長	福祉課	長
会計	管理者	福祉課	参事
総務課	長	産業課	長
総務課	参事	移住・定住支援室	長
総務課	参事	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
住民課	長	住民福祉課	長
住民課	参事	総務課	主査
生涯学習課	長	生涯学習課	参事
監査委員事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
農業委員会事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和5年第4回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和5年12月15日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 認定第1号から認定第8号までについて（決算審査特別委員会審査報告）
- 日程第3 議案第64号 指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第65号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第66号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第67号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第68号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第69号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第9 議案第70号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第71号 大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第72号 大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第73号 大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第74号 大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第75号 大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第76号 令和5年度大空町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第77号 令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第78号 令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第79号 令和5年度大空町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第19 報告第13号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田 栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	佐薙清美
会計管理者	阿部雅浩	産業課長 移住・定住支援室長	秋葉暢康
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	佐川雅仁	建設課長	高 昭寿
総務課参事	稲川浩司	建設課参事	山本純生
総務課参事	中村綱希	住民福祉課長	山本 晃
住民課長	星加政志	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課参事	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	井上 透	生涯学習課参事	村山 修
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平田義和	書記	見延 洸太
------	------	----	-------

以上のとおり報告する。

令和5年12月15日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 5 年第 4 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、8 番、三條幸夫議員及び 9 番、上地史隆議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務等の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 認定第 1 号から認定第 8 号

◇議 長 日程第 2、認定第 1 号、令和 4 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 8 号、令和 4 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件を一括議題とします。

本件は、令和 5 年第 3 回定例会において、議会閉会中の継続審査として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、三條幸夫議員。

◇三條委員長 改めておはようございます。

決算審査特別委員会における審査の結果について、報告いたします。議会提出議案書の 1 ページ及び 3 ページをご覧くださいと思います。

令和 5 年第 3 回大空町議会定例会において設置され、当委員会に審査の付託がありました事件は、認定第 1 号、令和 4 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。認定第 2 号、令和 4 年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 3 号、令和 4 年度大空町後期高齢者医療特別会

計歳入歳出決算認定について。日程第４号、令和４年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。認定第５号、令和４年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。日程第６号、令和４年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。日程第７号、令和４年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第８号、令和４年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての８事件であります。

去る１０月１７日、当議会議事堂におきまして、審査のための特別委員会を開催し、町長をはじめ関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり、認定第１号から認定第８号までの８事件すべて原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会議事規則第７７条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第１号から認定第８号までの８件を一括して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これから、認定第１号、令和４年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第８号、令和４年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの８件を一括して採決します。

お諮りします。認定第１号から認定第８号までの８件の決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この８件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第１号、令和４年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第８号、令和４年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの８件については、認定することに決定しました。

◎日程第３ 議案第６４号

◇議 長 日程第３、議案第６４号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。秋葉産業課長。

◇産業課長 議案書の１ページをお開きいただきたいと思います。議案第６４

号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和5年12月14日提出、大空町長松川一正。

記、1、施設の名称等、大空町女満別本通3丁目10番地、女満別地域振興会館。

2、指定管理者の名称等、大空町女満別本通3丁目2番7号、大空町商工会、会長、河西悟。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

女満別地域振興会館については、住民の地域的な連帯感を醸成するとともに、住民参加による特色ある産業文化の創造を支援することを目的に昭和58年12月に設置してございます。

この施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして本年で6期18年目を迎えてございます。現行の指定管理期間が来年3月31日で満了いたしますが、これまで指定管理者としてきております大空町商工会が長年蓄積してきた施設の管理や運営のノウハウを今後も活用することによって施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが見込まれることから、大空町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき公募によらず指名により指定管理者の候補者として選定したものでございます。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、定例会参考資料1ページに関係資料を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号、指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第64号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第65号

◇議 長 日程第4、議案第65号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。菅野東藻琴総合支所長。

◇支所長 議案書3ページでございます。議案第65号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和5年12月14日提出、大空町長、松川一正。

記、1、施設の名称等、大空町東藻琴末広393番地、東藻琴芝桜公園。

2、指定管理者の名称等、大空町東藻琴末広393番地、株式会社東藻琴芝桜公園管理公社、代表取締役、川口明夫。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

東藻琴芝桜公園につきましては、芝桜公園を中心とした観光事業がもたらす経済効果、雇用促進、生活文化、環境の向上に寄与することを目的として平成12年に開設してございます。

この施設につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入いたしまして今年度で5期17年目を迎えます。現行の指定管理期間は、来年3月31日までで満了いたしますことから、これまで指定管理者としております株式会社東藻琴芝桜公園管理公社が当該施設の管理運営を目的に設立されていること。また、同公社が長年蓄積しております施設の管理や運営のノウハウを今後も活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達するが見込まれることから、大空町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき公募によらず指名により指定管理者の候補者として選定したものでございます。

また、人的サービスや事業許可など、実施事業の成果を検証するため、一定の期間を要する施設であるため、前回同様指定管理期間を3年から5年に延長させていただいております。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料の3ページに関係資料を添付してございますので、ご参照いただけたらと存じます。

以上、提案理由を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第65号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第65号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第66号

◇議 長 日程第5、議案第66号、指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。菅野東藻琴総合支所長。

◇支所長 議案書5ページでございます。議案第66号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和5年12月14日提出、大空町長、松川一正。

記、1、施設の名称等、大空町東藻琴409番地の1、ひがしもこと乳酪館。

2、指定管理者の名称等、大空町女満別昭和96番地1、一般財団法人 めまんべつ産業開発公社、理事長、濱名敏之。

3、指定の期間、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

ひがしもこと乳酪館につきましては、乳製品の研究開発を進めると共に乳製品を通じて地域住民と、そして都市住民との体験交流を深めるところにより、住民の生活向上と地域の活性化を図ることを目的として平成8年に設置された施設でございます。

この施設につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入しまして今年度で5期17年目を迎えております。現在の指定管理期間が来年3月31日で満了いたしますので、ひがしもこと乳酪館につきましては、今回第6期の更新におきまして、大空町公の施設の性格、規模、機能等により現在管理をしている団体が蓄積した管理、運営技術や専門的技術などの経営資源を活

用することによって、施設の設置目的を効果的に達成できることから、公募によらずに指名により指定管理者の候補として選定したものでございます。

さらに、人的サービスや、事業企画など、実施事業の成果を検証するために一定の期間を要する施設であるため前回同様指定管理期間を３年から５年に延長させていただいております。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第７条の規定に基づき指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料の５ページに関係資料を添付してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上、提案理由を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第６６号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第６６号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

（暫時休憩 午前１０時１８分）

（福田淳一議員 退場）

（再開 午前１０時１９分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第６ 議案第６７号

◇議 長 日程第６、議案第６７号、指定管理者の指定についてを議題とし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書、7ページをご覧ください。議案第67号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和5年12月14日提出、大空町長、松川一正。

記、1、施設の名称等、大空町女満別本通1丁目26番地、女満別図書館。大空町東藻琴360番地の1、東藻琴図書館。

2、指定管理者の名称等、大空町女満別西3条4丁目1番11号、一般財団法人、大空町青少年育成協会、会長、福田淳一。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

大空町図書館は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、図書の貸し出しなど広く町民の利用に供すると共に、教養や調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、女満別図書館は平成2年11月、東藻琴図書館に關しましては平成6年7月に設置されているところでございます。

本町の図書館は、大空町図書館条例におきまして両地区に整備をしておりますが、これらの施設を一体的に管理することで、運用上の効果を高め、維持管理費の節減が期待できることから、両施設を一体とした指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

提案の法人は、これまでも指定管理者として利用者に配慮した安全な施設管理を行ってきたところであり、図書館業務のノウハウも持ち、司書の配置も可能であることから、第4期図書館計画及び子ども読書計画の推進に効果的かつ効率的な管理運営が期待できるため、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき公募によらず指定管理者選定委員会の選定を受けたところでございます。

今回の提案につきましては、同条例第7条の規定により、当該法人に関する指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

なお、審議に当たり、議会定例会参考資料7ページから8ページに各関係資料を載せてございますので、ご覧いただければと思います。

以上、提案理由の説明をさせていただきますので、ご審議くださいますようよろしくお願いします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第67号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第67号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第68号

- ◇議 長 日程第7、議案第68号、指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。村山生涯学習課参事。

- ◇生涯学習課参事 議案書9ページをお開きください。議案第68号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。令和5年12月14日提出、大空町長、松川一正。

記、1、施設の名称等、大空町女満別西5条5丁目353番地の3、女満別B&G海洋センター。大空町東藻琴387番地の1、東藻琴B&G海洋センター。

2、指定管理者の名称等、大空町女満別西3条4丁目1番11号、一般財団法人、大空町青少年育成協会、会長、福田淳一。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

大空町B&G海洋センターは、町民の健康増進と青少年の健全育成を図り、地域の連帯感を醸成することを目的として、女満別B&Gは平成3年6月に、東藻琴につきましては昭和63年6月に設置された施設でございます。

本町のB&G海洋センターは両地区に整備をしてございますが、これらの施設を一体的に管理することで運用上の効果を高め、維持管理経費の節減が期待できることから、両施設を一体とした指定管理者の指定を行おうとするものでございます。提案の法人は、これまでも指定管理者として利用者に配慮した安全な施設管理を行ってきたところで、社会体育及び海洋スポーツ振興のための機会の創出や各スポーツ教室の実施に実績があり、インストラクターの配置が可能であることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき公募によらず指定管理者選定委員会の選定を受けたところでございます。

今回の提案につきまして、同条例第7条の規定によりまして、当該法人に関する指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、審議に当たり議会定例会参考資料 9 ページから 10 ページに関係資料を載せてございますので、ご覧いただければと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 68 号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 10 時 27 分)

(福田淳一議員 入場)

(再開 午前 10 時 28 分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎日程第 8 議案第 69 号

◇議 長 日程第 8、議案第 69 号、オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 11 ページでございます。議案第 69 号、オホーツク町村公平委員会規約の変更について。

地方自治法第 252 条の 7 第 2 項及び第 3 項の規定し、オホーツク町村公平委員会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。令和 5 年 12 月 14 日提出、大空町長、松川一正。

13 ページは変更条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の11 ページをお開き願います。

オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約新旧対照表です。

このたびの変更は、オホーツク町村公平委員会における共同設置地方公共団体の長につきまして、令和6年4月1日からは大空町長から興部町長に変更することになりましたことから改めるものでございます。具体的には、右側変更前の規約、第3条第1項中、大空町以下共同設置団体長たる地方公共団体という、の長を、左側変更後では、興部町以下共同設置団体長たる地方公共団体という、の長、に改めます。

附則として、この規約は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号、オホーツク町村公平委員会規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第69号、オホーツク町村公平委員会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第70号

◇議 長 日程第9、議案第70号、大空町国民健康保険税の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書15ページでございます。議案第70号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年12月14日提出、大空町長、松川一正。

議案書17ページから19ページが改正条文でございます。定例会参考資

料 13 ページから 15 ページまで改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料 13 ページをお開きください。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、国民健康保険法施行令が改正されたことから、出産した被保険者に係る国民健康保険税の免除措置に関する改正を行うものでございます。

このたびの改正は世帯に出産予定の国民健康保険の被保険者または出産した被保険者がある場合、当該世帯の出産予定または出産した被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額を出産予定月の前月、多胎妊娠の場合は 3 カ月前から出産予定月の翌々月までの期間について免除するため改正するものとなります。

参考資料 13 ページの上段から説明いたします。第 21 条第 3 項は、国民健康保険税の減税に関して、それぞれ第 1 号、第 2 号では基礎課税分の所得割額、均等割額の減額。第 3 号、第 4 号では後期高齢者支援金等課税額の所得割額、均等割額の減額。

14 ページをご覧くださいと思います。第 5 号、第 6 号では介護納付金課税額の所得割額、均等割額の減額について規定しております。

第 22 条の 3 は、出産被保険者に係る届け出について規定し、第 1 項各号で届け出に必要な事項、第 2 項各号で添付書類について定めています。

15 ページをご覧ください。第 3 項では、第 1 項による届け出は出産被保険者の出産予定日の 6 カ月前から行うことができることを定め、第 4 項は届け出によらず、町長が職権で減額を行うことができることを規定しています。

附則といたしまして、この条例は令和 6 年 1 月 1 日から施行することといたします。適用区分として、附則第 2 項で、改正後の大空町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第70号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第71号

◇議 長 日程第10、議案第71号、大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書21ページでございます。議案第71号、大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年12月14日提出、大空町長、松川一正。

議案書23ページが改正条文でございます。定例会参考資料17ページに改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料17ページをお開きください。

子どもの健康の維持と福祉の増進に併せて、子育て世帯が安心して子育てができるよう、現在中学生までの子どもに対する医療費自己負担分の助成を行い、経済的負担軽減を図っているところですが、さらなる子育て支援策の一環として、令和6年4月より対象を高校生世代に拡大するため、条例の一部改正を行うものです。

17ページの上段から説明をいたします。第2条第1項については、助成対象児童の年齢を満15歳から満18歳に改正するものです。第10条第3号については、受給者証の返戻に関する規定を第2条と同様に、満15歳から満18歳に改正するものです。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行します。経過措置として附則第2項で改正後の大空町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、令和6年4月1日以後受給資格者が受けた医療に係る医療費から適用し、同日前に受けた医療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例によることとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第71号、大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第71号、大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第72号

- ◇議 長 日程第11、議案第72号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

- ◇福祉課長 議案書25ページでございます。議案第72号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年12月14日提出、大空町長、松川一正。

議案書27ページが改正条文でございます。定例会参考資料19ページから22ページまで改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料19ページをお開きください。

条例において基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準を定めた内閣府令が一部改正されたことに伴い、本条例における文言、引用条項を整備するため一部改正を行うものでございます。

19ページの上段でございます。第15条第1項第2号については、現行同条第11項を同条第10項に改正し、引用している法令の項ずれを改めるものでございます。

第36条第3項については、特別利用教育の基準を適用するに当たり読み替えに関する規定を内閣府令で規定する文言に対応して改めるものでございます。

20ページをご覧ください。第37条第1項は現行附則第4条を附則第3条に改正し、21ページにかけて第42条第8項において現行附則第5条を附則第4条に改正することにより、引用している条例附則の条ずれを改めるものでございます。

第51条第3項については現行第50条を前条に改正することにより、内閣府令で規定する文言に対応して改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第72号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第73号

◇議 長 日程第12、議案第73号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書29ページになります。議案第73号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年12月14日提出、大空町長、松川一正。

議案書の31ページから34ページにつきましては改正条例でございます。改正の内容につきましては、参考資料にてご説明いたしますので、大空町議会

定例会参考資料の 23 ページをお開き願います。

道路占用料につきましては、道路法第 39 条において道路管理者である町が条例で定めることとなっており、その額につきましては、道路法施行令に規定している額を準用しているところでございます。国は令和 5 年 4 月 1 日より施行された道路法施行令の一部改正により、道路占用料の額等が改正されていることから、町条例においても同様な改正を行うものである。

別表第 2 条関係の道路占用料の表を改正後の表に改めるものでございます。主なものとしたしまして、表の上段、第 1 種電柱につきましては、改正前は 1 本につきまして 380 円を改正後 430 円に 50 円の増額。また、3 行下の第 1 種電話柱につきましては改正前 340 円を改正後 390 円に 50 円の増額。

24 ページになります。中段下から 4 行目になりますが、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるものにつきましては改正前占用面積 1 平方メートルにつき 1 日 7 円を改正後 6 円の 1 円減額。その下、その他のものにつきましては改正前 67 円を改正後 59 円の 8 円減額などに改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行期日を令和 6 年 4 月 1 日からとしております。

また、改正後の規定は施行日以後に生じる占用料に適用し、施行日以前に生じる占用料は従前の例によるものとしております。

以上、条例改正の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 73 号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 74 号

◇議 長 日程第 13、議案第 74 号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書 35 ページになります。議案第 74 号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 5 年 12 月 14 日提出、大空町長、松川一正。

議案書の 37 ページから 42 ページにつきましては改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にてご説明いたしますので大空町議会定例会参考資料の 27 ページをお開き願います。

河川に係る占用料につきましては、流水占用料、土地占用料、土石採取料及びその他の河川産出物採取料があります。これら占用料等の額は北海道が定めている河川法施行条例により定められた額を準用しているところでございます。北海道は令和 5 年 4 月 1 日より施行された河川法施行条例の一部改正により占用料等が改正されていることから、町条例においても同様な改正を行うものであり、別表第 21 条関係の表を改正後の表に改めるものでございます。流水占用料は、河川水を使用することについての料金であり今回改正はございません。

28 ページをお開き願います。中段やや上の土地占用料につきましては河川敷地の占用に関するものです。主なものといたしまして 29 ページになります。中段上から 5 行目の第 1 種電柱につきましては改正前 1 本につきまして 380 円を改正後 430 円に 50 円の増額。また、その 3 行下、第 1 種電話柱につきましては改正前 340 円を改正後 390 円に 50 円の増額などに改正するものです。

31 ページをお開きください。中段土石採取料及びその他の河川産出物採取料につきましては主なものといたしまして、下から 4 行目木杭改正前 1 束 105 円を改正後 110 円に 5 円の増額。その下、粗朶改正前 1 束 63 円を改正後 66 円に 3 円の増額などに改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行期日を令和 6 年 4 月 1 日からとしております。

また、改正後の規定は、施行日以降に生じる占用料に適用し、施行日以前に生じる占用料は従前の例によるとしております。

以上、条例改正の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第74号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第75号

◇議 長 日程第14、議案第75号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書43ページになります。議案第75号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年12月14日提出、大空町長、松川一正。

議案書の45ページから50ページにつきましては改正条文でございます。改正の内容につきましては、大空町議会定例会参考資料の33ページの新旧対照表に記載しております。

改正の内容につきましては、先ほどお認めいただきました議案第74号と同様の内容となっております。

以上、条例改正の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第75号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第76号

◇議 長 日程第15、議案第76号、令和5年度大空町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書51ページでございます。議案第76号、令和5年度大空町一般会計補正予算(第6号)。

令和5年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,450万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億4,454万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和5年12月14日提出、大空町長、松川一正。

53ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

11款、地方交付税に4,301万1,000円追加。15款、国庫支出金に1億1,226万1,000円追加。16款、道支出金に1億1,298万円を追加。19款、繰入金から1,374万9,000円減額。歳入合計は2億5,450万3,000円を追加し、97億4,454万4,000円とするものです。

54ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費に169万3,000円追加。3款、民生費に1億5,720万9,000円追加。4款、衛生費に245万6,000円追加。6款、農林水産業費に8,889万7,000円追加。8款、土木費に63万3,000円追加。9款、消防費に49万5,000円追加。10款、教育費に292万円追加。歳出合計は2億5,450万3,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、60、61ページをお開き願います。

2款1項7目、企画振興費の18節、鉄道維持対策補助金14万2,000円は、JRの利用促進を図るため、特急列車の運賃などを助成するものですが、不足が生じる見込みでありますことから追加するものです。

3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費の 1 2 節、住民基本台帳システム改修委託料 1 5 5 万 1, 0 0 0 円は、住民記録、印鑑登録に係る氏名ふりがなの法制化に対応するものです。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費の 1 0 節、需用費から 1 8 節、物価高騰対応重点支援給付金まで総額 5, 5 5 4 万 4, 0 0 0 円の追加は、物価高の状況を踏まえ、低所得世帯に対して支援を行うものです。

2 目、老人福祉費の 2 7 節、介護保険事業勘定特別会計繰出金 1 2 7 万 9, 0 0 0 円は、養護老人ホームの入所者が増えましたことから追加するものです。

3 目、障害者福祉費の 1 2 節、障害者自立支援システム改修委託料 3 0 万 3, 0 0 0 円の追加は、障害福祉サービス等の報酬改定にかかるものです。次の 1 9 節、障害者補装具給付費から三つ下の日中一時支援事業給付費まで総額 8, 3 6 2 万 9, 0 0 0 円の追加は、それぞれ当初の予定を上回る利用の見込みでありますことから増額して対応するものです。

2 2 節、前年度障害者総合支援事業費国庫補助金返還金 2, 0 0 0 円、また、次の 2 項 1 目、児童福祉総務費の 2 2 節、過年度子ども・子育て支援交付金道補助金返還金 4 6 0 万 6, 0 0 0 円は、事業費が確定したことによりまして清算するものです。

6 2、6 3 ページをお開き願います。6 3 ページ 1 行目ですが 1 8 節、認定こども園施設型給付費 1, 1 8 4 万 6, 0 0 0 円は、公定価格の増額改定などにより不足が生じますことから追加するものです。

4 款 1 項 1 目、保健衛生総務費の 1 8 節、訪問看護ステーション交通費負担金 2 万 9, 0 0 0 円は、新規の利用が見込まれますことから増額するものです。

2 目、予防費の 2 2 節、前年度母子保健事業国庫補助金返還金 1 6 万 3, 0 0 0 円追加は、事業費の確定によるものです。次 1 2 節、接種円滑化委託料 2 4 6 万 4, 0 0 0 円は、新型コロナウイルスワクチンの接種期間がワクチンの供給不足によりまして、当初の予定より延長となりますことから追加するものです。

6 款 1 項 3 目、農業振興費の 1 8 節、畑地化促進事業補助金 4, 4 4 1 万 3, 0 0 0 円は、水田の畑地化に取り組む事業を支援するものです。次の 1 8 節、病虫害対策洗浄設備整備事業補助金 6 9 0 万円は、圃場への病虫害の侵入拡大を防止するため、農業作業機械や車両などを洗浄する施設を整備するものです。同じく 1 8 節、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金 3, 7 5 8 万 4, 0 0 0 円は、需用の高い作物の生産拡大、病虫害発生リスクの低減、労働負担の軽減を図るため農業機械の導入などを支援するものです。

8 款 5 項 2 目、公園費の 1 0 節、光熱水費 6 3 万 3, 0 0 0 円は、女満別運動公園の電気料につきまして、価格高騰により不足が生じますことから追加するものです。

9 款 1 項 5 目、災害対策費 1 0 節、消耗品費 4 9 万 5, 0 0 0 円は、災害や断水が発生した場合に備え非常用の給水袋を整備するものです。

1 0 款 1 項 2 目、事務局費の 1 0 節、修繕料 2 1 万 2, 0 0 0 円は、G I G A スクール事業として活用しておりますタブレット端末が故障しましたこと

から修繕するものです。

6 項 1 目、保健体育総務費の 1 8 節、体育・文化振興補助金 3 4 万 7, 0 0 0 円は、町民が本町を代表して、文化・スポーツ大会などに参加する場合に係る経費の一部を助成するものですが、不足が生じる見込みでありますことから追加するものです。

6 4、6 5 ページをお開き願います。2 目、体育施設費の 1 4 節、B & G 海洋センター駐車場排水撤去工事 2 1 7 万 8, 0 0 0 円追加は、不具合のある排水設備を撤去し埋め戻す工事を行うものです。

3 目、給食センター費、女満別と東藻琴の学校給食センター管理運営費それぞれ 1 0 節、賄材料費と 1 1 節、運送料総額で 1 8 万 3, 0 0 0 円の追加であります。ホタテの消費を支援するため、学校給食において提供するものです。

続きまして歳入の説明をします。5 8、5 9 ページをお開き願います。

1 1 款 1 項 1 目 1 節、普通交付税 4, 3 0 1 万 1, 0 0 0 円は、臨時の経済対策になるとして追加の交付があったことによるものです。

1 5 款 1 項 2 目 3 節、障害者介護給付費等負担金 4, 1 2 4 万 4, 0 0 0 円は、補装具、介護訓練等の給付に係るものです。次の 4 節、施設型給付費 6 8 8 万 9, 0 0 0 円は、認定こども園施設型給付費の法定価格増額改定に係るものです。

2 項 1 目 1 節、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 5 9 8 万 4, 0 0 0 円は、住民記録などのふりがな対応に係る国庫補助です。

2 目 1 節、障害者総合支援事業費補助金 1 3 万 6, 0 0 0 円は、障害福祉サービス等の報酬改定に伴うシステム改修に対するものです。

3 目 1 節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 2 4 6 万 4, 0 0 0 円は、ワクチン接種に係る国からの補助金です。

8 項 1 目 1 節、地方創生臨時交付金 5, 5 5 4 万 4, 0 0 0 円は、物価高騰を踏まえ低所得世帯を支援する取り組みに係るものです。

1 6 款 1 項 1 目 3 節、障害者介護給付費等負担金 2, 0 6 2 万 2, 0 0 0 円は、障害者総合支援サービスの利用料増などに係る北海道の負担分です。

4 節、施設型給付費 2 9 6 万 1, 0 0 0 円は、認定こども園施設型給付費の公定価格改定に係るものです。

2 項 4 目 1 節、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金 3, 7 5 8 万 4, 0 0 0 円は、農作物の生産拡大などを図る取り組みに係る北海道からの補助金です。次の病害虫対策洗浄施設整備事業補助金 6 9 0 万円は、病害虫の侵入などを防止するための洗浄施設整備に対するものです。畑地化促進事業補助金 4, 4 4 1 万 3, 0 0 0 円は、水田の畑地化に取り組む事業に係るものです。農産加工用備品更新事業補助金 5 0 万円は、本年度すでに予算措置し、メルヘンカルチャーセンターに整備しております電動ミンチ機と大型冷凍冷蔵庫につきまして、北海道からの補助が措置されることとなりましたことから財源として追加するものです。

1 9 款 1 項 1 目 1 節、財政調整基金繰入金 1, 3 7 4 万 9, 0 0 0 円の減額は、今回、補正予算の財源調整のため繰り入れを取りやめるものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいま

すようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 はい、5 番。一般会計の補正の関係で、国と、質問させていただきます。6 2、6 3 ページの 9 款、消防費で、災害対策費で、災害消耗品で給水袋の整備ということがありますので内容等についてもう少し詳しくお知らせいただければと思います。

それから 6 4、6 5 ページの体育施設費で工事請負費の関係で 2 1 7 万 8, 0 0 0 円駐車場排水撤去工事ということで、これから冬工事ですが内容等につきまして追加説明いただければと思います。

◇総務課参事 ただいま鈴木議員からご質問いただきました、災害対策事務費非常用給水袋についてでございます。

本年 9 月 2 0 日に発生しました東藻琴上東地区の老朽水道管破損による漏水による影響で発生しました断水の際に臨時給水場開設しております。その際に大空町備蓄の給水袋を使用した部分の補充及びこの度美幌町から給水袋の支援をいただいております。これについてはなぜかと申しますと、長期化が予想されるという懸念もございます。また、どれほどの方が給水袋を求めているのかということもありまして、既存の備蓄の部分では不確実性があったので、近隣の美幌町快くご支援いただきまして、2, 0 0 0 袋を一時使用させていただけるというようなことで手配をいただいたところでございます。その内全てを使用したわけではなくて、美幌町からもお借りした部分を使用させていただきましたので、そちらの部分の使用した分の返却ということも含め、また、本町の備蓄、使用した分の補充という事で今回補正を予算計上させていただきまして対応するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 ご質問がありました議案書 6 4、6 5 ページの海洋センターの管理費の工事請負費についてご答弁をさせていただきます。

今回工事請負費としまして 2 1 7 万 8, 0 0 0 円の補正予算を計上させていただきましたところですが、この補正に関しましては、1 0 月 2 1 日に女満別 B & G 施設利用者が自家用車を駐車した際に排水溝の金属格子を跳ね上げてしまいまして、車両のフロントバンパーが破損するという事故が起こった経過によるものでございます。

現地の状況から見まして、施設管理側の方に瑕疵があったというものの判断をしております。現在被害者に対しまして賠償の手続を行っているところですが、排水溝が跳ね上がった原因としましては、地盤の隆起による不陸が原因であり、現状のままでは車輛もしくは人的被害を与える可能性があり、また、

除雪のときにも少し事故が起きる可能性があるというような状況で、再発防止のために早急に工事を行いまして、現状を回復していきたいというようなものでございます。

排水溝の金庫格子を撤去しまして、排水溝を埋めて舗装工事を行いたいと考えておりまして、工事請負費に必要な予算を計上したところでございます。以上です。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。63ページの10款1項2目、需用費の中のGIGAスクール事業で先ほどタブレット修繕料で21万2,000円という話がありましたけれど、修繕はなかなか初めてではないかな。どの様な傾向で、何台で、原因がこれだというような、今、家庭に持ち帰りしているものですから、ちょっと傾向等もう少し詳しく知りたいと思います。

◇議 長 井上生涯学習課長。

◇生涯学習課長 ただいま後藤議員からご質問がありました、GIGAスクールの什器備品の修繕の件でございます。

現在、女満別小学校で236台、東藻琴小学校で99台、女満別中学校で166台、東藻琴中学校で75台のクロムブックを使用させていただいております。このうち予備機といたしまして、女満別小学校は1台、東藻琴小学校は1台、女満別中学校は4台、東藻琴中学校は4台ということで、故障などした場合はこの予備機を代替えとして使用してございますが、令和3年度からこの事業が始まっておりまして、現在4年5年と経過をし、先ほど議員の方からご指摘がありましたとおり、自宅への持ち帰りなども現在行っていることから、使用頻度が高くなりまして故障するということが増えている状況でございます。

これまでの状況でいいますと、令和4年度に19台破損しております。令和5年度は15台破損してございます。修理の状況としましては令和4年度に65万770円、令和5年度には57万2,220円ほど修理の負担をしたというような状況でございまして、今年度におきましても、当初の予想よりも故障する台数が増えたということで、今回補正をさせていただくものでございます。

以上であります。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。8番、三條幸夫議員。

◇三條議員 はい、8番。ちょっと2点ばかり教えていただきたいと思います。

61ページのですね、鉄路維持対策補助金額14万2,000円と低いのですけれども、先ほどパンフレットとかお話し有ったのですけれども、今の活動状況どうなっているのかなと分かる範疇で結構ですので教えていただきたい

と思います。

それからもう一点、63ページの負担金補助の交付金の関係で畑地化促進事業補助金ということで、4,441万3,000円計上されております。水田の関係ということは分かるのですが、ちょっと中身もうちょっと詳しく分かる範疇で結構ですので教えて下さい。

以上2点、お願いします。

◇議 長 佐川総務課参事。

◇総務課参事 三條議員の質問にお答えしたいと思います。

鉄路に対します町民意識の高揚と石北線の利用促進を図ることを目的として、J R北海道石北線の利用者に対しまして、鉄路維持対策補助金を交付している状況でございます。片道利用料金の2分の1、最大4,000円の補助としておりまして、当初予算60万円というところでございます。コロナが5類に移行したというところでございますが、予想していた見込み額を大きく上回った状況です。主に旅行されている方が多いというところでございます。さらに多くの方に利用していただくために今回補正させていただくというところで、今現在12月10日現在ですけれども、101名の利用で57万6,000円の支出というところで残り2万4,000円というところでございます。14万2,000円の根拠としましては、過去4年間の月平均のうち、上位3年間の月平均で算出したというところでございます。

◇議 長 秋葉産業課長。

◇産業課長 三條議員の質問にご答弁をさせていただきたいと思います。

畑地化促進事業補助金につきましては、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、円滑な移行を促進し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として実施されている補助事業でございます。今回の補正につきましては、土地改良区の決算金等の支援としまして、令和5年度に畑地化に取り組むこととした農業者に対して、畑地化に伴って土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区外決裁金等支援するものでありまして、補助単価は10アール当たり上限25万円となっておりまして、今回11件、11個人1法人の農業者に対して総額4,441万3,000円を補助するものであります。今回は国の交付決定がなされましたので、増額補正を上程させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

◇三條議員 はい。終わります。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 7 6 号、令和 5 年度大空町一般会計補正予算(第 6 号)を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 6 号、令和 5 年度大空町一般会計補正予算(第 6 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 議案第 7 7 号

◇議 長 日程第 1 6、議案第 7 7 号、令和 5 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書 6 7 ページでございます。議案第 7 7 号、令和 5 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)。

令和 5 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 7 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 1 億 3, 8 8 3 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 6 9 ページでございます。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

3 款、道支出金に 8 7 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入合計は 1 1 億 3, 8 8 3 万円とするものです。

7 0 ページをお開き願います。歳出です。

2 款、保険給付費に 8 7 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明しますので、7 6 ページ、7 7 ページをお開き願います。

2 款 2 項 1 目、高額療養費に 8 7 6 万 3, 0 0 0 円の追加は、当初予定した給付見込みに対しまして、これまでの推移が前年を上回っており、今後の給付の推移も高いものと見込み追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明をします。7 4 ページ、7 5 ページをお開き願います。

3 款 2 項 1 目、保険給付費等交付金に 8 7 6 万 3 , 0 0 0 円の追加は、歳出において追加した高額療養費の財源として実績に応じて、北海道から交付される普通交付金でございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 7 7 号、令和 5 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 7 号、令和 5 年度大空町健康保険事業特別会計補正予算（第 4 項）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 7 議案第 7 8 号

◇議 長 日程第 1 7、議案第 7 8 号、令和 5 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 7 9 ページをお開きください。議案第 7 8 号、令和 5 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 5 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 , 2 4 2 万 6 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 9 , 0 6 7 万 7 , 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出、大空町長、松川一正。

8 1 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

3 款、国庫支出金に 2 1 万 8, 0 0 0 円を追加。7 款、繰入金に 1 2 7 万 9, 0 0 0 円を追加。9 款、諸収入に 1, 0 9 2 万 9, 0 0 0 円を追加。歳入合計は 1, 2 4 2 万 6, 0 0 0 円を追加し、7 億 9, 0 6 7 万 7, 0 0 0 円とするものです。

8 2 ページをお開きください。歳出です。

1 款、総務費に 4 3 万 7, 0 0 0 円を追加。3 款、地域支援事業費に 1, 1 9 8 万 9, 0 0 0 円を追加。歳出合計は 1, 1 4 2 万 6, 0 0 0 円で、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので 8 8、8 9 ページをお開きください。歳出です。

1 款 1 項 1 目、一般管理費、総務一般事務費 1 2 節、介護保険システム改修委託料 4 3 万 7, 0 0 0 円の追加は、来年度に向けて介護報酬の改定や税制改正に伴うシステム改修が必要なことから予算を追加するものです。

3 款 4 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費 1 1 節、審査支払い手数料 2 万円の追加。1 8 節、介護予防サービス給付費 1, 0 9 0 万 9, 0 0 0 円の追加、合わせて 1, 0 9 2 万 9, 0 0 0 円の追加につきましては、要支援 1、要支援 2 の認定を受けて、介護予防サービスを利用したときの国保連合会に支払う審査支払手数料の給付費になりますけれども、平成 3 0 年度から令和 4 年度分の訪問介護サービス給付費の一部に必要な計算がされていず、サービス事業所より過誤として給付費の変更があったものを、現年度分の給付費の中で対応したことによるものです。

同じく 1 9 節、老人福祉施設措置費に 1 0 6 万円の追加は、新たに養護老人ホームに 1 名入所措置に対応するものです。

続きまして歳入の説明を申し上げますので 8 6、8 7 ページをお開きください。

3 款 2 項 5 目 1 節、介護保険システム改修事業補助金に 2 1 万 8, 0 0 0 円の追加は、事業の 5 0 % を国から交付されるものです。

7 款 1 項 1 目 1 節、介護給付費繰入金に 1 2 7 万 9, 0 0 0 円の追加は、財源調整のため一般会計から繰り入れるものです。

9 款 3 項 3 目 1 節、給付費返納金に 1, 0 9 2 万 9, 0 0 0 円の追加は、歳出で説明いたしました介護給付費に係る過誤納金の還付金でありまして、歳出の給付費と同額となります。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号、令和5年度介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします、本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第78号、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第79号

◇議 長 日程第18、議案第79号、令和5年度大空町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 追加議案書の1ページでございます。議案第79号 令和5年度大空町一般会計補正予算(第7号)。

令和5年度大空町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ572万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億5,026万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

継続費。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の事業名、経費の総額及び年割額は、第2表、継続費による。令和5年12月15日提出、大空町長、松川一正。

3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

19款、繰入金に572万円を追加し、歳入合計は97億5,026万4,000円とするものです。

4ページをお開き願います。歳出です。

10款、教育費に572万円を追加し、合計を歳入合計と同額とするものです。

5ページをご覧ください。第2表、継続費です。

10款4項、大空高等学校交流拠点施設整備事業、総額1億9,063万円、年割額を令和5年度572万円、令和6年度1億8,491万円といたしまして、高校交流拠点施設の増築工事を2箇年の継続費として設定するものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので12、13ページをお開き願います。

10款4項4目、寄宿舎の14節、大空高等学校交流拠点施設増築工事に572万円の追加は、入寮生の増加が見込まれますことから、受け入れ体制を整備するものです。

続きまして歳入の説明いたしますので10、11ページをお開き願います。

19款1項2目1節、公共施設等整備基金繰入金572万円は、今回補正の財源として追加するものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
8番、三條幸夫議員。

◇三條議員 はい、8番。一つはですね、大空高等学校交流拠点施設増築工事の行わなければならなくなった経過等含めて、詳細についてもっと、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

◇議 長 井上生涯学習課長。

◇生涯学習課長 ただいまの三條議員のご質問についてご答弁を申し上げます。

大空高校の交流拠点施設につきましては、本年4月から供用開始しております。ご承知のとおり、大空高校生の寮としての機能を併せ持つ施設となっております。現在、入寮生は定員40名に対しまして、38名が入寮してご利用いただいている状況でございます。

6月の定例会の一般質問におきましてもありましたとおり、新年度におきまして、入寮生の増加に伴う居室の不足が懸念をされていたところであります。その後のオープンスクールが8月と11月に実施をされまして、道内外から入学を検討している多くの中学生に参加をいただいたところでございます。

オープンスクールの状況から、今後の入寮生の見込みを試算しましたところ、概ね26名程度新入寮生が入るのではないかとということとなっております。先ほどご説明いたしましたとおり、現在定員に対して2名の空きのある状況に加えまして3月で卒業する3年生8名分を加算いたしましても、10名分しか居室が確保できない状況ということがわかりました。したがって、新年度におきまして16名程度は居室が不足するということがほぼ確実な状況となったところでございます。

これに対しまして教育委員会としてどの様に対応すべきか検討してまいりました。現在の大空高校の注目度の高さ、こちらから今後もこの道内外、道内遠方もしくは道外からの入寮生が増えるということは続くというようなことで考えているところでございます。したがって、教育委員会といたしましては交流拠点施設を増築すべきということで判断をいたしましたところでございます。

増築の内容でございますけれども、まず定員につきましては、現在1学年の定員が40名となっております、このうち5割を町外としておりますこと

から各学年20名、加えまして現在高校魅力化の一環として行っております地域みらい留学365、これは高校2年生の1年間のみ実施をしていますけれども、4人受け入れするという内容でありますことから、24名分の居室を確保し、現在の交流拠点施設の定員を64名としたいというようなことで検討を進めてまいりました。

工事の内容といたしましては、既存の施設の居室と同等の2人部屋と4人部屋がございますが、2人部屋を8室、4人部屋を2室合計24名分10室を増築するというので、生徒が増えることによりまして不足が見込まれるトイレ、洗面台も設置したいというようなことで考えているところでございます。

可能な限り早期に完成をさせたいという考えのもと、設計と施工を一括で発注するというので考えております。本日、補正予算を認めいただきましたら早急に入札の準備に取り掛かりまして本年中に仮契約を締結したいという考えでございます。年度内に設計と建築確認申請までを終わらせて4月に着工し、8月に完了するというような見込みでおります。

また、完成までの間入寮生の受け入れをどうするかということにつきましては現在検討しております。改めまして議員の皆様にはご協議をさせていただきたいと考えておりますので、その際におきましてはご指導を賜りたいというふうに思っております。

また、この件に関しましては、ふれあいトークにおきまして説明をし、町民の理解を求めていく予定でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、ご説明とさせていただきます。

◇議 長 8番、三條幸夫議員。

◇三條議員 はい、8番。大体の流れは分かりました。この検討の時に、古い寮の利用については検討をされたのかそこちょっとお答えいただきたい。

それと、今後のスケジュールの中で住民へのPRということで、住民へのPRの仕方について、もうちょっと詳細なるふれあいトークだけではなくてもっと広い範囲で、例えば広報ですとか色々な広報媒体があると思うのですが、その分についてお答えいただければと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前11時40分)

(再開 午前11時41分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
関谷教育長。

◇教育長 三條議員からのご質問にお答えします。

旧寮については内部では今検討しているところですが、今現在ちょっとお答えする状況では無いので今後検討してまいりましたら、皆さんの方にご検討いただきたいと思いますので、今現在はちょっと内部内での検討ということになっております。

あとですね、住民の説明ですが、私達教育員会といたしましてはふれあいトークで十分説明してまいりたいと今現在では考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

◇議 長 8 番、三條幸夫議員。

◇三條議員 ちょっと誤解を与えたかもしれませんが、古い寮の方ですね当初検討したと思うのですけれども、色々どういうふうなあり方で触れたのかなと分からないので、話の過程の中でその一つの対策として検討されたのだと思いますけれども、やはりこの方法ではだめだという事で増設に至ったと、そのところちょっと聞きたかったのですけれども。あの、詳しくは結構ですので、もう相当建物も古いし補修費どの位掛かって、企画するときこうだったというその部分だけちょっとお聞かせ願いたい。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 11 時 43 分)

(再開 午前 11 時 44 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
関谷教育長。

◇教育長 ただいまの質問にお答えします。

旧寮についてですが、6月の定例の議会の方でもご説明したとおり、旧寮も含めてということで私もご答弁させていただきましたが、旧寮を使うということで、余りにも古くて子どもたちが入るには、これからのことを考えるとやはり新しく増築ということで考えてまいりました。色々人件費等も考えてハウスマスター等人件費のこともありましたので、一番は子どもたちのためにと思い増築という考えに至ったところです。

◇議 長 8 番、三條幸夫議員。

◇三條議員 8 番。住民の皆さん色々に関心をお持ちだと思います。これからのPR等十分努めていただきながらですね、進めていただければありがたいなと思います。

以上質問を終わります。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第79号、令和5年度大空町一般会計補正予算(第7号)を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第79号、令和5年度大空町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 報告第13号

◇議 長 日程第19、報告第13号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第13号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告申し上げます。

検査の対象となった月は、令和5年8月分から令和5年10月分であります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては9月15日、9月分につきましては10月20日に、10月分につきましては11月27日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町長 令和5年第4回定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会では7名の議員の方から11項目にわたる一般質問を頂だし、一般議案といたしまして、指定管理者の指定でありますとか、条例改正、各会計補正予算、さらには追加議案一般会計補正予算についてもご提案をさせていただき可決をいただきました。

また、10月に決算審査特別委員会として令和4年度各会計の決算を認定いただいておりますが、今定例会では大空町議会として正式に認定いただきました。ありがとうございます。

そして何より追加議案で提案させていただきました一般会計補正予算、大空高等学校交流拠点施設増築工事を継続費としてお認めいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

本日に至るまでに何度も協議をさせていただく場を提供いただきました。そのことに対しましても厚くお礼を申し上げたいとその様に思います。

今年、令和3年4月に新しい大空高等学校として誕生し2年と9カ月が終わろうとしております。1クラス40人1間口ではありますが、私は正直なところ当時は一職員としての思いでありますけども、旧女満別高等学校と旧東藻琴高等学校が一つとなった新しい高校に本当に生徒が集まってくれるだろうかという懐疑的な思いを持っていたのは正直なところであります。しかしながら校長先生を始め、教職員の皆さん、担当職員、そして何よりも町民皆さんの熱意により、たくさんの学生に志望いただけるそういう高校になってきたと、そのように思っております。

本年4月に開設いたしました交流拠点施設の部屋数の不足が見込まれ、増築を余儀なくされたことは、まさにうれしい悲鳴でもあるかなとそのようにも感じております。ただし、まだようやく3年間が経過するだけのことであります。大空高等学校が将来にわたり生徒にとって魅力的でかつ選ばれる高校となるよう、また、地域社会に貢献する人材を育てて行く事ができるよう町も努力してまいりますので、議員各位に置かれましてもご理解とご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

さて、今年を振り返りますと新型コロナウイルスが5月に5類に移行し、さまざまなイベントを実施することができましたが、やはり今年は何といっても猛暑が私たちの生活や基幹産業である農業に影響を与えた1年となりました。大規模な災害が無かったことは幸いではありますが、地球温暖化による気候変動に対して私たちは早急に行動を起こしていかなければならないと実感したところであります。

さて、いよいよ本格的な冬を迎えます。いまだ収束していない新型コロナウイルス感染症、そして、今まさに猛威を振るっているインフルエンザに感染しないよう体調にお気を付けていただきたい、そのように思います。

来る年2024年も災害がなく、そして実り豊かな豊穡な秋を迎えられますことを心からお祈りいたします。

最後に、議員各位におかれましては今後ともさまざまな見地からご指導いただきますようお願い申し上げ、また、今回の議会に対するお礼を申し上げます。そして、私からのご挨拶とさせていただきます。

今年1年間誠にありがとうございました。

◇議 長 以上で、令和5年第4回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午前11時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 3 月 6 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 三 條 幸 夫

署 名 議 員 上 地 史 隆